

系統金融機関向けの総合的な監督指針

様式・参考資料編

令和7年3月

金融庁監督局

農林水産省経営局

I 申請書等様式集

法令等に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令等に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者から書式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、以下の書式例は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、また、一般的に必要とされる事項を記載したものとなっていることから、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。

申請書等様式

1. 認可申請書

- 1 認可対象会社を子会社とすること【共通】
- 2 事業譲渡【共通】
- 3 事業譲受け【共通】
- 4 1年を超えて子会社とすること【共通】
- 5 子会社の業務を変更すること【共通】
- 6 定款変更【農中】
- 7 資本金の減少【農中】

2. 承認申請書

- 1 同一人に対する信用供与の特例【共通】
- 2 特定関係者との間の取引等の特例の承認【共通】

3. 届出書

- 1 従たる事務所の設置【農中】
- 2 従たる事務所の移転届出書【農中】
- 3 従たる事務所の廃止【農中】
- 4 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置等【農中】
- 5 事務所等の休日【農中】
- 6 臨時休業及び業務再開【農中】
- 7 資本金の増加【農中】
- 8 役員の選退任【農中】
- 9-1 基準議決権数を超える議決権の取得又は保有【共通】
- 9-2 基準議決権数を超える議決権の1年を超える保有【共通】
- 10 子会社対象会社の議決権の取得又は保有【共通】
- 11 基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合【共通】
- 12 子会社の合併【共通】
- 13 子会社の業務の全部の廃止【共通】
- 14 不祥事件【共通】
- 15-1 (永久)劣後特約付借入金の受入れ(変更)【共通】
- 15-2 (永久)劣後特約付借入金の期限前弁済【共通】
- 16 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用【共通】
- 17 連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断【共通】
- 18 特殊関係者を新たに有することになった場合【共通】
- 19 特殊関係者でなくなった場合【共通】
- 20 基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社又は特殊関係者が認可対象会社に該当することとなった場合【共通】
- 21 子会社の名称(住所)変更【共通】
- 22 コンピュータ・システムに障害等が発生した場合【農中・組合】
- 23 特定信用事業代理業の委託(再委託)【組合】
- 24 農林中央金庫代理業の委託(再委託)【農中】

4. 海外営業所等に係る申請書等

- 1 海外の従たる事務所の設置【農中】
- 2 海外の従たる事務所の移転【農中】
- 3 海外の従たる事務所の廃止【農中】
- 4 海外認可対象会社を子会社とすること【農中】
- 5 職員常駐海外施設設置届出【農中】
- 6 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合【農中】
- 7 海外付随業務取扱施設等の設置等【共通】
- 8 外国における主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置等【農中】
- 9 海外における委託契約の締結【農中】
- 10 海外における委託契約の終了【農中】

5. 系統金融機関に係る申請書類等

- 1 農業協同組合法第10条第18項に基づく農業協同組合の指定について【知事】
- 2 農業協同組合法第10条第18項に基づいて指定された農業協同組合の合併(解散)について【知事】
- 3 特定農業協同組合承認申請書【農協】
- 4-1 特定農業協同組合の承認について(報告)【知事】
- 4-2 第2号特定農業協同組合の承認の取消し及び第1号特定農業協同組合の承認について(報告)【知事】
- 5 特定農業協同組合の合併(解散)について【知事】
- 6 事業計画書【信連】
- 7 決算速報【信連】
- 8 仮決算速報【信連】

6. 特定信用事業代理業に係る申請書等

- 1 特定信用事業代理業の許可【組合】
- 2 特定信用事業代理業の再受託の許可【組合】
- 3 兼業の承認【組合】
- 4 変更の届出【組合】
- 5 廃業等の届出【組合】
- 6 業務開始【組合】
- 7 定款変更【組合】
- 8 委託契約書(再委託契約書)の変更【組合】
- 9-12 変更の届出(半期分提出用)【組合】
- 13 不祥事件等【組合】
- 14 特定信用事業代理業に関する報告書縦覧申請書【組合】

7. 農林中央金庫代理業に係る申請書等

- 1 農林中央金庫代理業の許可【農中】
- 2 農林中央金庫代理業の再受託の許可【農中】
- 3 兼業の承認【農中】
- 4 変更の届出【農中】
- 5 廃業等の届出【農中】
- 6 業務開始【農中】

- 7 定款変更【農中】
 - 8 委託契約書（再委託契約書）の変更【農中】
 - 9-12 変更の届出（半期分提出用）【農中】
 - 13 不祥事件等【農中】
 - 14 農林中央金庫代理業に関する報告書縦覧申請書【農中】
8. 外国銀行代理事業（業務）に係る認可等
- 1-1 外国銀行代理事業（業務）に係る認可【共通】
 - 1-2 外国代理業務に係る届出【農中】
 - 2 所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書【共通】
 - 3 所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書【共通】
 - 4 所属外国銀行に関する合併届出書【共通】
 - 5 所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書【共通】
 - 6 所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書【共通】

- 7 所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書【共通】
 - 8 所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書【共通】
 - 9 所属外国銀行に関する発行済株式（出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書【共通】
9. 代理事業に係る申請書等
- 1 業務代理組合の代理事業に係る認可（又は変更認可）【農中又は信連】
 - 2 変更の届出【農中又は信連】
 - 3 定款変更【農中又は信連】
 - 4 委託契約書の変更【農中又は信連】
 - 5 不祥事件等【農中又は信連】
 - 6 代理事業に関する報告書縦覧申請書【農中又は信連】

認可対象会社を子会社とすること
別紙様式1－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

認可対象会社（○○○を営む会社）を子会社とすることに係る認可申請書

○○を子会社とすることについて、農業協同組合法第11条の66第4項（農林中央金庫法第72条第4項）の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

（注）添付書類

- 1 別紙様式1－1の2
- 2 信用事業命令第38条第1項又は農中法施行規則第100条第1項に掲げる書類

別紙様式1-1の2

子 会 社 の 名 称				
主たる営業所の住所				
業 務 の 内 容				
会社の状況	(売上高) (経常損益) (当期損益)	(総資産) (資本金)		
取締役及び監査役 の役職名及び氏名 (役員略歴を添付)				
従 業 員 の 数	従業員 名			
取 得 議 決 権	万株 億円 (総株主の議決権に対する割合 %)			
総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況		取得前	取得後	増減
	総株主等の議決権			
	保有議決権数			
	保有議決権割合	%	%	%
株 式 取 得 の 理 由				
取 得 後 の 主要株主等の構成	A社 B社 C社	(総株主の議決権に対する割合 %) (総株主の議決権に対する割合 %) (総株主の議決権に対する割合 %)		
実 行 予 定 日	年 月 日 ()			

- (注) 1 取締役及び監査役については、当該系統金融機関出身の場合は、その旨記載すること
2 主要株主のうち当該系統金融機関の子会社、子法人等、関連法人等に該当する場合は、その旨記載すること

事業譲渡
別紙様式1-2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
(又は財務(支)局長○○○○ 殿)
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○信用農業協同組合連合会（農業協同組合）事業譲渡認可申請書

○○信用農業協同組合連合会（農業協同組合）の事業を譲渡いたしたく、農業協同組合法第50条の2第3項の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式1-2の2
- 2 譲渡事業所付近の系統金融機関事業所分布状況の略図
- 3 信用事業命令第50条第1項第1号から第8号に掲げる書類

別紙様式1-2の2

本所 の 名 称	
本所 の所在地	
実 行 予 定 日	年 月 日（ ）
理 由	
事業譲渡の相手方	
債権者に対する公告 及 び 催 告 の 状 況	
事業譲渡に伴う費用等	
事業譲渡の日程	

(注) 「事業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること

事業譲受け
別紙様式1－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
(又は財務(支)局長○○○○ 殿)
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○信用農業協同組合連合会(農業協同組合)の事業譲受け認可申請書

○○信用農業協同組合連合会(農業協同組合)の事業を譲受けをいたしたく、農業協同組合法第50条の2第3項の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式1－3の2
- 2 譲受け事業所付近の系統金融機関事業所分布状況の略図
- 3 信用事業令第51条第1項第1号から第10号に掲げる書類

別紙様式1-3の2

本所の名称	
本所の所在地	
実　行　予　定　日	年　　　月　　　日（　）
理　　　　　　　由	
事業譲受けの相手方	
債権者に対する公告及び 催告の状況	
事業譲受けに伴う費用等	
事業譲受けの日程	

1年を超えて子会社とすること

別紙様式1－4

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

農業協同組合法第11条の66第5項（農林中央金庫法第72条第5項）
の規定に基づき、1年を超えて子会社とすることに係る認可申請書

○○を引き続き1年を超えて子会社とすることについて、農業協同組合法第11条の66第5項（農林中央金庫法第72条第5項）の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

（注）添付書類

- 1 別紙様式1－4の2
- 2 信用事業令第38条第1項に掲げる書類（信用事業令第38条第3項において準用）又は農中法施行規則第100条第1項に掲げる書類（農中法施行規則第100条第4項において準用）

別紙様式1-4の2

子 会 社 の 名 称	
主たる営業所の住所	
業 務 の 内 容	
会社の状況	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (当期損益)
取締役及び監査役 の役職名及び氏名 (役員略歴を添付)	
従 業 員 の 数	従業員 名
取 得 議 決 権	万株 億円 (総株主の議決権に対する割合 %)
申 請 理 由	
主要株主等の構成	A社 (総株主の議決権に対する割合 %) B社 (総株主の議決権に対する割合 %) C社 (総株主の議決権に対する割合 %)

(注) 1 取締役及び監査役については、当該系統金融機関出身の場合は、その旨記載すること
2 主要株主のうち当該系統金融機関の子会社、子法人等、関連法人等に該当する場合は、その旨記載すること

子会社の業務を変更すること

別紙様式 1－5

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

農業協同組合法第11条の66第6項（農林中央金庫法第72条第13項）
の規定に基づき子会社の業務を変更することに係る認可申請書

子会社である○○を農業協同組合法第11条の66第1項第○号（農林中央金庫法第72条第1項第○号）
に該当する会社とすることについて、農業協同組合法第11条の66第6項（農林中央金庫法第72条第13項）
の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

（注）添付書類

- 1 別紙様式 1－5 の 2
- 2 信用事業命令第38条第1項に掲げる書類（信用事業命令第38条第4項において準用）又は農中法施行規則第100条第1項に掲げる書類（農中法施行規則第100条第9項において準用）

別紙様式1-5の2

子 会 社 の 名 称				
主たる営業所の住所				
変更前の業務内容				
変更後の業務内容				
変 更 理 由				
会社の状況	(売上高) (経常損益) (当期損益) (総資産) (資本金)			
取締役及び監査役 の役職名及び氏名 (役員略歴を添付)				
従 業 員 の 数	従業員 名			
保 有 議 決 権	万株 億円 (総株主の議決権に対する割合 %)			
総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況		取得前	取得後	増減
	総株主等の議決権			
	保有議決権数			
	保有議決権割合	%	%	%
主要株主等の構成	A社 (総株主の議決権に対する割合 %) B社 (総株主の議決権に対する割合 %) C社 (総株主の議決権に対する割合 %)			
実 行 予 定 日	年 月 日 ()			

- (注) 1 取締役及び監査役については、当該系統金融機関出身の場合は、その旨記載すること
2 主要株主のうち当該系統金融機関の子会社、子法人等、関連法人等に該当する場合は、その旨記載すること

定款変更
別紙様式 1－6

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

定 款 変 更 認 可 申 請 書

定款を変更しましたので、農林中央金庫法第49条第2項の規定に基づき、下記のとおり認可を申請いたします。

_____ ○ _____

(注) 添付書類

- 1 別紙様式 1－6 の 2
- 2 農林中央金庫法施行規則第 49 条に掲げる書類（同条第 5 号に掲げる書類には変更前の定款（写）及び定款変更新旧対照表を含む。）

別紙様式1－6の2

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
総会（総代会）決議日		年 月 日（ ）
変 更 日		年 月 日（ ）
理 由		

資本金の減少

別紙様式 1－7

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

農林中央金庫

代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

減 資 認 可 申 請 書

資本金を減少いたしたく、農林中央金庫法第4条第3項の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式 1－7 の 2
- 2 農林中央金庫法施行規則第4条第1項に掲げる書類

別紙様式1－7の2

経営管理委員会決議日	年 月 日 ()		
資本金の減少の方法			
理 由			
減資予定日	年 月 日 ()		
授 権 出 資	千口	百万円	
現 行 資 本 金	千口	百万円	
減資する資本金の額 (予定)	千口	百万円	
減資後の資本金 (予定)	千口	百万円	
前回の増 (減) 資年月日	年 月 日 ()		
前回の増 (減) 資額	千口	百万円	
諸 比 率 の 推 移	減 資 直 前 期 %	減 資 実 行 期 (予定) %	減資実行 翌 期 (予定) %
	資本収益率 内部留保率		

- (注) 1 「経営管理委員会決議日」とは、農林中央金庫が資本金を減少する旨の経営管理委員会の決議日 (新出資 (条件) 決議の経営管理委員会とは異なる) を記載すること
2 「資本金の減少の方法」には、会員割当又は募集等の別を記載すること
3 諸比率は、次の算式により計算すること

$$\textcircled{1} \text{ 資本収益率} = \frac{\text{当年度純利益}}{\text{期中平均資本金}}$$

$$\textcircled{2} \text{ 内部留保率} = \frac{\text{内 部 留 保 額}}{\text{対 外 流 出 額}}$$

同一人に対する信用供与の特例

別紙様式 2-1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

信用の供与等の特例承認申請書

○○○に対して信用供与等限度額を超えて信用の供与等をいたしたく、農業協同組合法第11条の8第1項（又は第2項）（農林中央金庫法第58条第1項（第2項））の規定に基づき、承認を申請いたします。

○

（注） 1 添付書類

- ① 別紙様式 2-1 の 2
 - ② 信用事業命令第 18 条第 4 項第 2 号（農中法施行規則第 74 条第 4 項第 2 号）に掲げる書面
 - ③ 信用事業命令第 18 条第 4 項第 3 号（農中法施行規則第 74 条第 4 項第 3 号）に掲げる書面（原則として、信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びそのシェアの推移、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を含む。）
- 2 一つの受信者グループに係る農協法第 11 条の 8 第 1 項及び第 2 項（農中法第 58 条第 1 項及び第 2 項）に基づく承認の申請を同じ申請書にまとめて記載することができる。この場合、同条第 1 項及び第 2 項それぞれに関する別紙様式 2-1 の 2 を添付する。

別紙様式 2－1 の 2

(1) 自己資本の額及び信用供与等限度額

(単位：百万円)

自己資本額 A	信用供与等限度額 $B = A \times 25\%$

(2) 同一人に対する信用の供与等の詳細

(単位：百万円、%)

信用の供与等を受ける者	
信用の供与等を受ける者の 事業の内容	
取引の概要	
信用の供与等の額 $C = D$ の合計－E	
各勘定科目の信用の供与等の額 (控 除 前) D	
控 除 項 目 の 額 E	
信用供与等限度額を超過する額 $F = C - B$	
自己資本額に対する比率 F / A	
理 由	

(注) 記載要領

1. 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託に係る信託契約を締結している場合には、固有勘定と元本補てん付き金銭信託に係る信託勘定の合計を記載すること
2. 「自己資本額」欄は、信用事業命令第 17 条第 2 項（農中法施行規則第 73 条第 2 項）に定める自己資本の額（農協法第 11 条の 8 第 2 項の規定による承認の申請の場合は、農中法施行規則第 76 条第 4 項）に定める自己資本の純合計額）を記載すること。なお、直近決算期末（半期決算を行っている金融機関で、直近が中間期末の場合は直近中間期末。以下同じ。）以降に自己資本額が大きく変動するような事案が生じていない場合に限り、直近決算期末の計数を欄外にその旨明記した上で用いることができる。
3. 「信用の供与等を受ける者」欄は、1 つの受信者グループに属する信用の供与等を受けている者の全てを記載すること
4. 「信用の供与等を受ける者の事業の内容」は、受信者グループに属する信用の供与等を受けている者

の全てについて、「総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J—金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

5. 「取引の概要」は、1つの受信者グループに属する信用の供与等を受けている者との取引のうち主たるものの内容が分かるように記載する。

（記載例） ・ ○に対する設備資金の融資

・ ○の発行する第○回普通社債（○○ 年 月 日償還）の保有

6. 「各勘定科目の信用の供与等の額（控除前）」欄は、信用事業命令第16条又は農中法施行規則第72条に掲げる勘定科目毎に信用の供与等の額を記載すること

7. 「自己資本額に対する比率」は、小数第2位（小数第3位以下を四捨五入）まで記載すること

8. 「理由」欄は、信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由、信用供与等限度額超過の解消に向けた今後の取組み（信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を策定しない場合にはその理由を含む。）等を具体的に記載すること

特定関係者との間の取引等の特例の承認
別紙様式2-2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定関係者との間の取引等の特例の承認申請書

特定関係者である○○○○との間において取引等をいたしたく、農業協同組合法第11条の9ただし書（農林中央金庫法第59条ただし書）の規定に基づき承認を申請いたします。

○

（注）添付書類

- 1 別紙様式2-2の2
- 2 取引対象である特定関係者の概要等その他行政庁の長が必要と認める事項を記載した書類

別紙様式2-2の2

取引 対 象	商号（組合）			
	所在地			
	代表者（代表理事名）			
	会社（組合） の状況	(売上高) (経常損益) (当期損益)	(総資産) (資本金（出資金）)	
	特定関係者 となる事由			
	主要株主等の構成	A社 B社 C社	(総株主の議決権に対する割合) (総株主の議決権に対する割合) (総株主の議決権に対する割合)	% % %
取引内容		〇〇年度 支援金額合計 (内訳) ・ ・	百万円 百万円 ・ ・	
過去の取引内容		〇〇年度 支援金額合計 (内訳) ・ ・	百万円 百万円 ・ ・	
取引を行う理由				
その他 (監督指針Ⅲ－４－５に 関して貴系統金融機関 としての認識等)				

従たる事務所の設置
別紙様式3-1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○ ○ 設 置 届 出 書

○○を設置いたしたく、農林中央金庫法第3条第3項の規定に基づき、お届けいたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式3-1の2・・・理由書
- 2 設置する従たる事務所の場所を示した地図及びその従たる事務所の略図

別紙様式3-1の2

従たる事務所の 名 称			
設 置 予 定 地			
設 置 予 定 日	年 月 日 ()		
理 由			
営 業 日			
営 業 時 間			
取 扱 業 務			
従たる事務所の概要	土 地 建 物 構 造	m ² (坪)	所有・買取・賃借 新築・買取・賃借
	延面積 営業室	m ² (坪) m ² (坪)	
	相手方 土 地 建 物		
犯罪防止措置 及 び 顧客情報管理			
業 務 業 績 予 想	第1期 百万円	第2期 百万円	
	預 金 貸 出 損 益 人 員	人	人

(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること

2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄は、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること

従たる事務所の移転届出書
別紙様式3-2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○ ○ 移 転 届 出 書

○○の移転をいたしたく、農林中央金庫法第3条第3項の規定に基づき、お届けいたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式3-2の2
- 2 移転前及び移転後の従たる事務所の場所を示した地図及びその従たる事務所の略図

別紙様式3-2の2

従たる事務所の 新 名 称	
従たる事務所の新所在地	
従たる事務所の現所在地	
移 転 予 定 日	年 月 日 ()
理 由	
営 業 日	
営 業 時 間	
取 扱 業 務	
新従たる事務所の 概 要	土 地 建 物 構 造 延面積 事務室 相手方 土 地 建 物 m² (坪) 所有・買取・賃借 新築・買取・賃借 m² (坪) m² (坪)
犯罪防止措置 及び 顧客情報管理	
業務実績・予想	実績 (前々期) (前 期) 予想 (1期目) (2期目) 百万円 百万円 百万円 百万円 預 金 貸 出 損 益 人 員 人 人 人 人

- (注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること
- 2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄は、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること
- 3 移転後の従たる事務所が既存の従たる事務所への店舗内店舗方式による移転の場合、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄の記載と従たる事務所の略図の添付は不要とする
- 4 移転前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、当該欄に変更前の内容も記載すること

従たる事務所の廃止
別紙様式3-3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○ ○ 廃 止 届 出 書

○○を廃止いたしたく、農林中央金庫法第3条第3項の規定に基づき、お届けいたします。

_____ ○ _____

- (注) 添付書類
- 1 別紙様式3-3の2
 - 2 廃止従たる事務所付近の金融機関営業所分布状況の略図

別紙様式3-3の2

従たる事務所の名称			
従たる事務所の所在地			
業 務 継 承 店			
廃 止 予 定 日	年	月	日 ()
理 由			
廃 止 後 の 措 置	業 務 職 員 不動産		
業 務 実 績 (取 引 実 績)	実績 (前々期) 百万円	(前 期) 百万円	
	預 金 貸 出 損 益 人 員		人 人
廃 止 の 日 程			

(注) 1 「業務継承店」欄には、従たる事務所の名称、所在地及び廃止従たる事務所との距離を記載すること
2 廃止後に事務所等を設置する場合又は当該業務を代理させる場合は、「廃止後の措置」欄にその旨記載すること

主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置等
別紙様式3-4

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置等届出書

標記のことについて、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表(別紙様式3-4の2)を作成し、個別表(設置については別紙様式3-4の3、移転については3-4の4、廃止については3-4の5)も添付すること
- 2 不必要な文字は削除の上作成すること
- 3 添付書類
- ① 事務所等設置の場合、設置する事務所等の場所を示した地図及びその事務所等の略図
 - ② 事務所等移転の場合、移転前及び移転後の事務所等の場所を示した地図及びその事務所等の略図
 - ③ 事務所等廃止の場合、廃止事務所等付近の金融機関営業所分布の略図

別紙様式 3－4 の 2

主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置・移転・廃止に関する届出書
総括表（ 年度 半期分）

番号	設置・移転・廃止の別	名称	所在地 (移転の場合は新旧所 在地を記載)	設置・移転・廃止年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること。

別紙様式3-4の3

主たる事務所及び従たる事務所 以外の事務所等の名称			
設置予定地			
母店	名 称		
	所 在 地		
	主たる事務所及び従たる事務所 以外の事務所等との距離		
設 置 日		年 月 日	
理 由			
営 業 日			
営 業 時 間			
取 扱 業 務			
主たる事務所及び従たる事務所 以外の事務所等の概要		土地 m ² (坪) 所有・買取・貸借 建物構造 新築・買取・貸借 延面積 m ² (坪) 営業室 m ² (坪) 相手方 土地 建物	
犯罪防止措置及び顧客情報管理			
業績予想		第 1 期 第 2 期 百万円 百万円 預 金 貸 出 損 益 人 員 人	

(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれを区分して記載すること

2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄は、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること

別紙様式3-4の4

主たる事務所及び従たる事務所 以外の事務所等の名称							
新 所 在 地							
旧 所 在 地							
母 店	名 称						
	所 在 地						
	主たる事務所及び従たる事 務所以外の事務所等との距 離						
移 転 予 定 日		年 月 日					
理 由							
営 業 日							
営 業 時 間							
取 扱 業 務							
新事務所等の概要		土地 m ² (坪) 所有・買取・貸借 建物構造 新築・買取・貸借 延面積 m ² (坪) 営業室 m ² (坪) 相手方 土地 建物					
犯罪防止措置及び顧客情報管理							
業績実績・予想		実績 前々期 前期 見込 第1期 第2期 百万円 百万円 百万円 百万円 預金 貸出 損益 人員 人 人 人 人					

(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれを区分して記載すること

2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄は、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること

3 移転後の事務所等が既存の事務所等への店舗内店舗方式による移転の場合、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄の記載と事務所等の略図の添付は不要とする

4 移転前と比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該当する欄に変更前の内容も記載すること

別紙様式3-4の5

主たる事務所及び従たる事務所 以外の事務所等の名称				
主たる事務所及び従たる事務所 以外の事務所等の所在地				
母 店	名 称			
	所 在 地			
	主たる事務所及び従たる事 務所以外の事務所等との距 離			
業 務 承 継 店				
廃 止 日		年 月 日		
理 由				
廃止後の措置		業 務 行 員 不動産		
業績実績 (取引実績)		実績	前々期 百万円	前期 百万円
		預金		
		貸出		
		損益		
		人員	人	人

(注) 1 「業務承継店」欄には、承継する事務所等の名称、所在地及び廃止する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等との距離を記載すること

2 廃止跡に農林中央金庫代理業者の事務所等が設置される場合には、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること

事務所等の休日
別紙様式3-5

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○ ○ 休 日 届 出 書

○○の休日を設定いたしたく、農中法施行規則第148条第1項の規定に基づき、お届けいたします。

_____ ○ _____

(注) 添付書類
別紙様式3-5の2

別紙様式3-5の2

事務所等の名称	
事務所等の所在地	
休日とする日	
実行予定日	年 月 日 ()
理 由	
対利用者利便対策	
休日とする日における 付近の金融機関の営業所等 の営業状況	
店頭掲示並びに閲覧に供 する措置の方法及び内容	

臨時休業及び業務再開
別紙様式3-6

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○臨時休業（業務再開）届出書

○○の臨時休業（業務再開）について、農中法施行規則第149条第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けします。

記

事務所等の名称	
事務所等の所在地	
理 由	
休 止 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
業 務 再 開 予 定 日 ・ 業 務 再 開 日	年 月 日 ()
休 止 業 務	
店頭掲示並びにご閲覧に供 する措置の方法及び内容	

- (注) 1 業務再開予定日が未定の場合は、その旨記載するとともに、業務を再開するときには、改めて業務再開日を記入の上、本様式により届け出ること。
- 2 業務再開予定日を変更するときには、改めて本様式により届け出ること。

資本金の増加

別紙様式3-7-1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

増 資 届 出 書 (1)

資本金を増加いたしたく、農林中央金庫法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

経営管理委員会決議日	年 月 日 ()
資本金の増加の方法	
理 由	
増 資 予 定 日	年 月 日 ()
授 権 出 資	千口 百万円
現 行 資 本 金	千口 百万円
増加する資本金 (予定)	千口 百万円
増加後の資本金 (予定)	千口 百万円
増 資 の 日 程 (予 定)	

(注) 1 経営管理委員会決議日」とは、農林中央金庫が資本金を増加する旨の経営管理委員会の決議日（新出資（条件）決議の経営管理委員会とは異なる）を記載すること。
2 「資本金の増加の方法」には、会員割当又は募集等の別を記載すること。

資本金の増加

別紙様式3－7－2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

増 資 届 出 書 (2)

資本金の増加をいたしたく、農林中央金庫法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

資 本 金 の 増 加 の 方 法	
理 由	
増 資 予 定 日	年 月 日 ()
現 行 資 本 金	千口 百万円
増 加 す る 資 本 金	千口 百万円
増 加 後 の 資 本 金	千口 百万円
前回の増(減)資年月日	年 月 日 ()
前回の増(減)資額	千口 百万円
諸 比 率 の 推 移	増 資 増 資 増資実行 直 前 期 実 行 期 翌 期 % % % 資本収益率 内部留保率
増 資 の 日 程 (実 績)	

(注) 諸比率は、次の算式により計算すること

① 資本収益率＝ $\frac{\text{当年度純利益}}{\text{期中平均資本金}}$

$$\textcircled{2} \text{ 内部留保率} = \frac{\text{内 部 留 保 額}}{\text{対 外 流 出 額}}$$

○

記載要領及び添付書類等について

- 1 農林中央金庫が資本金の増加を行う方針について、経営管理委員会の決議を行った場合には（会員割当あるいは募集を問わない。）、その旨別紙様式 3－7－1 により届出するものとする（ただし、当該経営管理委員会後においても、未決定である事項については記載を要しないものとする。）。
- 2 払込期日に、別紙様式 3－7－2 により、届出を行うものとする。

役員の選退任

別紙様式3-8-1（事前届出）

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役 員 選 退 任 届 出 書

役員の選任（退任）がありますので、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役員（候補者）の氏名	
職 名	
選 退 任 予 定 日	年 月 日（ ）
理 由	

- （注）1 「職名」欄は、選任しようとする場合は新職名、退任しようとする場合は最終職名を記載すること。
- 2 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること。
- 3 選任しようとする場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、理事が農林中央金庫法第22条に規定する「業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び、「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること

役員の選退任

別紙様式3－8－2（やむを得ず事後届出となる場合）

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役 員 選 退 任 届 出 書

役員の選任（退任）がありましたので、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第3号の2規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役 員 の 氏 名	
職 名	
選 退 任 日	年 月 日（ ）
理 由	（事後届出となった理由） （選退任の理由）

- （注）1 「職名」欄は、選任の場合は新職名、退任の場合は最終職名を記載すること。
- 2 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となった理由及び選退任の理由を、特に選任があった場合には、当該候補者を選任した理由を具体的に記載すること。
- 3 選任があった場合は、履歴書、その他参考となるべき事項を記載した書面（例えば、理事が農林中央金庫法第22条に規定する「業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有すること、及び、「十分な社会的信用」を有し、かつ、その他欠格事由に該当しないことを届出者が確認する書面等）を添付すること。

会計監査人の選退任
別紙様式3－8－3（事前届出）

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

会 計 監 査 人 選 退 任 届 出 書

会計監査人の選任（退任）がありますので、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第3号の3の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

会計監査人（候補者）の商号、 名称又は氏名	
選 退 任 予 定 日	年 月 日（ ）
理 由	

- （注）1 「理由」欄は、選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任する理由を具体的に記載すること
- 2 選任しようとする場合は、履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）を添付すること。

会計監査人の選退任

別紙様式3-8-4（やむを得ず事後届出となる場合）

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

会 計 監 査 人 選 退 任 届 出 書

会計監査人の選任（退任）がありましたので、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第3号の4の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

会計監査人の商号、名称又は氏名	
選 退 任 日	年 月 日 ()
理 由	

- (注) 1 「理由」欄は、やむを得ず事後届出となった理由及び選退任の理由を、特に選任しようとする場合には、当該候補者を選任した理由を具体的に記載すること
- 2 選任があった場合は、履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）を添付すること。

基準議決権数を超える議決権の取得又は保有

農業協同組合法施行規則第 63 条第 1 項各号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 41 条第 1 項各号又は農林中央金庫法施行規則第 103 条第 1 項各号に掲げる事由による議決権の取得又は保有

別紙様式 3－9－1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○の議決権の取得（又は保有）届出書

○○の議決権の取得（又は保有）について、農業協同組合法施行規則（以下「農協法施行規則」という。）第 231 条第 1 項第 7 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 58 条第 1 項第 7 号、農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第 150 条第 1 項第 21 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称				
本店所在地				
業務の内容				
会社の状況 （直近の決算期より） （注 1）	（売上高） （経常損益） （当期損益）		（総資産） （資本金）	
総株主等の議決権・保有議決権数の状況		届出事由発生前① （注 7）	届出事由発生後②	増減(② -①)
	総株主等の議決権 （注 2, 6）	個	個	個
	保有議決権数（注 3, 4）	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
議決権取得（又は保有）の理由	（注 5）（根拠条文：農協法施行規則第○○条第○○号（信用事業命令第○○条第○○号、農中法施行規則第○○条第○○号））			
起算日	年 月 日（ ）（注 6）			

（注）【別紙】記載要領参照

【別紙】記載要領 様式 3-9-1

(注 1)「会社の状況」について

当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入するものとする（本欄の項目に必ずしもこだわらない）。

(注 2) 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等招集通知の受領時（以下「判明時」という。）に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「総株主等の議決権」の記載がない場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない。（この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。注 4 においても同じ。）

(注 3)「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第 3 位以下を四捨五入し、少数第 2 位までの計数を記入すること。

(注 4) 保有議決権数の算定方法

判明時に有する当該会社の議決権の数とする。

なお、小規模非上場会社等で招集通知に「議決権」の記載がない場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。

(注 5) 農協法施行規則第 63 条第 1 項（以下「農協規則」という。）若しくは信用事業命令第 41 条第 1 項（以下「信連命令」という。）又は農中法施行規則第 103 条第 1 項（以下「農中規則」という。）第 6 号から第 8 号までの事由による場合は「総株主の議決権数の減少」として一括記載することで差し支えない。

(注 6) 届出期限等

届出（超過）要因	届出期限	起算日 * 1	総株主等の議決権
農協規則又は信連命令若しくは農中規則第 1 号	実行日を含む月の翌月末営業日	実行日	基準日（* 2）時点の議決権数（以下「基準日議決権数」という。）
第 2 号	受領日を含む月の翌月末営業日	受領日	基準日議決権
第 3 号	取得日を含む月の翌月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 取得に係る議決権総数
第 4 号	株主総会決議日を含む月の翌々月末営業日	取得日	基準日議決権数 + 当該議決に係る議決権総数
第 5 号	転換日を含む月の翌々月末営業日	転換日	基準日議決権数 + 当該転換に係る議決権総数
第 6 号、第 7 号、第 8 号の一部（以下の場合を除く）* 3	定時株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数
第 8 号の一部（金庫株取得の場合）* 4	* 5	届出日	基準日議決権数 * 6
第 8 号の一部（合併・営業譲渡等株主総会の決議に係る自己株式の取得の場合、金庫株を除く）	株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日	届出日	基準日議決権数 + 総会決議に係る議決権数
信連命令又は農中規則第 9 号	処分基準日を含む月の翌月末営業日	処分基準日	基準日議決権数
農協規則第 9 号又は信連命令若しくは農中規則第 10 号	届出（超過）要因に基づき、農協規則第 1 号から第 8 号又は信連命令若しくは農中規則第 1 号から第 9 号に準じて個別に判断すること。		

*1 基準議決権数を超えて取得又は保有した日をいう。

*2 会社法第 124 条に規定する「基準日」をいう。

*3 相続で単元未満株式が発生する場合など、僅少な超過が理論上想定し得るが、その場合は、本要因に含めて取扱って

差し支えない。

*4 会社法第113条第4項に規定する自己株式をいう。

*5① 株を議決した株主総会の開催日を含む月の翌々月末営業日 又は

② 株の実行を月次等の開示で知った日を含む月の翌々月末営業日（非上場等で株の実行の開示がない場合は、翌年の判明時を含む月の翌月末営業日）のいずれか選択した方法で届けるものとする（選択方法が各銘柄毎、各年度毎に異なることも差し支えない。また、月次等の開示で超過を知った時に、残株を含めた数で届け出ても差し支えない。）。

*6 * 5②により届け出る場合の「総株主等の議決権」は、基準日時点の議決権数にその後の開示情報で加減調整した議決権数を用いるものとする。

*7 「総株主等の議決権」の算定に当たって、複数の事由が重なる場合は、各々の事由による方法による直近時の議決権数に調整したものを用いるものとする。

（注7）「届出事由発生前」について

その発生日が平成14年3月31日以前に起因する場合には、便宜上、株式数で本欄を記載しても差し支えない

基準議決権数を超える議決権の１年を超える保有

農業協同組合法施行規則第 64 条第 1 項、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 42 条第 1 項又は農林中央金庫法施行規則第 104 条第 1 項

別紙様式 3－9－2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○の議決権の保有の承認申請書

○○の議決権の保有について、農業協同組合法第 11 条の 65 第 2 項ただし書（農業協同組合法第 11 条の 67 第 2 項、農林中央金庫法第 73 条第 2 項ただし書）及び農業協同組合法施行規則（以下「農協法施行規則」という。）第 64 条第 1 項（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 42 条第 1 項、農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第 104 条第 1 項）の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

名 称				
本 店 所 在 地				
業 務 の 内 容				
会社の状況 (直近の決算期より)	(売上高) (経常利益) (当期純利益)	(総資産) (資本金)		
総株主等の議決権・保有議決権数の状況		届出事由発生前	届出事由発生直後	承認申請日
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
起算日	年 月 日 ()			
議決権取得(又は保有)の理由	(根拠条文:農協法施行規則第○○条第○○項第○○号)			
基準議決権数を超えて保有する議決権を期間内に処分できない理由				
基準議決権数を超えて保有する議決権の処分の方針、処分予定時期				
その他参考となるべき事項				

(注 1) 当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等招集通知の受領時（以下「判明時」という。）に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模上場会社等で招集通知に「総株主等の議決権」の記載が無い場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない（この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。（注３）においても同じ。）。

（注２）「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第３位以下を四捨五入し、少数第２位までの計数を記入すること。

（注３）保有議決権数の算定方法

判明時に有する当該会社の議決権の数とする。

なお、小規模上場会社等で招集通知に「議決権」の記載が無い場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。

（注４）「議決権取得（又は保有）の理由」について

農協法施行規則第 63 条第 1 項第 6 号から第 8 号（信用事業命令第 41 条第 1 項第 6 号から第 8 号、農中法施行規則第 103 条第 1 項第 6 号から第 8 号）までの事由による場合は「総株主等の議決権数の減少」として一括記載することで差し支えない。

（注５）「基準議決権数を超過して保有する議決権を期間内に処分できない理由」について

処分できない理由を記載することとし、その際、監督指針Ⅲ－４－９（１）①も参考とすること。

（注６）「基準議決権数を超過して保有する議決権の処分の方針、処分予定時期」について

例えば、売却等により処分できない原因となっている事象が解消する時期や、当該事象の解消後の処分の方針（市場売却等による処分や、当該会社の自己引受けなど）を記載すること（下記は例示であり、これらに限定されるものではない。）。

（記載例）・当該会社の事業再生計画が終了後（具体的な計画終了時期を記載）、１年以内に当該会社（あるいはスポンサーその他第三者）に売却予定。

・当該会社の重要事項が公表された後、１年以内に市場売却等により処分予定。

（注７）「その他参考となるべき事項」について

事業再生計画等に基づく議決権の保有については、当該計画の進捗状況等（下表を参考）を記載すること。

	○年○月期 計画始期	○年○月		○年○月期 計画終期
		計画	実績（直近）	
売上高				
経常利益				
当期純利益				
総資産				
資本金				

農業協同組合法施行規則第 231 条第 1 項第 7 号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条
第 1 項第 7 号又は農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 21 号
別紙様式 3-10

金融庁長官	〇〇〇〇	殿
財務（支）局長	〇〇〇〇	殿
農林水産大臣	〇〇〇〇	殿
都道府県知事	〇〇〇〇	殿

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子会社対象会社〇〇の議決権の取得（又は保有）について、農業協同組合法施行規則（以下「農協法施行規則」という。）第 231 条第 1 項第 7 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 58 条第 1 項第 7 号、農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第 150 条第 1 項第 21 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

名 称				
本 店 所 在 地				
業 務 の 内 容 (根 拠 条 文)	(例：農協法施行規則第〇〇条第〇〇項第〇〇号)			
会社の状況 (直近の決算期より)	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (注1) (当期損益) (※新規設立の際は、資本金のみ記載)			
取締役・監査役の 役職及び氏名 (履歴書添付)				
総株主等の議決 権・保有議決権数 の状況		届出事由発生前① (注3)	届出事由発生後②	増減(②－①)
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数(注2)	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%
議決権取得(又は保有) の理由				
取得(又は保有)予定日	年 月 日 ()			

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第3位以下を四捨五

入し、少数第2位までの計数を記入すること。

(注3)「届出事由発生前」について

その発生事由が平成14年3月31日以前に起因する場合には、便宜上、株式数で本欄を記載しても差し支えない

基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった場合

農業協同組合法施行規則第231条第1項第8号、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項第8号又は農林中央金庫法施行規則第150条第1項第22号

別紙様式3－11

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて有する部分の議決権数を有しなくなった届出書

〇〇の議決権の基準議決権数を超えて有する部分の議決権を有しなくなったので、農業協同組合法施行規則（以下「農協法施行規則」という。）第231条第1項第8号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第58条第1項第8号、農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第150条第1項第22号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称				
本店所在地				
業務の内容				
総株主等の議決権・保有議決権数の状況		届出事由発生前① (注2)	届出事由発生後②	増減(②－①)
	総株主等の議決権	個	個	個
	保有議決権数(注1)	個	個	個
	保有議決権数割合	%	%	%
議決権を基準議決権数を超えて取得(又は保有)した時の理由	(根拠条文：農協法施行規則(信用事業命令、農中法施行規則)第〇〇条第〇〇号)			
基準議決権数を超える部分の議決権を有しなくなった日	年 月 日 ()			

(注) 記載要領
(注1) 「保有議決権数」「保有議決権割合」について
届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第3

位以下を四捨五入し、少数第2位までの計数を記入すること。

(注2) 「届出事由発生前」について

その発生事由が平成14年3月31日以前に起因する場合には、便宜上、株式数で本欄を記載しても差し支えない

子会社の合併
別紙様式3-12

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子 会 社 ○ ○ の 合 併 届 出 書

子会社○○の合併をいたしましたので、農業協同組合法施行規則第 231 条第 1 項第 2 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 6 号、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 18 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

新 会 社 の 概 要 ① 名 称 ② 所 在 地 ③ 資 本 金 ④ 株主構成 ⑤ 役 員 ⑥ 従業員数 ⑦ 事業内容						
旧 会 社 の 概 要 上記①～⑦						
合 併 の 形 態						
合 併 の 理 由						
合 併 の 期 日	年 月 日 ()					
(単位：百万円)						
業 績 予 想		前々期 実 績	前 期 実 績	当 期 見込み	翌 期 予 想	翌々期 予 想

	 营 業 収 益 营 業 費 用 营 業 利 益 經 常 利 益 当 期 利 益					
--	---	--	--	--	--	--

子会社の業務の全部の廃止
別紙様式 3-13

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿
財務（支）局長 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿
都道府県知事 〇〇〇〇 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子 会 社 〇 〇 の 業 務 の 全 部 の 廃 止 届 出 書

子会社〇〇の業務の全部の廃止をいたしましたので、農業協同組合法施行規則第 231 条第 1 項第 2 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 6 号、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 18 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃業子会社の名称	
所 在 地	
資 本 金	
株 主 構 成	
役 員	
従 業 員 数	
事 業 内 容	
廃 業 理 由	
廃 業 の 期 日	年 月 日 ()

不祥事件

別紙様式3－14

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

不祥事件等届出書

標記のことについて、農業協同組合法施行規則第231条第1項第18号及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項第15号（農林中央金庫法施行規則第150条第1項第31号）の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

不 祥 事 件 等 の 概 要

年 月 日現在	第 報	当初報告日(第1報)	年 月 日
---------------	--------	------------	-------------

(最終報告は「最終報」と記述すること)

都道府県名		組合名	農業協同組合
		指定組合（農協法第10条第18項）の指定の有無	有・無
発生部署名		特定農協（信用事業命令第59条）の承認の有無	有・無

不祥事件等の内容の事業区分 (信用・共済・販売・購買・その他)		報告書作成者 の所属・氏名	(所属) (氏名)
------------------------------------	--	------------------	--------------

1. 当事者について

氏名		性別		年齢		在職期間	年 月
----	--	----	--	----	--	------	--------

職種	(管理職・一般職・臨時職・派遣等を記入する。)	役職名	
----	-------------------------	-----	--

2. 不祥事件等の概要

①不祥事件等の種類	(業務上横領・窃盗・詐欺・背任・現金紛失・強盗・盗難等を記入する。)
②発覚の端緒	(本不祥事件等発覚の端緒となった出来事を記入する。)
③当事者の動機	(当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。)
④手口	(不正の手口及び隠蔽のためにとった手段等を記入する。)
⑤不祥事件等が防げ なかった管理上の問 題点	(未然に防げなかった組合の問題点を記入する。)

3. 発生から報告までの経過

不祥事件等の発覚年月日	年 月 日
不祥事件等の行われた時期	年 月 ～ 年 月
不祥事件等の行われた期間	年 ヶ月

不祥事件等の調査・解明部署名	
----------------	--

○ 調査・解明部署が行った調査の結果を添付する。

(未設置等の理由)	(不祥事件等の調査・解明を行うに当たって事件とは独立した部署が未設置の場合又は当該不祥事件等の調査・解明を事件とは独立した部署で行っていない場合はその理由を記入する。)
-----------	--

理事会への報告年月日	年 月 日
経営管理委員会への報告年月日	年 月 日

○理事会（経営管理委員会）提出資料及び議事録（抄本）を添付する。

行政庁への報告年月日	年 月 日
(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合(農業協同組合法施行規則(平成17年3月22日付け農林水産省令第27号)第231条第4項に違反する場合)は報告遅延理由を記入する。)

中央会への報告年月日	年 月 日
------------	-------

警察への連絡年月日	〇〇署へ 年 月 日に連絡（又は被害届を提出）
(警察へ連絡していない場合の理由)	(本不祥事件等について警察に連絡（又は被害届を提出）していない場合はその理由を記入する。)

新聞等報道の有無	有 ・ 無
----------	-------

○新聞等報道があった場合は、当該記事を添付する。

組合員への説明の有無	有 ・ 無
------------	-------

○組合員へ説明を行った場合は、組合員に配布した資料を添付する。

4. 内部監査の状況

当該不祥事件等発生部署に対する内部監査の実施日（直近3ヵ年）	年 月 日 年 月 日 年 月 日	通告・無通告 通告・無通告 通告・無通告
(内部監査未実施の理由)	(直近3ヵ年で当該不祥事等発生部署に対し内部監査を実施していない場合はその理由を記入する。)	

5. 被害状況

(単位：千円)

被害額 (A)	補てん額又は 補てん見込額		実被害額 (C) (A) - (B)	実被害額の処理方法
	当事者			(補てん後になお実被害額が残る場合は、当該実被害額の回収又は処理方法を記入する。)
	親			
	親族			
	保証人			
	〇〇保険			
	役員			
	職員			
	その他			
	合計 (B)			

6. 当事者等への処分等

①当事者への処分

就業規則等に基づく懲戒委員会等の審議結果	
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する。)
(処分理由)	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の懲戒を相当とした場合はその理由を記入する。)

○就業規則(懲戒部分の抜粋で可)及び懲戒委員会の議事録を添付する。

組合長が決定した処分	
処分年月日	年 月 日
懲戒の種類	(該当する根拠規定も記入する。)
(処分理由)	(懲戒委員会の審議結果と異なる処分をした場合、又は当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、懲戒解雇以外の処分をした場合はその理由を記入する。)
退職金の支払状況	(全額支給・〇〇%カット・全額不支給のいずれかを記入する。)
	(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、退職金を一部でも支給した場合はその理由を記入する。)

②役員及び関係職員の処分(管理監督者責任)

役職員名	処 分 内 容

③告訴

告訴の有無	有 ・ 無	告訴年月日	年 月 日
(当事者が刑法に触れる行為(詐欺・横領・背任・窃盗等)を行っているにもかかわらず、告訴しない場合はその理由を記入する。)			

7. 再発防止策等

コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無
コンプライアンス規程策定の有無	有 ・ 無
不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無
連続職場離脱の実施の有無 （「有」の場合：実施割合(実施者数/職員数)）	有 ・ 無 (/)
講じた再発防止策	（発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。）
講じる再発防止策	（発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。）
上記再発防止策の履行状況を確認するための手段	（上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制（ダブルチェック）を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。）

注1：第1報は、不祥事件等の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに報告（電話報告でも可）し、第2報として、発生から一週間以内に、先に報告した内容に加え、不祥事件等の概要、直ちに講じた措置（理事会等への報告、警察への連絡、再発防止策等）、被害の状況を必ず本様式に記入して報告すること。

また、発生原因（調査・解明部署が行った調査結果を含む。）、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第速やかに報告すること。

なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。

注2：連合会については、「組合」を「連合会」に「農業協同組合」を「農業協同組合連合会」に「組合員」を「会員」に「組合長」を「理事長」に置き換えること。

注3：第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。

(永久) 劣後特約付借入金の受入れ (変更)

別紙様式 3-15-1

年 月 日

財務 (支) 局長 ○○○○ 殿
(金融庁長官 ○○○○ 殿)
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

(永久) 劣後特約付借入金の受入れ (変更) 届出書

(永久) 劣後特約付借入金を受入れたく (既往分の変更をいたしたく)、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 13 号 (及び第 14 号) (農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 29 号 (及び第 30 号)) の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

借入 (変更) 理由					
借入 (変更) 予定日		年 月 日 ()			
借入総額 (円貨換算額)					
借入先					
借入期間		年 月 日 ~ 年 月 日			
借入金利					
自己資本比率の推移		借入直前期 (/ 期) %	借入実行期 (/ 期) %	借入実行翌期 (/ 期) %	
本件受入後の残高		期限付劣後特約付借入金		永久劣後特約付借入金	
	通貨別	円貨建	外貨 () 建	円貨建	外貨 () 建
	残高				
その他の参考事項					

(注) 1 当初の届出事項を変更しようとする場合には、当初の届出書の写を添付すること。
2 「本件受入れ後残高」欄は、百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨毎に記載すること。
3 監督指針Ⅲ-4-6-2に関する貴系統金融機関としての認識をまとめて添付すること。

(永久) 劣後特約付借入金の期限前弁済
別紙様式 3-15-2

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
(金融庁長官 ○○○○ 殿)
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

(永久) 劣後特約付借入金の期限前弁済届出書

(永久) 劣後特約付借入金を弁済いたしたく、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 14 号(農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 30 号)の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

期 限 前 弁 済 理 由					
期 限 前 弁 済 予 定 日		年 月 日 ()			
弁 済 額					
弁 済 先					
自己資本比率の推移		弁済直前期		弁済実行期	
		(/ 期)		(/ 期)	
		%		%	
本件弁済後の残高		期限付劣後特約付借入金		永久劣後特約付借入金	
	通貨別	円貨建	外貨 () 建	円貨建	外貨 () 建
	残高				
その他の参考事項					

(注) 1 劣後特約付借入金の受入れ届出書の写しを添付すること。
2 本件弁済後の残高欄は百万円通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨ごとに記載すること。

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用

別紙様式 3 - 1 6

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等○○について比例連結の方法を用いたく、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 1 号（農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 8 号）の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

(注) 1 記載要領

- (1) 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号。以下「農協法自己資本比率告示」という。）第 15 条第 1 項第 1 号から第 4 号又は農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 4 号。以下「農中法自己資本比率告示」という。）第 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる要件を満たす金融業務を営む関連法人等（以下「関連法人等」という。）については別紙様式○○により届け出ること
- (2) 別紙様式 3 - 1 6 の 2 中、資本の額又は出資の総額及び出資額又は所有持分額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること

2 添付書類

- (1) 別紙様式 3 - 1 6 の 2
- (2) 関連法人等の定款その他これに準ずるものの写し（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと。）
- (3) 関連法人等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付し、金額が外貨建ての場合には、円貨換算額を併せて記載すること。）
- (4) 関連法人等にあつては、農協法自己資本比率告示第 15 条の 2 第 1 項第 1 号又は農中法自己資本比率告示第 9 条第 1 項第 1 号に規定する共同支配会社（以下この項において「共同支配会社」という。）の間の株式保有又は出資の関係を示す図
- (5) 関連法人等にあつては、農協法自己資本比率告示第 15 条第 1 項第 1 号又は農中法自己資本比率告示第 9 条第 1 項第 1 号に規定する投資及び事業に関する契約の写し（日本語以外で記載されたものである場合には、全文の日本語による翻訳文を付すこと。）

別紙様式 3-16 の 2

関 連 法 人 等 に 関 す る 事 項		
名	称	
主 た る 営 業 所 の 所 在 地		
業 務 の 内 容		
発行済株式の総数又は出資の総額 (1)		
資本の額 (資本金・資本準備金)		
役 員 の 役 職 名 及 び 氏 名		
設 立 日 及 び 事 業 開 始 日		年 月 日
共 同 支 配 会 社 に 関 す る 事 項		
名	称	
主 た る 営 業 所 の 所 在 地		
代 表 者 の 氏 名		
業 務 の 内 容		
その所有する、関連法人等の株式又は持分の数又は額 (2)		
持株割合等 ((2)÷(1))		
関 連 法 人 等 に 対 す る 出 資 額		
他の共同支配会社との間に資本関係がある場合には、その内容		
連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用に関する事項		
開 始 す る 時 期		年 月 期
開 始 す る 理 由		

(注)「共同支配会社」には届出者を含めること

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断
別紙様式 3 - 17

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用の中断届出書

連結自己資本比率を算定する際に金融業務を営む関連法人等○○について比例連結の方法の使用を中断したく、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 2 号（農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 9 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名	称	
主たる営業所の所在地		
代表者の氏名		
業務の内容		
資本の額又は出資の総額		
届出者の金融業務を営む関連法人等に対する持株割合等		
連結自己資本比率を算定する際の比例連結の方法の使用に関する事項		
開始した時期		年 月期
中断する時期		年 月期
中断する理由		

特殊関係者を新たに有することになった場合
別紙様式 3-18

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特殊関係者を新たに有することとなった届出書

○○○○を特殊関係者として新たに有することになったため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 3 号（農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 10 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
主たる営業所の住所	
業 務 の 内 容	
会社の状況	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (当期損益)
取締役及び監査役の 役職及び氏名 (注)	
役員及び従業員の数	
保 有 議 決 権	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
特殊関係者 となった理由	
主要株主等の構成	○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %) ○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %) ○○○○ 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
届出事由発生日	年 月 日 ()

(注 1) 当該系統金融機関出身役員の場合には、その旨記載のこと。
(注 2) 子会社外国対象会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を特殊関係者とする場合には、「特殊関係者となった理由」の欄に、当該子会社対象外国会社等の商号又は名称、及び当該特殊関係者となる会社を子会社とした日から10年が経過するまでに、講ずることを予定している所要の措置の内容についても記載すること。

特殊関係者でなくなった場合
別紙様式3-19

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特殊関係者でなくなったことに伴う届出書

○○○○が特殊関係者でなくなったため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 4 号（農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 11 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
主たる営業所の住所	
業 務 の 内 容	
保 有 議 決 権	個（議決権に対する割合 %）
特殊関係者でなくなった理由	
届出事由発生日	年 月 日（ ）

基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社又は特殊関係者が認可対象会社に該当することとなった場合

別紙様式 3-20

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社又は特殊関係者が認可対象会社に該当することとなった場合の届出書

基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（又は特殊関係者）である○○○○が認可対象会社に該当することとなったため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 9 号（農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 23 号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
主たる営業所の住所	
変更前の業務内容	
変更後の業務内容	
変更理由	
会社の状況	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (当期損益)
取締役及び監査役の 役職及び氏名（注）	
役員及び従業員の数	
保 有 株 式	株（議決権に対する割合 %）
主 要 株 主 等 の 構 成	○○○○ (議決権に対する割合 %) ○○○○ (議決権に対する割合 %) ○○○○ (議決権に対する割合 %)

変 更 予 定 日	年 月 日 ()
-----------	-----------

(注) 当該系統金融機関出身役員の場合には、その旨記載のこと。

子会社の名称（住所）変更
別紙様式3-21

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
（金融庁長官 ○○○○ 殿）
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

子会社○○の名称（住所）変更に係る届出書

子会社○○の { 名称
住所 } を変更いたしましたので、農業協同組合法施行規則第231条第1項第2号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項第6号、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第18号）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

現 名 称	
現 住 所	
新名称又は新住所	
会社の状況	(売上高) (総資産) (経常損益) (資本金) (当期損益)
株 主 構 成	
取締役及び監査役の 役職及び氏名（注）	
従 業 員 数	
事 業 内 容	
変 更 日	年 月 日（ ）

（注）当該系統金融機関出身役員の場合には、その旨記載のこと。

○
（注）記載要領

子会社の住所の変更の場合は、本様式を準用すること

(記 載 要 領)

1. 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする
第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載すること
なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載すること
2. サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする（様式任意）
3. 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所等（市町村名まで）及び店舗等の名称を記載すること
4. 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載すること
なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに関し、本様式に記載すること（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない）
5. 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名（勘定系、対外接続系等）を記載すること
6. 「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害（顧客への影響等）が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載すること
7. 「他の事業者等への影響等」欄については、他の事業者等に対して攻撃・障害等が波及する可能性、現況等が確認されている場合には、その内容を記載すること
8. 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること
9. 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載すること

(障 害 分 類 表)

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表のコード番号を記載すること
報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない

脅威の種類	コード 番号	原因の分類	説明
サイバー攻撃 をはじめとする 意図的要因	1－1	外部からの不正アクセス、 DoS 攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害
	1－2	コンピュータウイルスへの 感染	コンピュータウイルスへの感染による障害
	1－3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害
非意図的要因	2－1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合等による障害
	2－2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害
	2－3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害
	2－4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害
災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害
他分野の障害 からの波及	4－1	情報通信分野（電気通信） からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害
	4－2	電力分野からの波及	利用する電力利用からの波及による障害
	4－3	水道分野からの波及	利用する水道供給からの波及による障害
	4－4	上記以外の他分野からの 波及	上記以外の他分野からの波及による障害
その他	5	その他	上記の脅威の種類以外の理由による障害

特定信用事業代理業の委託（再委託）

（特定信用事業代理業を委託（再委託）する旨の契約の締結）（の許諾）

別紙様式 3－23－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

組合名

代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業の委託（再委託）（の許諾）届出書

特定信用事業代理業を委託（再委託）する旨の契約を締結（することに対して許諾）いたしましたので、農業協同組合法第 97 条第 12 号及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

特定信用事業代理業者の 商号、名称又は氏名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日（ ） 財務（支）局長（農特代）第 号 農林水産大臣（農特代）第 号
特定信用事業代理業の内容	
他に営む業務の種類	
特定信用事業代理業を営む営業 所又は事務所の名称及び所在地	
特定信用事業代理業の 開始年月日	年 月 日（ ）

（注）1 記載要領

- ・ 「他に営む業務の種類」欄には、定款の目的に記載されている事業について記載すること
- ・ 再委託の場合には、「特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名」欄の「特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業再委託者」とし、「許可年月日及び許可番号」欄の下に「特定信用事業代理業再受託者の商号、名称又は氏名」欄を追加した上で、記載すること

2 添付書類

- ・ 特定信用事業代理業に係る業務を委託（再委託）する旨の契約書の写し（再委託については、届出を行う組合が契約当事者となっている場合）
- ・ 特定信用事業代理業者が再委託することについて許諾した場合には、許諾に関する書面

特定信用事業代理業の委託（再委託）

（特定信用事業代理業を委託（再委託）する旨の契約の変更（の承諾））

別紙様式 3－23－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

組合名

代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業を委託（再委託）する旨の契約の変更（の承諾）届出書

特定信用事業代理業を委託（再委託）する旨の契約を変更（することに対して承諾）いたしましたので、農業協同組合法第 97 条第 12 号及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

特定信用事業代理業者の 商号、名称又は氏名		
特定信用事業代理業者の 許可年月日及び許可番号		年 月 日（ ） 財務（支）局長（農特代）第 号 農林水産大臣（農特代）第 号
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 日		年 月 日（ ）
理 由		

（注） 1 記載事項

再委託の場合には、「特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名」欄及び「特定信用事業代理業者の許可年月日及び許可番号」欄の「特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業再委託者」とし、「特定信用事業代理業再委託者の許可年月日及び許可番号」欄の下に「特定信用事業代理業再受託者の商号、名称又は氏名」欄を追加した上で、記載すること。

2 添付書類

- ・ 変更後の特定信用事業代理業に係る業務を委託（再委託）する旨の契約書の写し（再委託については、届出を行う組合が契約当事者となっている場合）
- ・ 特定信用事業代理業者の再委託契約の変更について許諾した場合には、許諾に関する書面

特定信用事業代理業の委託（再委託）

（特定信用事業代理業を委託（再委託）する旨の契約の終了（の許諾））

別紙様式 3－23－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
組合名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を委託（再委託）する旨の契約の終了（の許諾）届出書

特定信用事業代理業を委託（再委託）する旨の契約を終了（することに対し許諾）いたしましたので、農業協同組合法第 97 条第 12 号及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

特定信用事業代理業者の 商号、名称又は氏名	
特定信用事業代理業者の 許可年月日及び許可番号	年 月 日（ ） 財務（支）局長（農特代）第 号 農林水産大臣（農特代）第 号
終 了 日	年 月 日（ ）
理 由	
契 約 終 了 後 の 措 置	

（注） 1 記載要領

- 「契約終了後の措置」欄には、当該特定信用事業代理業（再受託）者に係る業務の継承に係る事項、顧客保護に係る事項、その他債権債務の処理の方法について記載すること
- 再委託の場合には、「特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名」欄及び「特定信用事業代理業者の許可年月日及び許可番号」欄の「特定信用事業代理業者」を「特定信用事業代理業再委託者」とし、「特定信用事業代理業再委託者の許可年月日及び許可番号」欄の下に「特定信用事業代理業再受託者の商号、名称又は氏名」欄を追加した上で、記載すること

2 添付資料

特定信用事業代理業者の再委託契約を終了することについて許諾した場合には、許諾に関する書面

農林中央金庫代理業の委託（再委託）

（農林中央金庫代理業を委託（再委託）する旨の契約の締結（の許諾））

別紙様式 3－24－1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事理事長名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

農林中央金庫代理業の委託（再委託）（の許諾）届出書

農林中央金庫代理業を委託（再委託）する旨の契約を締結（することに対して許諾）いたしましたので、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 34 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

農林中央金庫代理業者の 商号、名称又は氏名	
許可年月日及び許可番号	年 月 日（ ） 金融庁長官（農代）第 号 農林水産大臣（農代）第 号
農林中央金庫代理業の内容	
他に営む業務の種類	
農林中央金庫代理業を営む営業 所又は事務所の名称及び所在地	
農林中央金庫代理業の 開始年月日	年 月 日（ ）

- （注） 1 記載要領
- 「他に営む業務の種類」欄には、定款の目的に記載されている事業について記載すること
 - 再委託の場合には、「農林中央金庫代理業者の商号、名称又は氏名」欄の「農林中央金庫代理業者」を「農林中央金庫代理業再委託者」とし、「許可年月日及び許可番号」欄の下に「農林中央金庫代理業再受託者の商号、名称又は氏名」欄を追加した上で、記載すること

2 添付書類

- ・ 農林中央金庫代理業に係る業務を委託（再委託）する旨の契約書の写し（再委託については、届出を行う農林中央金庫が契約当事者となっている場合）
- ・ 農林中央金庫代理業者が再委託することについて許諾した場合には、許諾に関する書面

農林中央金庫代理業の委託（再委託）

（農林中央金庫代理業を委託（再委託）する旨の契約の変更（の承諾））

別紙様式 3－24－2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事理事長名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を委託（再委託）する旨の契約の変更（の承諾）届出書

農林中央金庫代理業を委託（再委託）する旨の契約を変更（することに対して承諾）いたしましたので、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 34 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

農林中央金庫代理業者の 商号、名称又は氏名		
農林中央金庫代理業者の 許可年月日及び許可番号		年 月 日（ ） 金融庁長官（農代）第 号 農林水産大臣（農代）第 号
変更事項	変更後	
	変更前	
変更日		年 月 日（ ）
理由		

- (注) 1 記載事項
再委託の場合には、「農林中央金庫代理業者の商号、名称又は氏名」欄及び「農林中央金庫代理業者の許可年月日及び許可番号」欄の「農林中央金庫代理業者」を「農林中央金庫代理業再委託者」とし、「農林中央金庫代理業再委託者の許可年月日及び許可番号」欄の下に「農林中央金庫代理業再受託者の商号、名称又は氏名」欄を追加した上で、記載すること。
- 2 添付書類
- ・ 変更後の農林中央金庫代理業に係る業務を委託（再委託）する旨の契約書の写し

（再委託については、届出を行う農林中央金庫が契約当事者となっている場合）

- ・ 農林中央金庫代理業者の再委託契約の変更について許諾した場合には、許諾に関する書面

農林中央金庫代理業の委託（再委託）

（農林中央金庫代理業を委託（再委託）する旨の契約の終了（の許諾））

別紙様式 3－24－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事理事長名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を委託（再委託）する旨の契約の終了（の許諾）届出書

農林中央金庫代理業を委託（再委託）する旨の契約を終了（することに対し許諾）いたしましたので、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 34 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

農林中央金庫代理業者の 商号、名称又は氏名	
農林中央金庫代理業者の 許可年月日及び許可番号	年 月 日（ ） 金融庁長官（農代）第 号 農林水産大臣（農代）第 号
終 了 日	年 月 日（ ）
理 由	
契 約 終 了 後 の 措 置	

- (注) 1 記載要領
- 「契約終了後の措置」欄には、当該農林中央金庫代理業（再受託）者に係る業務の継承に係る事項、顧客保護に係る事項、その他債権債務の処理の方法について記載すること
 - 再委託の場合には、「農林中央金庫代理業者の商号、名称又は氏名」欄及び「農林中央金庫代理業者の許可年月日及び許可番号」欄の「農林中央金庫代理業者」を「農林中央金庫代理業再委託者」とし、「農林中央金庫代理業再委託者の許可年月日及び許可番号」欄の下に「農林中央金庫代理業再受託者の商号、名称又は氏名」欄を追加

した上で、記載すること

2 添付資料

農林中央金庫代理業者の再委託契約を終了することについて許諾した場合には、許諾に関する書面

専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等による資本調達
別紙様式 3－24－4

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事理事長名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

専ら資本調達を行うことを目的として設立された
連結子法人等による資本調達に関する届出書

専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等である○○○○が資本調達を行うこととなったため、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 36 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

連 結 子 法 人 等 の 名 称	
連 結 子 法 人 等 の 主たる営業所の住所	
連結子法人等の業務の内容	
保 有 議 決 権	個（議決権に対する割合 %）
資 本 調 達 理 由	
調 達 予 定 日	年 月 日（ ）
調達総額（円貨換算額）	（ ）百万円
調 達 方 法	
調 達 市 場	
償 還 期 限	（償還期限が定められていない場合は記載不要）
配 当 率 又 は 利 率	
そ の 他 の 調 達 条 件	

資 金 使 途			
連結自己資本比率の推移	発行直前期 (/ 期) %	発行実行期 (/ 期) %	発行実行翌期 (/ 期) %

- (注) 1 引受け幹事会社がある場合は引受け幹事会社を記載し、そのうちブックランナーについて○印を付すこと
- 2 本届出は、調達条件決定経営管理委員会決議後（調達条件の詳細につき経営管理委員に決定を委任している場合には、当該経営管理委員が委任された調達条件を決定した後）提出すること

専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等が調達した資本調達手段の期限前償還（弁済）
別紙様式 3－24－5

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事理事長名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等が
調達した資本調達手段の期限前償還（弁済）に関する届出書

専ら資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等である○○○○が調達した資本調達手段について期限前償還（弁済）を行うこととなったため、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 37 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

連 結 子 法 人 等 の 名 称		
連 結 子 法 人 等 の 主 たる 営 業 所 の 住 所		
連 結 子 法 人 等 の 業 務 の 内 容		
保 有 議 決 権		個（議決権に対する割合 %）
期 限 前 償 還 （ 弁 済 ） 理 由		
期 限 前 償 還 （ 弁 済 ） 予 定 日		年 月 日（ ）
償 還 （ 弁 済 ） 総 額 （ 円 貨 換 算 額 ）		（ ）百万円
期 限 前 償 還 （ 弁 済 ） を 行 う 資 本 調 達 手 段 の 概 要	発 行 （ 借 入 ） 日	年 月 日（ ）
	発 行 （ 借 入 ） 総 額 （ 円 貨 換 算 額 ）	（ ）百万円
	配 当 率 又 は 利 率	
	当 初 償 還 期 限 （ 借 入 期 限 ）	額面金額に対し 年 % （ 年 月 日～ 年 月 日）

連 結 自 己 資 本 比 率 の 推 移	発行直前期	発行実行期	発行実行翌期
	(/ 期)	(/ 期)	(/ 期)
	%	%	%

(注) 監督指針Ⅲ－４－６－２－３に関する貴金庫としての認識をまとめて添付すること

海外の従たる事務所の設置

別紙様式4-1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

農林中央金庫

代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○支店設置認可申請書

○○支店を設置いたしたく、農林中央金庫法第3条第4項の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式4-1の2
- 2 設置事務所の場所を示した地図及び設置事務所の略図（客溜、事務室その他の面積を記入。
なお、予備審査を得ているものにあつては、予備審査後に変更がある場合に限る。）
- 3 農中法施行規則第2条第1項に掲げる書類
- 4 その他審査のため参考となるべき事項を記載した書類

別紙様式4-1の2

従たる事務所の名称			
設 置 予 定 地			
設 置 予 定 日	年 月 日 ()		
理 由			
営 業 日			
営 業 時 間			
取 扱 業 務			
従たる事務所の概要	土 地 建 物 構 造 延面積 事務室 相手方 土 地 建 物 m² (坪) 所有・買取・賃借 新築・買取・賃借 m² (坪) 1人当たり 坪 m² (坪) 1人当たり 坪		
開 設 費 用	土 地 取得費 保証金 権利金 賃借料 (月) 建 物 建築費 保証金 敷 金 賃借料 (月) 千円 (坪当たり 千円) 〃 (〃) 〃 (〃) 〃 (〃) 〃 (〃) 〃 (〃) 〃 (〃) 〃 (〃)		
業務実績予想	第1期 第2期 百万円 百万円 預 金 貸 出 損 益 人 員 人 人		

海外の従たる事務所の移転
別紙様式4-2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○支店移転認可申請書

○○支店の移転をいたしたく、農林中央金庫法第3条第4項の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

- (注) 1 別紙様式4-2の2
2 当該従たる事務所の場所を示した地図（予備審査を得ているものにあつては、予備審査後に変更がある場合に限る）
3 農中法施行規則第2条第1項に掲げる書類
4 登録免許税納付書

別紙様式4-2の2

従たる事務所の新名称				
従たる事務所の現名称				
従たる事務所の新所在地				
従たる事務所の現所在地				
変更予定日	年 月 日 ()			
理由				
営業日				
営業時間				
取扱業務				
新従たる事務所の概要	土地 延面積 m² (坪) 所有・買取・賃借 建物構造 新築・買取・賃借 事務室 m² (坪) 1人当たり 坪 相手方土地 m² (坪) 1人当たり 坪 建物			
開設費用	土地取得費 千円 (坪当たり 千円) 保証金 " (") 権利金 " (") 賃借料 (月) " (") 建物建築費 " (") 保証金 " (") 敷金 " (") 賃借料 (月) " (")			
犯罪防止措置 及び 顧客情報管理				
業務実績・予想	実績 (前々期) 百万円	(前 期) 百万円	見込 (1期目) 百万円	(2期目) 百万円
	預金 貸出 損益 人員	人	人	人 人

海外の従たる事務所の廃止
別紙様式4-3

年 月 日

金融庁長官 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

〇 〇 支 店 廃 止 認 可 申 請 書

〇〇支店を廃止いたしたく、農林中央金庫法第3条第4項の規定に基づき、認可を申請いたします。

〇

(注) 添付書類

- 1 別紙様式4-3の2
- 2 農中法施行規則第2条第1項に掲げる書類

別紙様式4-3の2

従たる事務所の名称																			
従たる事務所の所在地																			
廃止予定日	年 月 日 ()																		
理由																			
廃止後の措置	業務 職員 不動産																		
業務実績	<table><tr><td></td><td>実績 (前々期)</td><td>(前期)</td></tr><tr><td></td><td>百万円</td><td>百万円</td></tr><tr><td>預金</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸出</td><td></td><td></td></tr><tr><td>損益</td><td></td><td></td></tr><tr><td>人員</td><td>人</td><td>人</td></tr></table>		実績 (前々期)	(前期)		百万円	百万円	預金			貸出			損益			人員	人	人
	実績 (前々期)	(前期)																	
	百万円	百万円																	
預金																			
貸出																			
損益																			
人員	人	人																	
廃止の日程																			

海外認可対象会社を子会社とすること
別紙様式4-4

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

海外認可対象会社（○○○を営む会社）を子会社とすることに係る認可申請書

○○を子会社とすることについて、農林中央金庫法第72条第4項の規定に基づき、認可を申請いたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式1-1の2、1-1の3
- 2 現地当局の許可書等の写及び当該写の和訳
- 3 営業所付近の略図及び営業所の略図
- 4 農中法施行規則第100条第1項に掲げる書類
- 5 系統金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-8-5（4）に定める事項

職員常駐海外施設設置届出
別紙様式4-5

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○設置届出書

○○駐在員事務所を設置することについて、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第27号の規定に基づきお届けします。

1 概要 ① 名称 ② 位置 ③ 賃借面積 ④ 職員数	
2 業務内容	
3 設置理由	
4 設置予定日	年 月 日 ()
5 設置に伴う費用 ① 開設費 うち内装工事費 ② 経常費(1年) うち人件費 うち施設賃借料	単位; , 括弧内は千円 (千円) (千円) (千円) 換算レート 1 = 円 (千円) (千円)
6 現地当局の許可等の 取得年月日	年 月 日 ()

- (注) 1 届出書に次に掲げる書類を添付すること。
- ① 現地当局許可書等(写)の和訳を添付すること。
 - ② 駐在員施設付近の略図
 - ③ 駐在員施設レイアウト
- 2 業務を開始した場合には、別途書面でその旨を届け出ること。

子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合

別紙様式 4－6

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする届出書

農林中央金庫法第 72 条第 6 項の規定により、子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることとしたので、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商 号 又 は 名 称	
主たる営業所又は事務所の所在地	
業 務 の 内 容	
会社の状況 (直近の決算期より)	(売上高) (総資産) (経常利益) (資本金) (当期純利益)
役員の役職名及び氏名	
役員及び従業員の数	
保 有 議 決 権 数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)
主 要 株 主 等 の 構 成	A 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
	B 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
	C 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
子 会 社 と す る 理 由	
実 行 予 定 日	年 月 日 ()
当該会社を子会社とした日から 10 年が経過するまでに、講ずることを予定している必要の措置の内容	

(注 1) 記載要領

「子会社とする理由」の欄には、当該会社を子会社とする子会社対象外国会社等の商号又は名称を明示すること。

(注 2) 添付資料

- ・子会社とする会社の役員の履歴書
- ・その他参考となるべき事項を記載した書類

海外付随業務取扱施設等の設置等
別紙様式4-7

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

海外付随業務取扱施設等設置等届出書

標記のことについて、農業協同組合法第97条第12号及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第1項第11号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

(注) 設置については別紙様式4-7の2、位置変更については別紙様式4-7の3、廃止については別紙様式4-7の4、業務内容の変更については別紙様式4-7の5を添付すること。

別紙様式4－7の2

海外付随業務取扱施設等の設置

名 称	
設 置 予 定 地	
業 務 内 容	
設 置 予 定 日	年 月 日（ ）
業 務 取 扱 日	
業 務 取 扱 時 間	
理 由	

別紙様式4－7の3

海外付随業務取扱施設等の位置変更

名 称	
新 位 置	
現 位 置	
業 務 内 容	
位 置 変 更 予 定 日	年 月 日 ()
理 由	

別紙様式4－7の4

海外付随業務取扱施設等の廃止

名	称	
所	在	地
業	務	内
業	務	内
廃	止	予
廃	止	予
理		由

別紙様式4－7の5

海外付随業務取扱施設等の業務内容の変更

名 称		
所 在 地		
業務内容	変更前	
	変更後	
変 更 予 定 日		年 月 日 ()
理 由		

外国における主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置等
別紙様式4-8

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

外国における主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置等届出書

標記のことについて、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第26号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

(注) 設置については別紙様式4-8の2、移転については別紙様式4-8の3、廃止については別紙様式4-8の4、業務範囲の変更については別紙様式4-8の5を添付すること。

別紙様式4－8の2

外国における主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置

名 称	
設 置 予 定 地	
業 務 内 容	
設 置 予 定 日	年 月 日 ()
業 務 取 扱 日	
業 務 取 扱 時 間	
理 由	

別紙様式4－8の3

外国における主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の移転

名 称	
新 位 置	
現 位 置	
業 務 内 容	
位置変更予定日	年 月 日 ()
理 由	

別紙様式4－8の4

外国における主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の廃止

名	称	
所	在	地
業	務	内 容
廃	止	予 定 日
理	由	

別紙様式4－8の5

外国における主たる事務所及び従たる事務所以外の業務範囲の変更

名 称		
所 在 地		
業務範囲	変更前	
	変更後	
変 更 予 定 日		年 月 日 ()
理 由		

【様式・参考資料編】

海外における委託契約の締結
別紙様式 4－9

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫法第95条第2項第○号に掲げる行為を海外において委託する旨の契約の締結
認可申請書

海外における委託契約の締結をいたしたく、農林中央金庫法第3条第6項の規定に基づき、認可を申請
いたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式 4－9 の 2
- 2 外国農林中央金庫代理業者（農林中央金庫法施行規則第3条第2項第2号に掲げる外国農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）の場所を示した地図及び外国農林中央金庫代理業の営業所又は事務所の略図（客溜、営業室その他の面積の他、防犯カメラの設置状況や警備状況等を記入。なお、予備審査を得ているものにあつては、予備審査後に変更がある場合に限る。）
- 3 農林中央金庫法施行規則第3条第1項第2号に掲げる書面
- 4 登録免許税納付書

別紙様式 4－9 の 2

外国農林中央金庫代理業者の 名 称	
外国農林中央金庫代理業者の 所 在 地	
外国農林中央金庫代理業者の 役 員 の 氏 名	
外国農林中央金庫代理業者の 設 置 予 定 日	
理 由	
営 業 日	
営 業 時 間	
委 託 業 務	
外国農林中央金庫代理業者が 他 に 営 む 業 務	
外国銀行代理業者の経歴、 資 力 、 信 用 の 程 度 等	
外国農林中央金庫代理業者の 営 業 所 又 は 事 務 所 の 概 要	土 地 m² (坪) 所有・買取・賃借 建 物 構 造 新築・買取・賃借 延面積 m² (坪) 1人当たり 坪 営業室 m² (坪) 1人当たり 坪 相手方 土 地 建 物
開 設 費 用	土 地 取得費 千円 (坪当たり 千円) 保証金 " (") 権利金 " (") 賃借料 (月) " (") 建 物 建築費 " (") 保証金 " (") 敷 金 " (") 賃借料 (月) " (")
業 績 予 想	第1期 第2期 百万円 百万円 預 金 貸 出 損 益 人 員 人
農林中央金庫（及びその子会社等）の自己資本の充実の状況	

- (注) 1 営業所廃止跡への設置の場合は、「理由」欄に、営業所の廃止跡に設置する旨記載すること
2 適宜、農林中央金庫代理業者にかかる許可申請書に準ずるものとする

海外における委託契約の締結の終了
別紙様式 4－10

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫法第95条第2項第○号に掲げる行為を海外において委託する旨の契約の終了
認可申請書

海外における委託契約の終了をいたしたく、農林中央金庫法第3条第6項の規定に基づき、認可を申請
いたします。

○

(注) 添付書類

- 1 別紙様式 4－10 の 2
- 2 外国農林中央金庫代理業者とは、農林中央金庫法施行規則第3条第2項第2号に掲げる
外国農林中央金庫代理業者をいう
- 3 農林中央金庫法施行規則第3条第1項第2号に掲げる書面

別紙様式 4－10 の 2

外国農林中央金庫代理業者の 名 称			
外国農林中央金庫代理業者の 所 在 地			
管 理 す る 営 業 所			
廃 止 予 定 日			
理 由			
債 権 債 務 の 処 理 の 方 法			
外国農林中央金庫代理業者の 顧客に係る取引の他の金融機関等 への引き継ぎ状況等			
業 績 実 績	実績 (前々期) 百万円 預 金 貸 出 人 員 人	(前 期) 百万円 人	
廃 止 の 日 程			

(注) 適宜、農林中央金庫代理業者にかかる許可申請書に準ずるものとする

別紙様式5－1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

農業協同組合法第10条第18項に基づく農業協同組合の指定について

農業協同組合法第10条第18項の規定により○○○○農業協同組合を指定することにつき、同条第19項の規定に基づき、主務大臣の意見を伺います。

なお、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第6条の2に規定する指定基準の適合状況等は別紙のとおりです。

別 紙

農協名 _____

1 農協の概要

(1) 組合員数

正組合員数	准組合員数	計

(2) 役職員数

役 員 数				職員数	計
理事数	うち常勤	監事数	うち常勤		

2 指定する理由

3 指定組合の基準の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額

億円（ 年 月 1 日から 年 月末までの平均残高）

（参考）過去 5 年間の貯金等の推移

（単位：百万円）

年度 区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度
貯 金 額						
定期積金額						
計						

（記載上の注意）① 事業年度の平均残高により記入する。

② 5 年以内に合併している場合は、合併以後とする。

（以下同じ）

(2) 財務内容等

①単体自己資本の比率（ 年度末）

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本又は 会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入 額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行され た資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係 る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るも のを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除 く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を 8 パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額		
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

（記載上の注意）

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 1 号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 令和 7 年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

(参考) 過去5か年の単体自己資本比率の推移

(単位：％)

年度 区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率					

①－２ 連結自己資本の比率（ 年度末）

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本又は 会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入 額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行され た資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係 る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基 礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るも のを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るもの（のれん相当額を含む。）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除 く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額		

少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関 連するものの額		
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関 連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置を用いて算出したリス ク・アセットの額から経過措置を用いずに算出し たリスク・アセットの額を控除した額（△）		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を 8 パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除し て得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセント で除して得た額		
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

(記載上の注意)

- 1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 2 号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 令和 7 年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

(参考) 過去 5 か年の連結自己資本比率の推移

(単位：%)

年度 区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率					

(記載上の注意) 平成 10 年度末以降について記入すること。

② 剰余金又は損失金 (年度)

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 (a + b)		

(記載上の注意) 損失金の場合は金額に△を表示する。

③ 信用事業命令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ハに定める合計額の比率

$$\frac{\text{信用事業命令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ハに定める合計額}}{\text{総貸出残高}} \times 100$$

= %

(参考) 過去 5 年間の信用事業命令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ハに定める合計額の比率の推移

(単位：百万円、%)

年度 区分	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度
総貸出残高						
信用事業命令第 6 条 の 2 第 1 項第 2 号ハ に定める合計額						
信用事業命令第 6 条 の 2 第 1 項第 2 号ハ に定める合計額の比 率						

(3) 貯貸率、業務執行体制等

① 貯貸率 (年度)

平均貯貸率 %

(単位：百万円、%)

月	月	月	月	月	月	月
区 分						
貯金額						
貸出金額						
貯貸率						
	月	月	月	月	月	月
貯金額						
貸出金額						
貯貸率						

② 員外貸出率 (年度)

平均員外貸出率 %

(単位：百万円、%)

月	月	月	月	月	月	月
区 分						
組合員貸出金額						
員外貸出金額						
員外貸出率						
	月	月	月	月	月	月
組合員貸出金額						
員外貸出金額						
員外貸出率						

(記載上の注意) 員外貸出金額は地方公共団体、金融機関貸付け等員外利用規制対象外のものを除く。

③ 員外利用の実態及び見込み

④ 審査体制

担 当 部	担当課(室)	業務区分	職 員 数		備 考
				うち担当職員数	

(記載上の注意) ① 職務権限規程により記入する。

② 貸付部門、審査部門を区別して記入する。

⑤ 内部けん制体制及び内部監査体制

ア 貸出しに係る業務の職務権限

項 目	職務分掌	権 限 者				
		組合長	常勤理事	参 事	部 長	課 長

(記載上の注意) 職務権限規程により記入する。

イ 内部監査体制の概要

(ア) 内部監査担当部署

区 分	担当部署	職 員 数	備 考
内 部 監 査			

(記載上の注意) 監事が常勤あるいは学経の場合は備考欄にその旨を記載する。

(イ) 内部監査の実施状況

⑥ その他（違法、不正事案及び紛争事案の状況等）

4 県農業協同組合中央会及び信用農業協同組合連合会の意見

添付書類

- 1 貸借対照表、損益計算書等財務諸表（連結財務諸表を含む。）
- 2 組織図
- 3 その他参考となる資料

別紙様式5-2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

農業協同組合法第 10 条第 18 項に基づいて指定された農業協同組合
の合併（解散）について

農業協同組合法第 10 条第 18 項の規定により指定を行った農協が、下記のとおり合併（解散）しましたので、報告します。

記

旧指定組合名	指定年月日	合併（解散）年月日	新設農協名	再指定の有無

年 月 日

都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
農協名
代表理事名

特定農業協同組合承認申請書

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定に基づき、農業協同組合法施行令第31条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示（平成13年金融庁・農林水産省告示第19号。以下「特定農業協同組合告示」という。）第2条第1項第1号（又は第2号）に該当するものとして、特定農業協同組合の承認を受けたく、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

- 1 余裕金の運用先拡大の必要性
- 2 今後の余裕金運用の基本的考え方
- 3 信用農業協同組合連合会（又は農林中央金庫）との調整の経過
- 4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況

（1）貯金及び定期積金の合計額 億円
（ 年 月1日から 年 月末までの平均残高）

（参考）過去5年間の貯金等の推移

（単位：百万円）

年度 区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
貯 金 額						
定期積金額						
計						

（記載上の注意）① 事業年度の平均残高により記入する。

② 5年以内に合併している場合は、合併以後とする。
(以下同じ)

(2) 財務内容等

ア 単体自己資本の比率 (年度末)

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は 会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入 額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行され た資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係 る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るも のを除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除 く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額		

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関 連するものの額		
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関 連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置を用いて算出したリス ク・アセットの額から経過措置を用いずに算出し たリスク・アセットの額を控除した額（△）		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を 8 パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除し て得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセント で除して得た額		
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

（記載上の注意）

1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 1 号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

2 令和7年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

(参考) 過去5か年の単体自己資本比率の推移 (単位：%)

年度 区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率					

ア－２ 連結自己資本の比率（ 年度末）

（単位：百万円、％）

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本又は 会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入 額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行され た資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係 る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基 礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 （イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るも のを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るもの（のれん相当額を含む。）の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るもの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除 く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額		

少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額		
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置を用いて算出したリス ク・アセットの額から経過措置を用いずに算出し たリスク・アセットの額を控除した額（△）		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を 8 パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・ アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除し て得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセント で除して得た額		
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

(記載上の注意)

- 1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 2 号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 令和 7 年度に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。

(参考) 過去 5 か年の連結自己資本比率の推移

(単位：％)

年度 区分	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率					

イ 剰余金又は損失金（ 年度）

（単位：百万円）

項 目	金 額	備 考
当期剰余金又は損失金（a）		
前期繰越剰余金又は損失金（b）		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金（a + b）		

（記載上の注意）損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

（ア）財務内容（特定農業協同組合告示第2条第1項第1号ロ(3)に定める合計額の状況等）

（イ）事業運営（違法・不正事案及び紛争事案の状況等）

（3）事業執行体制

ア 常勤理事及び参事の状況

役職名	氏 名	専門担当職務	勤務の状況	備 考

（記載上の注意）① 組合長を除く常勤理事及び参事について記載すること。

② 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。

③ 「勤務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を記載する。

④ 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、添付書類の「8 その他参考となる資料」として、市場運用及び事務管理担当理事とリスク管理担当理事が同号ロ(1)を満たしていることがわかる書類を添付する。

イ 余裕金運用に係る担当部門の設置及び担当職員の状況

担 当 部	担当課(室)	業務区分	職 員 数		備 考
				うち担当職員数	

--	--	--	--	--	--

(記載上の注意) ① 職務権限規程により記入する。

② 「業務区分」欄には、当該職員の業務の区分について、市場運用、事務管理、リスク管理の別を記載する。

③ 特定農業協同組合告示第2条第1項第2号に該当する特定農業協同組合として承認を受けようとする場合は、「備考」欄に、

- ・ 市場運用担当部門については、余裕金運用に係る専任職員の人数及び当該専任職員の業務経験期間を記入する。
- ・ 事務管理担当部門及びリスク管理担当部門については、余裕金運用に係る担当職員の業務経験期間を記入する。

また、申請に当たっては、添付書類の「8その他参考となる資料」として、当該職員の兼任状況がわかる資料及び業務経験期間を証明する職歴等の書類を添付する。

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 余裕金運用に係る業務の職務権限

項 目	職務分掌	権 限 者				
		組合長	常勤理事	参 事	部 長	課 長

(記載上の注意) 職務権限規程により記入する。

(イ) 内部監査体制の概要

① 内部監査担当部門

区 分	担当部署	職 員 数	備 考
内 部 監 査			

(記載上の注意) 監事が常勤あるいは学経の場合は「内部監査」の「備考欄」にその旨を記載する。

② 内部監査の実施状況

添付書類

- 1 貯金及び定期積金の合計額の直近２年間の月別平均残高
- 2 貸借対照表、損益計算書等財務諸表（連結財務諸表を含む。）
- 3 組織図
- 4 職務権限規程
- 5 余裕金運用規程
- 6 内部監査規程
- 7 承認申請に係る議決を行った理事会議事録
- 8 その他参考となる資料

年 月 日

金融庁監督局長 ○○○○ 殿

農林水産省経営局長 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

特定農業協同組合の承認について（報告）

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第59条の規定に基づき、下記の農業協同組合を農業協同組合法施行令第31条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示（平成13年金融庁・農林水産省告示第19号。以下「特定農業協同組合告示」という。）第2条第1項第1号（又は第2号）に該当するものとして承認したので、別添のとおり、報告します。

記

○○農業協同組合

○○農業協同組合

（承認年月日 年 月 日）

○

（注）添付書類

- 1 別紙様式5-4の2
- 2 特定農業協同組合の申請書の写

別紙様式5-4-1の2

特 定 農 業 協 同 組 合 の 概 要

1. 農協名			
2. 所在地（登記簿に記載のもの）			
3. 事業の区域			
4. 総資産額	(千円)		
5. 純資本勘定（貸借対照表）	(千円)		
6. 当期剰余金	(千円)		
7. 組合員数	組合員数	人	
	正組合員数	人	准組合員数 人
8. 貯金及び定期積金の合計額	(千円)		
9. 貸出金額	(千円)		
10. 余裕金の運用額	(千円)		
	(1) 預け金	(千円)	
	(2) 有価証券等	(千円)	
11. 単体自己資本比率	(%)		
連結自己資本比率	(%)		
12. 特定農業協同組合告示第2条 第1項第1号ロ(3)に定める合 計額の比率	(%)		
13. 承認理由			
14. 決算日			
15. 合併参加農協名 (合併時期)			

(記載上の注意) 数値は、いずれも決算期末残高とする。

年 月 日

金融庁監督局長 ○○○○ 殿

農林水産省経営局長 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

第 2 号特定農業協同組合の承認の取消し及び
第 1 号特定農業協同組合の承認について（報告）

年 月 日 付け第 号 特定農業協同組合の承認について（報告）において、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 59 条の規定に基づき、農業協同組合法施行令第 31 条等の規定に基づく主務大臣の指定する金融機関等に関する告示（平成 13 年金融庁・農林水産省告示第 19 号）第 2 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、特定農業協同組合として承認した下記の農業協同組合について、年 月 日付けで当該承認を取り消し、同項第 1 号に該当するものとして承認したので、別添のとおり、報告します。

記

○○農業協同組合

別紙様式 5-5

年 月 日

金融庁監督局長 ○○○○ 殿
農林水産省経営局長 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

特定農業協同組合の合併（解散）について

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）第 59 条の規定に基づき承認した特定農業協同組合が、下記のとおり合併（解散）しましたので、報告します。

記

旧特定農業協同組合名	承認年月日	合併（解散）年月日	新設農協名	再承認の有無

目次

頁数

1. 事業方針の概要・・・・・・・・
2. 資金計画表・・・・・・・・
3. 予定損益計算書・・・・・・・・

1. 事業方針の概要

2. 資金計画表

{

 年 月 日から
 年 月 日まで

}

(単位：百万円)

区	科 目	4～9月 平均残高	10～3月 平均残高	当 年 度 平均残高	前 年 度 平均残高	増 減
資 産	現 預 金 系 統 預 け 金 系 統 外 預 け 金 譲 渡 性 預 け 金 コ ー ル ロ ー ン 買 現 先 勘 定 債券貸借取引支払保証金 買 入 手 形 買 入 金 銭 債 権 金 銭 の 信 託 商 品 有 価 証 券 有 価 証 券 貸 出 金 付 手 形 貸 付 証 書 貸 付 当 座 貸 越 金 融 機 関 貸 付 割 引 手 形 外 国 為 替 そ の 他 資 産 固 定 資 産 外 部 出 資 前 払 年 金 費 用 産 繰 延 税 金 資 産 再評価に係る繰延税金資産 債 務 保 証 見 返 貸 倒 引 当 金 外部出資等損失引当金					
	合 計					
負 債 及 び 純 資 産	貯 蓄 金 要 求 払 貯 蓄 金 定 期 性 貯 蓄 金 譲 渡 性 貯 蓄 金 売 現 先 勘 定 債券貸借取引受入担保金 借 用 金 外 国 為 替 代 理 業 務 勘 定 そ の 他 負 債 諸 引 当 金 繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債 債 務 保 証 純 資 産 勘 定 損 益 差 額					
	合 計					

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

3. 予定損益計算書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

(単位：百万円)

科 目					当年度予算額	前年度決算額	増 減
経	常	収	益				
資	金	運	用	収			
貸	出	金	利	息			
預	け	金	利	息			
有	価	証	券	利	息		
コ	ー	ル	ロ	ー	ン		
買	現	先	利	息			
債	券	貸	借	取	引		
買	入	手	形	受	入		
金	利	ス	ワ	ッ	プ		
そ	の	他	受	取	入		
(	う	ち	受	取	奨	励	
(	う	ち	受	取	特	別	
役	務	取	引	等	収		
受	入	為	替	手	数		
そ	の	他	の	受	入		
そ	の	他	の	役	務		
そ	の	他	の	事	業		
受	取	助	成	収			
外	国	為	替	売	買		
商	品	有	価	証	券		
買	入	金	銭	債	権		
国	債	等	債	券	売		
国	債	等	債	券	償		
金	融	の	派	生	商		
そ	の	他	の	事	業		
そ	の	他	の	経	常		
貸	倒	引	当	金	戻		
債	却	債	権	取	立		
株	式	等	売	却			
金	銭	の	信	託	運		
そ	の	他	の	経	常		
経	常	費					
資	金	調	達	費			
貯	金	性	貯	金	利		
譲	渡	用	金	利	息		
借	現	先	利	息			
売	券	貸	借	取	引		
債	利	ス	ワ	ッ	プ		
金	の	他	支	払	利		
そ	(	う	ち	支	払		
役	務	取	引	等	費		
支	払	為	替	手	数		
そ	の	他	の	支	払		
そ	の	他	の	役	務		
そ	の	他	の	事	業		
支	払	助	成	収			
外	国	為	替	売	買		
商	品	有	価	証	券		
買	入	金	銭	債	権		
国	債	等	債	券	売		
国	債	等	債	券	償		
金	融	の	派	生	商		
そ	の	他	の	事	業		
経	人	物	税				
そ	の	他	の	経	常		
貸	倒	引	当	金	繰		
貸	倒	引	当	金	繰		
相	互	援	助	積	立		
貸	出	金	等	売	却		
株	式	等	債	償	却		
株	式	等	債	償	却		
金	銭	の	信	託	運		
そ	の	他	の	経	常		
経	常	利	益	(	又		

特 固 定 資 産 処 分 益 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額 そ の 他 の 特 別 利 益 特 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 そ の 他 の 特 別 損 失 税 引 前 当 期 利 益 （ 又 は 税 引 前 当 期 損 失 ） 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 金 当 期 剰 余 金 （ 又 は 当 期 損 失 金 ） 前 期 繰 越 剰 余 金 （ 又 は 前 期 繰 越 損 失 金 ） ・ ・ 積 立 金 取 崩 額 当 期 末 処 分 剰 余 金 （ 又 は 当 期 末 処 理 損 失 金 ）			
--	--	--	--

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

(参 考)

人件費・物件費の予算額

(1) 人件費

(単位：百万円)

科 目	当年度予算額	前年度決算額	増 減
役 員 報 酬			
給 与 手 当			
福 利 厚 生 費			
退 職 給 付 費 用			
合 計			

(2) 物件費

(単位：百万円)

科 目	当年度予算額	前年度決算額	増 減
事 業 推 進 費			
債 権 管 理 費			
旅 費 交 通 費			
業 務 費			
負 担 金			
施 設 費			
雑 費			
合 計			

年度決算速報

信用農業協同組合連合会

- | | | | | | |
|-----|-----|-------|-----|-------|-------------|
| 1. | 残 | 高 | 試 | 算 | 表 |
| 2. | 比 | 較 | 貸 | 借 | 対 照 表 |
| 3. | 貯 | 金 及 | び | 貸 出 | 金 の 明 細 |
| 4. | 比 | 較 | 損 | 益 | 計 算 書 |
| 5. | 人 | 件 費 | ・ | 物 件 費 | の 明 細 |
| 6. | 剰 | 余 | 金 | 処 | 分 案 |
| 7. | 内 | 部 | 留 | 保 | 状 況 |
| 8. | 総 合 | 農 協 | に 対 | す る | 実 質 貯 金 利 回 |
| 9. | 資 | 金 | | 効 | 率 |
| 10. | 単 | 体 | 自 | 己 | 資 本 比 率 |
| 11. | 引 | 当 | 金 | 等 | の 算 出 基 礎 |
| 12. | 金 融 | ・ 証 券 | 先 物 | 及 び | オ プ シ ョ ン |
| 13. | 国 債 | 等 | の | 窓 口 | 販 売 業 務 実 績 |
| 14. | 大 口 | 信 用 | 供 与 | 等 | の 状 況 |

(注) 上記の資料について、提出したデータに修正があった場合には、直ちに再提出すること。

1. 残高試算表

年3月31日現在

(1)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金		貯 金	
預け金		当座貯金	
系統当座預け金		普通貯金	
系統普通預け金		貯蓄貯金	
系統通知預け金		通知貯金	
系統別段預け金		別段貯金	
系統定期預け金		定期貯金	
系統外預け金		定期積金	
譲渡性預け金		その他の貯金	
コールローン		譲渡性貯金	
買現先勘定		売現先勘定	
債券貸借取引支払保証金		債券貸借取引受入担保金	
買入手形		借入金	
買入金銭債権		手形借入金	
金銭の信託		証書借入金	
商品有価証券		当座借越	
有価証券		再割引手形	
国債		外国為替	
地方債		外国他店預り	
政府保証債		外国他店借	
金融債		売渡外国為替	
短期社債		未払外国為替	
社債		代理業務勘定	
外国証券		農林中央金庫	
株式		株式会社日本政策金融公庫	
受益証券		独立行政法人住宅金融支援機構	
投資証券		独立行政法人福祉医療機構	
貸出金		独立行政法人農業者年金基金	
手形貸付		その他負債	
証書貸付		貸付留保金	
当座貸越		未払法人税等	
金融機関貸付		貯金利子諸税その他	
割引手形		従業員預り金	
外国為替		先物取引受入証拠金	
外国他店預け		先物取引差金勘定	
外国他店貸		借入商品債券	
買入外国為替		借入有価証券	
取立外国為替		金融派生商品	
その他資産		金融派生商品受入担保金	
従業員貸付金		仮受金	
差入保証金		リース債務	
先物取引差入証拠金		資産除去債務	
先物取引差金勘定		その他の負債	
保管有価証券等		未払費用	

金融派生商品		前受収益	
金融派生商品差入担保金		未決済為替借	
リース投資資産		諸引当金	
仮払金		相互援助積立金	
その他の資産		賞与引当金	
未収収益		退職給付引当金	
前払費用		役員退職慰労引当金	
未決済為替貸		金融商品取引責任準備金	
有形固定資産		繰延税金負債	
建物		再評価に係る繰延税金負債	
土地		債務保証	
リース資産		負債の部合計	
建設仮勘定		(純資産の部)	
その他の有形固定資産		出資金	
無形固定資産		(うち後配出資金)	
ソフトウェア		資本準備金	
リース資産		再評価積立金	
その他の無形固定資産		利益剰余金	
外部出資		利益準備金	
系統出資		その他利益剰余金	
系統外出資		〇〇積立金	
子会社等出資		当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	
前払年金費用		(うち当期剰余金(又は当期損失金))	
繰延税金資産		処分未済持分	
再評価に係る繰延税金資産		会員資本合計	△
債務保証見返		その他有価証券評価差額金	
貸倒引当金	△	繰延ヘッジ損益	
外部出資等損失引当金	△	土地再評価差額金	
		評価・換算差額等合計	
		純資産の部合計	
合 計		合 計	

(注)	受託貸付金	株式会社日本政策金融公庫	百万円
		(うち国民一般向け業務)	百万円
		(うち農林水産業者向け業務)	百万円
		(うち中小企業者向け業務)	百万円
		独立行政法人住宅金融支援機構	百万円
		独立行政法人福祉医療機構	百万円
		独立行政法人農業者年金基金	百万円
		計	百万円

(記載上の注意)

1. 「定期貯金」には、積立定期貯金を含めて記載するものとする。
2. 法令等に基づき、又は信連の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
3. 該当しない科目は削除すること。

(2)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
貯 金 利 息		貸 出 金 利 息	
譲 渡 性 貯 金 利 息		預 け 金 利 息	
借 用 金 利 息		有 価 証 券 利 息 配 当 金	
売 現 先 利 息		コ ー ル ロ ー ン 利 息	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息		買 現 先 利 息	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息		債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	
支 払 奨 励 金		買 入 手 形 利 息	
外 国 為 替 支 払 利 息		金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	
支 払 雑 利 息		受 取 奨 励 金	
支 払 為 替 手 数 料		外 国 為 替 受 入 利 息	
そ の 他 の 支 払 手 数 料		買 入 金 銭 債 権 利 息	
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用		受 取 特 別 配 当 金	
支 払 助 成 金		受 入 雑 利 息	
外 国 為 替 売 買 損		受 入 為 替 手 数 料	
外 国 通 貨 売 買 損		そ の 他 の 受 入 手 数 料	
商 品 有 価 証 券 売 買 損		そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	
買 入 金 銭 債 権 売 却 損		受 取 出 資 配 当 金	
国 債 等 債 券 売 却 損		受 取 助 成 金	
国 債 等 債 券 償 還 損		外 国 為 替 売 買 益	
国 債 等 債 券 償 却		外 国 通 貨 売 買 益	
有 価 証 券 借 入 料		商 品 有 価 証 券 売 買 益	
金 融 派 生 商 品 費 用		買 入 金 銭 債 権 売 却 益	
そ の 他 の 事 業 費 用		国 債 等 債 券 売 却 益	
人 件 費		国 債 等 債 券 償 還 益	
物 件 費		有 価 証 券 貸 付 料	
税 金		金 融 派 生 商 品 収 益	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		そ の 他 の 事 業 収 益	
相 互 援 助 積 立 金 繰 入 額		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	
貸 出 金 償 却		償 却 債 権 取 立 益	
株 式 等 売 却 損		株 式 等 売 却 益	
株 式 等 償 却		金 銭 の 信 託 運 用 益	
金 銭 の 信 託 運 用 損		貸 貸 料	
そ の 他 の 経 常 費 用		そ の 他 の 経 常 収 益	
固 定 資 産 処 分 損		固 定 資 産 処 分 益	
減 損 損 失		相 互 援 助 積 立 金 戻 入 益	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額	
そ の 他 の 特 別 損 失		そ の 他 の 特 別 利 益	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 還 付 額	
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 追 徴 額			
法 人 税 等 調 整 額			
計			
当 期 剰 余 金			
合 計		合 計	

(記載上の注意)

- 法令等に基づき、又は信連の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 該当しない科目は削除すること。

2. 比較貸借対照表

(単位: 百万円、%)

科 目		期 末 残 高				平 均 残 高			
		当期末	前期末	対前期末増減		当期	前期	対前期増減	
				金額	比率			金額	比率
資 産	現金								
	預け金								
	系統預け金								
	系統外預け金								
	譲渡性預け金								
	コールローン								
	買現先勘定								
	債券貸借取引支払保証金								
	買入手形								
	買入金銭債権								
	金銭の信託								
	商品有価証券								
	有価証券								
	貸出金								
	手形貸付								
	証書貸付								
	当座貸越								
	金融機関貸付								
	割引手形								
	外国為替								
	その他資産								
	有形固定資産								
	無形固定資産								
	外部出資								
	前払年金費用								
	繰延税金資産								
	再評価に係る繰延税金資産								
	債務保証見返								
	貸倒引当金	△	△			△	△		
	外部出資等損失引当金	△	△			△	△		
	計								
負 債 及 び 純 資 産	貯金								
	要求払貯金								
	定期性貯金								
	譲渡性貯金								
	売現先勘定								
	債券貸借取引受入担保金								
	借入金								
	外国為替								
	代理業務勘定								
	その他負債								
	諸引当金								
	繰延税金負債								
	再評価に係る繰延税金負債								
	債務保証								
	純資産勘定								
	(損益差額)					()	()	()	()
	計								

(記載上の注意)

- 法令等に基づき、又は信連の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 該当しない科目は削除する。
- 前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組換えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること

3. 貯金及び貸出金の明細

(1) 預り先別貯金残高

(単位：百万円、%)

預り先			当期末	前期末	対前期末増減		当期 平均残高	
					金 額	比 率		
会 員	農協	総 合 農 協						
		そ の 他 農 協						
		小 計						
	全 農 ・ 経 済 連							
	全 共 連							
	そ の 他 連 合 会							
	会 員 の 組 合 員							
	准 会 員							
	会 員 みなし	地 方 公 共 団 体						
		地 方 公 共 団 体 以 外						
小 計								
計								
員 外	金 融 機 関							
	そ の 他							
	計							
合 計 (A)								

(記載上の注意)

本表には、定期積金は含め、譲渡性貯金は含めないこと。

(2) 貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

貸 出 先			当期末		前期末		(単位：百万円、%) 対前期末増減		当 期
			先 数	金 額	先 数	金 額	金 額	比率	平均残高
貸 付 金	会 員	総 合 農 協							
		そ の 他 農 協							
		全 農 ・ 経 済 連							
		そ の 他 連 合 会							
		会 員 の 組 合 員							
		准 会 員							
		会 員 み な し							
		小 計 (B)							
	員 外	地 方 公 共 団 体							
		過半出資非営利法人※							
		産業基盤整備関連法人※							
		生活環境整備関連法人※							
		金 融 機 関※							
		その他 (C) ※							
		小 計							
	計								
割 引 手 形	会 員	総 合 農 協							
		そ の 他 農 協							
		全 農 ・ 経 済 連							
		そ の 他 連 合 会							
		会 員 の 組 合 員							
		准 会 員							
		小 計 (D)							
	員 外 (E)								
計									
合 計									

(記載上の注意)

※を示した欄には、会員みなし欄に記入したものは除いて記入すること。

(3) 員外貸出金比率 (平均残高)

(単位: 百万円、%)

項 目		当期平均残高	前期平均残高	対前期増減	
				金 額	比 率
会員貸付金 (会員みなしを含む) (B)					
会 員 割 引 手 形 (D)					
員 外 そ の 他 貸 付 金 (C)					
員 外 割 引 手 形 (E)					
貯 金 (A)					
譲 渡 性 貯 金 (F)					
員外貸出金 比 率	$\frac{(C) + (E)}{(B) + (D)}$				
	$\frac{(C) + (E)}{(A) + (F)}$				

(4) 業種別貸出金残高状況

(単位: 百万円、%)

業 種 別	当 期 末				前 期 末			
	貸出先数		貸出金残高		貸出先数		貸出金残高	
	先数	構成比	金額	構成比	先数	構成比	金額	構成比
製 造 業								
農 業								
林 業								
漁 業								
鉱業、採石業、砂利採取業								
建 設 業								
電気・ガス・熱供給・水道業								
情 報 通 信 業								
運 輸 業、郵 便 業								
卸 売 業								
小 売 業								
金 融 業、保 険 業								
不 動 産 業								
物 品 賃 貸 業								
学術研究、専門・技術サービス業								
宿 泊 業								
飲 食 業								
生活関連サービス業、娯楽業								
教 育、学 習 支 援 業								
医 療 ・ 福 祉								
そ の 他 の サ ー ビ ス								
地 方 公 共 団 体								
個人（住宅・消費・納税資金等）								
海外円借款、国内店名義現地貸								
小 計								
中 央 政 府								
そ の 他								
合 計								

(注) 1. 業種別区分は、総務省が定める「日本標準産業分類」及び日本銀行が定める「業種別貸出金調査表の業種分類」に準じて記載する。

2. 中央政府とは、日本国政府を示す。

3. その他には、「製造業」から「中央政府」までの業種に分類できない業種について記載する。

(5) 員外貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	当 期 末	前 期 末	対前期末増減額
本会貯金・積金			
有 価 証 券			
不 動 産			
そ の 他 の 担 保			
計			
保 証			
信 用			
合 計			

4. 比較損益計算書

信連

(単位: 百万円、%)

科 目	損 失 の 部				科 目	利 益 の 部			
	当期	前期	対前期増減			当期	前期	対前期増減	
			金額	比率				金 額	比 率
経常費用					経常収益				
事業費用					事業収益				
（金銭の信託運用見合費用）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	貸出金利息				
貯金利息					預け金利息				
譲渡性貯金利息					有価証券利息配当金				
借用金利息					コールローン利息				
売現先利息					買現先利息				
債券貸借取引支払利息					債券貸借取引受入利息				
金利スワップ支払利息					買入手形利息				
その他支払利息					金利スワップ受入利息				
（うち支払奨励金）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）	その他受入利息				
役務取引等費用					（うち受取奨励金）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
支払助成金					（うち受取特別配当金）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
買入金銭債権売却損					役務取引等収益				
国債等債券売却損					受取助成金				
国債等債券償還損					買入金銭債権売却益				
国債等債券償却					国債等債券売却益				
金融派生商品費用					国債等債券償還益				
その他の事業費用					金融派生商品収益				
人件費					その他の事業収益				
物件費					その他経常収益				
税金					貸倒引当金戻入益				
その他経常費用					償却債権取立益				
貸倒引当金繰入額					株式等売却益				
貸倒引当金戻入益					金銭の信託運用益				
相互援助積立金繰入額					その他の経常収益				
貸出金償却									
株式等売却損									
株式等償却									
金銭の信託運用損									
その他の経常費用									
特別損失					特別利益				
固定資産処分損					固定資産処分益				
減損損失					その他の特別利益				
その他の特別損失									
費用計									
（税引前当期利益）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）					
法人税、住民税及び事業税									
法人税等調整額									
当期剰余金									
合 計					合 計				

(注) 1. 「その他経常費用」の「その他の経常費用」には、睡眠貯金を利益金処理した後に請求され、それに応じて実際に払戻した金額〇〇百万円を含む。

2. 「その他経常収益」の「その他の経常収益」には、睡眠貯金を利益金処理した金額〇〇百万円を含む。

(記載上の注意)

- 法令等に基づき、又は信連の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 該当しない科目は削除する。

- 3 前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

5. 人件費・物件費の明細

(1) 人件費の明細

(単位：百万円)

科 目	当 期 末	前 期 末	対前期末増減額
役 員 報 酬			
給 料 手 当			
うち賞与引当金繰入額			
福 利 厚 生 費			
退 職 給 付 費 用			
役 員 退 職 慰 労 金			
役員退職慰労引当金繰入額			
・ ・ ・ ・ ・			
計			

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額を欄外に注記すること。

(2) 物件費の明細

(単位：百万円)

科 目	当 期 末	前 期 末	対前期末増減額
事 業 推 進 費			
債 権 管 理 費			
旅 費 交 通 費			
業 務 費	会 議 費		
	接 待 ・ 交 際 費		
	宣 伝 広 告 費		
	運 送 費		
	通 信 費		
	印 刷 ・ 消 耗 品 費		
	図 書 ・ 研 修 費		
	事 務 委 託 費		
	貯 金 保 険 料		
	・ ・ ・ ・ ・		
	計		
負 担 金	公 課		
	支 払 賦 課 金		
	分 担 金		
	寄 附 金		
	・ ・ ・ ・ ・		
	計		
施 設 費	保 守 修 繕 費		
	保 険 料		
	水 道 光 熱 費		
	賃 借 料		
	消 耗 備 品 費		
	減 価 償 却		
	施 設 負 担 金		
	そ の 他 の 施 設 費		
	・ ・ ・ ・ ・		
	計		
雑 費			
合 計			

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額を欄外に注記すること。

(参 考)

(単位：百万円)

科 目	内 訳 科 目	当 期 末	前 期 末	対前期末増減額
法人税・住民税及び事業税	法 人 税			
	住 民 税			
	事 業 税			
	源 泉 利 子 税			
計				

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額を欄外に注記すること。

6. 剰余金処分案

(単位:百万円、%)

科 目	当期末	前期末	対前期末増減	備 考
当期末処分剰余金				
積立金取崩額				
計 (B)				
利 益 準 備 金				
任 意 積 立 金				
〇 〇 積 立 金				
計				
出 資 配 当 金				
(うち普通出資配当金)				
(うち後配出資配当金)				
事 業 分 量 配 当 金				
計 (A)				
次 期 繰 越 剰 余 金				
(A) / (B)				

(注)

(単位:百万円、%)

		当 期 末	前 期 末
出 資 に 対 す る 配 当 率			
普通出資に対する配当率			
後配出資に対する配当率			
事業分量配当金	貯金配当金		
	貸出金配当金		
	分 配 基 準		

7. 内部留保状況

(単位:百万円)

科 目		繰入又は 積立額	戻入又は 取崩額	差引内部 留保額	翌年度 繰越額
内 部 留 保 額	損 費 処 分 留 保 額	貸 倒 引 当 金			
		相 互 援 助 積 立 金			
		退 職 給 付 引 当 金			
		役員退職慰労引当金			
		減 価 償 却			
		金融商品取引責任準備金			
		計			
	利 益 処 分 留 保 額	資 本 準 備 金			
		利 益 準 備 金			
		任 意 積 立 金			
		〇 〇 積 立 金			
		繰 越 剰 余 金			
		回 転 出 資 金			
		計			
	合 計			(A)	
当期剰余金		損費処分留保額	合 計	内部留保率(A)/(B)	
			(B)	%	

(記載上の注意)

該当しない科目については削除すること。

8. 総合農協に対する実質貯金利回

(単位：百万円、%)

		約定利息			支払奨励金			特別配当率	実質利回
		平均残高	支払利息	利率	ネット平均残高	支払利息	奨励金率		
1年定期	当 期								
	前 期								
2年定期	当 期								
	前 期								
特別通知貯金等	当 期								
	前 期								
合 計	当 期								
	前 期								

(記載上の注意)

- 1 特別通知貯金等には、農協の自由金利貯金等に対応した施設を含む。
- 2 3年定期、4年定期、5年定期がある場合には欄を追加すること。

9. 資 金 効 率

(単位:百万円、%)

区 分	当 期	前 期
A 貸出金利回	$\frac{\text{貸出金利息 } a^2(\quad)}{\text{貸出金平均残高 } a^1(\quad)} \times 100$	
(うち一般貸出金利回)	$\frac{\text{一般貸出金利息}(\quad)}{\text{一般貸出金平均残高}(\quad)} \times 100$	
(うち金融機関貸付金利回)	$\frac{\text{金融機関貸付金利息}(\quad)}{\text{金融機関貸付金平均残高}(\quad)} \times 100$	
(うちコールローン等利回)	$\frac{\text{コールローン利息}(\quad) + \text{手形割引市場貸付利息}(\quad)}{\text{コールローン平均残高}(\quad) + \text{手形割引市場貸付平均残高}(\quad)} \times 100$	
B 預け金利回	$\frac{\text{預け金利息}(\quad) + \text{受取奨励金}(\quad) + \text{受取特別配当金}(\quad)}{\text{預け金平均残高 } b^1(\quad)} = b^2(\quad) \times 100$	
(うち系統預け金利回)	$\frac{\text{系統預け金利息}(\quad) + \text{受取奨励金}(\quad) + \text{受取特別配当金}(\quad)}{\text{系統預け金平均残高}(\quad)} \times 100$	
(うち系統外預け金利回)	$\frac{\text{系統外預け金利息}(\quad)}{\text{系統外預け金平均残高}(\quad)} \times 100$	
C 買入金銭債権利回	$\frac{\text{買入金銭債権利息 } c^2(\quad)}{\text{買入金銭債権平均残高 } c^1(\quad)} \times 100$	
D 金銭の信託利回	$\frac{\text{金銭の信託運用益 } d^2(\quad)}{\text{金銭の信託平均残高 } d^1(\quad)} \times 100$	
D' 実質金銭の信託利回	$\frac{d^2(\quad) - \text{金銭の信託運用損}(\quad)}{d^1(\quad)} = d^3(\quad) \times 100$	
E 有価証券利回	$\frac{\text{有価証券利息配当金 } e^2(\quad)}{\text{有価証券平均残高 } e^1(\quad)} \times 100$	
E' 実質有価証券利回	$\frac{e^2(\quad) + (\text{国債等債券売却益}(\quad) + \text{同償還益}(\quad) + \text{株式等売却益}(\quad) - \text{国債等債券売却損}(\quad) - \text{同償還損}(\quad) - \text{同償却}(\quad) - \text{株式等売却損}(\quad) - \text{同償却}(\quad))}{e^1(\quad)} = e^3(\quad) \times 100$	
F 運用勘定利回	$\frac{a^2(\quad) + b^2(\quad) + c^2(\quad) + d^2(\quad) + e^2(\quad)}{a^1(\quad) + b^1(\quad) + c^1(\quad) + d^1(\quad) + e^1(\quad)} \times 100$	
F' 実質運用勘定利回	$\frac{a^2(\quad) + b^2(\quad) + c^2(\quad) + d^3(\quad) + e^3(\quad)}{a^1(\quad) + b^1(\quad) + c^1(\quad) + d^1(\quad) + e^1(\quad)} \times 100$	
G 貯金平均利率	$\frac{\text{貯金利息 } g^2(\quad)}{\text{貯金平均残高 } g^1(\quad)} \times 100$	
G' 奨励金率	$\frac{\text{支払貯金奨励金 } g^3(\quad)}{g^1(\quad)} \times 100$	
G'' 実質貯金平均利率	G + G'	
H 貯金経費率	$\frac{\text{人件費}(\quad) + \text{物件費}(\quad) + \text{税金}(\quad)}{g^1(\quad)} = h^2(\quad) \times 100$	
(うち人件費率)	$\frac{\text{人件費}(\quad)}{g^1(\quad)} \times 100$	
(うち物件費率)	$\frac{\text{物件費}(\quad)}{g^1(\quad)} \times 100$	
(うち税金率)	$\frac{\text{税金}(\quad)}{g^1(\quad)} \times 100$	
I 貯金原価率	G' + H	
J 借入金平均利率	$\frac{\text{借入金利息 } j^2(\quad)}{\text{借入金平均残高 } j^1(\quad)} \times 100$	
K 貯金借入金原価率	$\frac{g^2(\quad) + g^3(\quad) + h^2(\quad) + j^2(\quad)}{g^1(\quad) + j^1(\quad)} = k^2(\quad) \times 100$	

L 調達利回	$\frac{\text{資金調達費用 } l^2 (\quad)}{\text{資金調達勘定平均残高 } l^1 (\quad)} \times 100$		
M 運用資金利鞘	$F - K$		
M' 実質運用資金利鞘	$F' - K$		
N 常勤役職員 1人当り貯金量	$\frac{\text{貯金平均残高}(\quad)}{\text{常勤役職員数}(\quad \text{人})}$		
O 常勤役職員 1人当り貸出量	$\frac{\text{貸出金平均残高}(\quad)}{\text{常勤役職員数}(\quad \text{人})}$		
P 事業収支率	$\frac{\text{事業費用}(\quad) - \text{金銭の信託運用見合費用}(\quad)}{\text{事業収益 } p^1 (\quad)} = p^2 (\quad) \times 100$		
Q 資金運用利回	$\frac{\text{資金運用収益}(\quad)}{\text{資金運用勘定平均残高}(\quad)} = q^1 \times 100$		
R 資金調達原価率	$\frac{\text{資金調達費用 } l^2 (\quad) + h^2 - \text{金銭の信託運用見合費用}(\quad)}{\text{資金調達勘定平均残高 } l^1 (\quad) - d^1 (\quad)} = r^2 \times 100$ $= r^1 (\quad)$		
S 総資金利鞘	$Q - R$		
T 事業収益率	$\frac{\text{事業収益}(\quad)}{q^1 (\quad)} \times 100$		
U 事業費用率	$\frac{p^2 (\quad)}{r^1 (\quad)} \times 100$		
V 事業純益率	$T - U$		
W 事業粗利益率	$\frac{\text{事業粗利益}(\quad)}{q^1 (\quad)} \times 100$		

(記載上の注意)

- 1 コールローン及び買入手形は、貸出金に含めて記載するものとする。
- 2 譲渡性貯金は、貯金に含めて計算するものとする。
- 3 利息及び系統外預け金利息には、外貨預金に係る為替損益を加減する。
- 4 資金調達費用＝貯金利息＋譲渡性貯金利息＋借入金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払奨励金、支払雑利息等）
- 5 資金調達勘定平均残高＝貯金＋譲渡性貯金＋借入金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋その他（その他負債等のうち費用がその他支払利息を構成するもの（貸付留保金・従業員預り金など））
- 6 資金運用収益＝貸出金利息＋預け金利息＋有価証券利息配当金＋コールローン利息＋買現先利息＋債券貸借取引受入利息＋買入手形利息＋金利スワップ受入利息＋その他受入利息（受取奨励金、受取特別配当金、買入金銭債権利息、受入雑利息）
- 7 資金運用勘定平均残高＝貸出金＋預け金＋有価証券＋コールローン＋買現先＋債券貸借取引支払担保金＋買入手形＋その他（その他資産等のうち収益がその他受入利息を構成するもの（買入金銭債権・従業員貸付金など））
- 8 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×調達利回
- 9 事業粗利益＝事業収益－（事業費用－金銭の信託運用見合費用）＋人件費＋物件費＋税金

10. 単体自己資本比率

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は 会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額（△）		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入 額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行され た資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係 る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係る ものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに 係るものの以外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資 本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除 く。）の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段 の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額		
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するも のに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固 定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に		

関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産 (オン・バランス) 項目		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	%	%

(注1) CVAリスクに関する記載：(使用している場合=1、使用していない場合=2)

簡便法

BA-CVA

SA-CVA

(注2) オフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に関する記載：(使用している場合=1、使用していない場合=2)

カレント・エクスポージャー方式

SA-CCR

エクスポージャー変動額推計モデル

期待エクスポージャー方式

(注3) マーケット・リスク相当額不算入の特例に関する記載：(適用している=1、適用していない=2)

--

(注4) マーケット・リスクに関する記載：(使用している場合=1、使用していない場合=2)

簡易的方式

標準的方式

内部モデル方式

(注5) マーケット・リスクに関するトレーディング・デスク数を記載すること。

標準的方式

内部モデル方式

(注6) オペレーショナル・リスクに関する記載：(使用している場合=1、使用していない場合=2)

BI の算出においてより保守的な算式を利用

ILM は「内部損失データ」を使用

ILM は「1」を使用

ILM は「保守的な見積値」を使用

ILM は「金融庁長官及び農林水産大臣が指定する値」を使用

(記載上の注意)

- 1 この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第 1 号に掲げる基準にかかる算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 3 令和 7 年 3 月 31 日以降以降最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない（付表において同じ。）。
- 4 遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度にかかる報告時の金額又は比率となっているときは、その旨を欄外に記載すること。

--

- 5 他の金融機関等（「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年 3 月 28 日金融庁・農林水産省告示第 2 号）第 5 条第 3 項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部 TLAC 関連調達手段	
うち、経過措置対象その他外部 TLAC 関連調達手段であって、経過措置（10 年間）により 150 パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内 TLAC 規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5 年間）により 150 パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

- 6 みなし計算を適用して計算した信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること（方式は告示と異なる）。

(単位：百万円)

方式	信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式	
マンドート方式	
蓋然性方式	
フォール・バック方式	
合計	

- 7 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

方式	信用リスク・アセットの額
内部格付手法準拠方式	
外部格付準拠方式	
内部評価方式	
標準的手法準拠方式	
合計	

- 8 証券化エクスポージャーのうちリスクリテンション規制抵触分及び適格 STC 等の要件充足分について、その内訳を以下の表に記載すること。

(単位：百万円)

区分	信用リスク・アセットの額
リスクリテンション規制抵触分	
適格 STC 要件充足分	
適格短期 STC 要件充足分	
不良債権証券化要件充足分	

- 9 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定（当期末時点）について記載すること。

(単位：百万円、%)

区分	当期末残高
商品有価証券	

売付商品債券	
計(A)	
総資産(B)	
比率(A/B)	%

- 10 外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジション等の額（当期末時点）について記載すること。
（単位：百万円、%）

区分	当期末残高
(1)信用リスク・アセットの額	
(2)オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	
(3)外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額	
(4)比率 (3)/((1)+(2)+(3))	%

- 11 上記 10 について、明らかに(3)が1,000 億円未満、かつ、(4)が10%未満である場合には、上記 10 の記載はblankとし、右記に「1」を記載すること。なお、上記 10 に記載がある場合、11 はblankとする。

(付表1) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位:百万円)

項 目	リス ク・ウェ イト(%)	当期末						前期末					
		CCF・信用リ スク削減効 果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リス ク・ウ ェイト の加重 平均値 (%)	CCF・信用リ スク削減効 果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リス ク・ウ ェイト の加重 平均値 (%)
		オ ン・ バラ ンス 資産 項目	オ フ・ バラ ンス 資産 項目	オ ン・ バラ ンス 資産 項目	オ フ・ バラ ンス 資産 項目	信用 リス ク・ アセ ット の額		オ ン・ バラ ンス 資産 項目	オ フ・ バラ ンス 資産 項目	オ ン・ バラ ンス 資産 項目	オ フ・ バラ ンス 資産 項目	信用 リス ク・ アセ ット の額	
		A	B	C	D	E		A'	B'	C'	D'	E'	
							$F(=E/(C+D))$						$F'(=E'/(C'+D'))$
1 現金	0												
2 我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0												
3 外国の中央政府及び中 央銀行向け	0～150												
4 国際決済銀行等向け	0												
5 我が国の地方公共団体 向け	0												
6 外国の中央政府等以外 の公共部門向け	20～150												
7 国際開発銀行向け	0～150												
8 地方公共団体金融機関 向け	10～20												
9 我が国の政府関係機関 向け	10～20												
10 地方三公社向け	20												
11 金融機関、第一種金融 商品取引業者及び保険会社 向け	20～150												
(うち第一種金融 商品取引業者及び 保険会社向け)	20～150												
12 カード・ポイント向け	10～100												
13 法人等向け(特定貸付 債権向けを含む)	20～150												
(うち特定貸付債 権向け)	20～150												
14 中堅中小企業等向け及 び個人向け	45～100												
(うちトランザク	45												

	ター向け													
15	不動産関連向け	20～150												
	(うち自己居住用 不動産等向け)	20～75												
	(うち賃貸用不動 産向け)	30～150												
	(うち事業用不動 産関連向け)	70～150												
	(うちその他不動 産関連向け)	60												
	(うちADC向け)	100～ 150												
16	劣後債権及びその他資 本証券等	150												
17	延滞等向け(自己居住 用不動産等向けを除く。)	50～150												
18	自己居住用不動産等向 けエクスポージャーに係る 延滞	100												
19	取立未済手形	20												
20	信用保証協会等による 保証付	0～10												
21	株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10												
22	株式等	250～ 400												
23	上記以外	100～ 1250												
	(うち重要な出資 のエクスポージャー)	1250												
	(うち他の金融機 関等の対象資本 等調達手段のう ち対象普通出資 等及びその他外 部ILAC関連調達 手段に該当する もの以外のもの に係るエクスポ ージャー)	250～ 400												
	(うち農林中央金 庫の対象資本調達 手段に係るエク スポージャー)	250												
	(うち特定項目の	250												

	うち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー												
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ILAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250											
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ILAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150											
	(うち右記以外のエクスポージャー)	100											
24	証券化	-											
	(うちSTC要件適用分)	-											
	(うち短期STC要件適用分)	-											
	(うち不良債権証券化適用分)	-											
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-											
25	再証券化	-											
26	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-											
27	未決額引	-											
28	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額が算入されなか	-											

つたものの額 (△)													
合計 (信用リスク・アセットの額)	-												

(注)

標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：

（用いない＝0、簡便手法＝1、包括的手法＝2）

（記載上の留意事項）

- 1 本表は、信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。
- 2 本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
- 3 本表における計数は、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
- 4 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出において SA-CCR 又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「CCF・信用リスク削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計測に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。
- 5 「CCF・信用リスク削減効果適用前 オフ・バランス資産項目」の金額には、CCF（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乘じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
- 6 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の「項目」として記載する。（保証人等の「項目」としては記載しない。）
- 7 ローンパーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の「項目」として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
- 8 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）
- 9 項目 1～26 には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等を改正する件」（平成 25 年 3 月 8 日金融庁・農林水産省告示第 1 号）附則第 10 条第 2 項の規定に係る額に限る。
- 10 「11 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
- 11 「13 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14 中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85%のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。
- 12 「17 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。
- 13 「20 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
- 14 「21 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。
- 15 「23 上記以外」の「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年 3 月 28 日金融庁・農林水産省告示第 2 号）において「右記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを 100%と定めているエクスポージャーを記載する。
- 16 「24 証券化」の「STC 要件適用分」は適格 STC 要件を満たすエクスポージャー、「短期 STC 要件適用分」は適格短期 STC 要件を満たすエクスポージャー、「不良債権証券化適用分」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「STC・不良債権証券化適用対象外分」は適格 STC、適格短期 STC 及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。
- 17 「26 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」には、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。また、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額、信用リスク・アセットの額の内訳を以下に記載すること。なお、当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

計算方式	当期末 信用リスク削減効果適用前 エクスポージャーの額	当期末 信用リスク削減効果適用後 信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式		
マンドレート方式		
蓋然性方式（250%）		

蓋然性方式（400%）		
フォールバック方式（1250%）		

- 18 「28 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成 25 年 3 月 8 日金融庁・農林水産省告示第 1 号）附則第 10 条第 2 項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

(付表2) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト の区分	当期末				前期末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1 40%未満								
2 40%～70%								
3 75%								
4 80%								
5 85%								
6 90～100%								
7 105～130%								
8 150%								
9 250%								
10 400%								
11 1250%								
12 その他								
合 計								

(注)

- 1 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
- 2 本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
- 3 本表には、「(付表1) 信用リスク・アセット残高内訳表」の項番1「現金」から項番22「株式等」に対応する計数を記載すること。
- 4 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。
- 5 「オフ・バランス資産項目」の金額には、CCFを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
- 6 「CCFの加重平均値 (%)」には、CCFを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。
- 7 項目1～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前

のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

--

(付表3) 派生商品取引内訳表

(単位：百万円)

項 目		当 期 末			前 期 末		
		信用リスク削減 効果適用前		信用リス ク削減効 果適用後	信用リスク削減 効果適用前		信用リス ク削減効 果適用後
		想 定 元本額	与 信 相当 額	信用リス ク・アセ ットの額	想 定 元本 額	与 信 相当 額	信用リス ク・アセ ットの額
カレント・エクスポージャー方式							
S	1 外国為替関連取引						
	(1) 異種通貨間の金利スワップ						
	(2) 為替先渡取引 (FXA)						
	(3) 先物外国為替取引						
	(4) 通貨先物取引						
	(5) 通貨オプションの買い						
	(6) その他						
	[参考]通貨オプションの売り						
	小 計						
	2 金利関連取引						
	(1) 同一通貨間の金利スワップ						
	(2) 金利先渡取引 (FRA)						
	(3) 金利先物取引						
	(4) 金利オプションの買い						
	(5) その他						
	[参考]金利オプションの売り						
	小 計						
	3 金関連取引						
	4 株式関連取引						
	5 貴金属(金を除く。)関連取引						
	6 その他のコモディティ関連取引						
	7 クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)						
	一括清算ネットティング契約による与信相当額削 減効果(△)						
	A - C C R						
	1 マージン・アグリーメントを締結していない場合						
	(1) R C						
	(2) P F E						
	2 マージン・アグリーメントを締結している場合						
	(1) R C						
	(2) P F E						
	3 単一のマージン・アグリーメントが複数のネッ ティング・セットを対 象 とす る 場 合						
	(1) R C						
	(2) P F E						
期待エクスポージャー方式							
合 計							

(記載上の注意)

(注1) 各 [参考] 欄は、外書きとする。

(注2) SA-CCRの各項目のうち、「(1)RC」及び「(2)PFE」には、1.4を乗じる前の額を記載すること。

(付表４) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高相手先及びリスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

相手方当事者の区分	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31. 2 5%)	(35%)	(37. 5 %)	(40%)	(43. 7 5%)	(45%)	(50%)	(56. 2 5%)	(60%)	(62. 5 %)	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93. 75 %)	(100%)	(105%)	(110%)	(112. 5 %)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
1 現金																																
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け																																
3 外国の中央政府及び中央銀行向け																																
4 国際決済銀行等向け																																
5 我が国の地方公共団体向け																																
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け																																
7 国際開発銀行向け																																
8 地方公共団体金融機構向け																																
9 我が国の政府関係機関向け																																
10 地方三公社向け																																
11 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																																
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																																
12 カバード・ボンド向け																																
13 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）																																
（うち特定貸付債権向け）																																
14 中堅中小企業等向け及び個人向け																																
（うちトランザクター向け）																																
15 不動産関連向け																																
（うち自己居住用不動産等向け）																																
（うち賃貸用不動産向け）																																
（うち事業用不動産関連向け）																																
（うちその他不動産関連向け）																																
（うちADC向け）																																
16 劣後債権及びその他資本性証券等																																

17 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）																																
18 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																																
19 取立未済手形																																
20 信用保証協会等による保証付																																
21 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																																
22 株式等																																
合 計																																

（記載上の注意）

資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）欄の（ ）書は、標準的手法採用組合が使用するリスク・ウェイトである。

- （注）
- 1 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
 - 2 「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
 - 3 本表の計数に含まれる「与信相当額」は、オフ・バランス取引、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額に係る金額とする。
 - 4 本表に係る項目の定義については、「(付表1) 信用リスク・アセット残高内訳表」の注記の例に従うものとする。
 - 5 項目1～22には、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

(付表5) オペレーショナル・リスク相当額内訳表 (単位：百万円、件)

OR 3	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		当期末
1	B I C 合計額 [2] + [3] + [4]		
2		第 250 条第 1 項第 1 号 I L M 又は第 250 条第 1 項第 2 号イ I L M に対応する B I C	
3		第 250 条第 1 項第 2 号ロ I L M 又は第 250 条第 1 項第 3 号 I L M に対応する B I C	
4		第 250 条第 1 項第 4 号 I L M (保守的な見積値) に対応する B I C	
5	I L M 加重平均値 $([2] \times [6] + [3] \times [7] + [4] \times [8]) \div [1]$		
6		第 250 条第 1 項第 1 号 I L M 又は第 250 条第 1 項第 2 号イ I L M	
7		第 250 条第 1 項第 2 号ロ I L M 又は第 250 条第 1 項第 3 号 I L M	
8		第 250 条第 1 項第 4 号 I L M (保守的な見積値)	
9	オペレーショナル・リスク相当額 [1] × [5]		
10	オペレーショナル・リスク・アセットの額 [9] × 12.5		

OR 2	B I C の構成要素		当期末	前期末	前々期末
1	I L D C	Min[Abs $([2] - [3])$; 2.25% × [4]] + [5]			
2		資金運用収益			
3		資金調達費用			
4		金利収益資産			
5		受取配当金			
6	S C	Max $([7], [8])$ + Max $([9], [10])$			
7		役務取引等収益			
8		役務取引等費用			
9		その他業務収益			
10		その他業務費用			
11	F C	Abs $([12])$ + Abs $([13])$			
12		商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益			
13		商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益			
14	B I [1] + [6] + [11]				
15	B I C [14] × 掛目 (12% or 15% or 18%)				
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含む B I				
17	除外特例によって除外した B I [16] − [14]				

OR 1	オペレーショナル・リスク損失の推移	当期末 (イ)	前期末 (ロ)	前々期末 (ハ)	ハの前期 末 (ニ)	ニの前期 末 (ホ)	ホの前期 末 (ヘ)	ヘの前期 末 (ト)	トの前期 末 (チ)	チの前期 末 (リ)	リの前期 末 (ヌ)	直近 10 年間の 平均 (ル)
200 万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											

その他	
-----	--

(注)

1 ILM の値は、小数点以下四位未満の端数があるときはこれを切り捨て、小数点以下四位まで記載する。

2 使用している計測方式に該当する表 (OR 2、OR 1) 及び OR 3 に記載する。

3 使用していない計測方式については記載を要しない (空欄)。

4 OR 1 において「損失の件数」が 50 件の場合は「50」と記載する (数字のみ。「特殊損失の件数」も同様。)

- 5 OR 1 において直近 5 年以上 10 年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近 10 年間」を「直近 5 年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- 6 OR 2 において、下線は直近 3 年間の平均値を示す。
- 7 OR 3 において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、[7]第 250 条第 1 項第 2 号ロ ILM 又は第 250 条第 1 項第 3 号 ILM に該当する値は常に「1」とする。
- 8 「その他」は必要に応じて記載する。例えば、第 256 条に定める ILM（行政庁指定 ILM）を利用する際には、その旨を記載する。

(付表 6-a) CVAリスク相当額

(単位:百万円)

合計表	CVAリスクの計測手法	当期末		前期末	
		リスク・アセットの額	CVAリスク相当額	リスク・アセットの額	CVAリスク相当額
a1	限定的なBA-CVA				
a2	完全なBA-CVA				
a3	SA-CVA				
a4	簡便法				
a5	合 計				

欄外注記

--

(付表 6-b1) 適格中央清算機関

(単位:百万円)

項目	当期末		前期末	
	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額
トレードエクスポージャー				
1. 直接清算参加者				
2. 間接清算参加者				
(1) リスクウェイト 2%が適用されるエクスポージャー				
(2) リスクウェイト 4%が適用されるエクスポージャー				
小 計				
清算基金				

欄外注記

--

(付表 6-b2) 適格中央清算機関以外の中央清算機関

(単位:百万円)

項目	当期末		前期末	
	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額
トレードエクスポージャー				
清算資金				

欄外注記

--

(付表 7) 証券化エクスポージャー関連内訳表

1. オン・バランス取引に係る証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

			信用リスク削減効果適用前	信用リスク削減効果適用後								
			エクスポージャーの額	リスク・ウェイトの加重平均値(%)	エクスポージャーの額	C欄のうち重複するエクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	うちリスクリテンション規制抵触分			所要自己資本の総額に含めない部分(控除部分)の信用リスク・アセットの額	左記のうち証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額の信用リスク・アセットの額
								リスク・ウェイトの加重平均値(%)	リスク・ウェイトに対して3を乗じるエクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額		
A	B(=E/C)	C	D	E	F(=H/G)	G	H	I	J			
オン・バランス取引に係る信用リスク・アセット計	1	(=2=8)										
信用リスク・アセットの額(算出方法の別)	2	(=3+4+5+6+7)										
内部格付手法準拠方式適用分	3	(=15+20+25+30+36+42+48+54+61+66+71+76+82+91+100+109)										
外部格付準拠方式適用分	4	(=16+21+26+31+37+43+49+55+62+67+72+77+83+92+101+110)										
内部評価方式適用分	5	(=38+44+50+56+84+93+102+111)										
標準的手法準拠方式適用分	6	(=17+22+27+32+39+45+51+57+63+68+73+78+85+88+94+97+103+106+112+115)										
1250%のリスク・ウェイト適用分	7	(=18+23+28+33+40+46+52+58+64+69+74+79+86+89+95+98+104+107+113+116)										
信用リスク・アセットの額(主体の別)	8	(=9+10+11+12)										
オリジネーターの場合	9	(=14+35+60+81+87)										
スポンサーの場合	10	(=19+41+65+90+96)										
オリジネーターかつスポンサーの場合	11	(=24+47+70+99+105)										
投資家の場合	12	(=29+53+75+108+114)										
A. 適格STC証券化	13	(=14+19+24+29)										
証券化(オリジネーターの場合)	14											
内部格付手法準拠方式適用分	15											
外部格付準拠方式適用分	16											
標準的手法準拠方式適用分	17											
1250%のリスク・ウェイト適用分	18											
証券化(スポンサーの場合)	19											
内部格付手法準拠方式適用分	20											
外部格付準拠方式適用分	21											

	標準的手法準拠方式適用分	22											
	1250%のリスク・ウェイト適用分	23											
	証券化（オリジネーターかつスポンサーの場合）	24											
	内部格付手法準拠方式適用分	25											
	外部格付準拠方式適用分	26											
	標準的手法準拠方式適用分	27											
	1250%のリスク・ウェイト適用分	28											
	証券化（投資家の場合）	29											
	内部格付手法準拠方式適用分	30											
	外部格付準拠方式適用分	31											
	標準的手法準拠方式適用分	32											
	1250%のリスク・ウェイト適用分	33											
B. 適格短期STC証券化		34	(=35+41+47+53)										
	証券化（オリジネーターの場合）	35											
	内部格付手法準拠方式適用分	36											
	外部格付準拠方式適用分	37											
	内部評価方式適用分	38											
	標準的手法準拠方式適用分	39											
	1250%のリスク・ウェイト適用分	40											
	証券化（スポンサーの場合）	41											
	内部格付手法準拠方式適用分	42											
	外部格付準拠方式適用分	43											
	内部評価方式適用分	44											
	標準的手法準拠方式適用分	45											
	1250%のリスク・ウェイト適用分	46											
	証券化（オリジネーターかつスポンサーの場合）	47											
	内部格付手法準拠方式適用分	48											
	外部格付準拠方式適用分	49											
	内部評価方式適用分	50											
	標準的手法準拠方式適用分	51											
	1250%のリスク・ウェイト適用分	52											
	証券化（投資家の場合）	53											
	内部格付手法準拠方式適用分	54											
	外部格付準拠方式適用分	55											
	内部評価方式適用分	56											
	標準的手法準拠方式適用分	57											
	1250%のリスク・ウェイト適用分	58											
C. 不良債権証券化		59	(=60+65+70+75)										
	証券化（オリジネーターの場合）	60											
	内部格付手法準拠方式適用分	61											
	外部格付準拠方式適用分	62											
	標準的手法準拠方式適用分	63											
	1250%のリスク・ウェイト適用分	64											
	証券化（スポンサーの場合）	65											
	内部格付手法準拠方式適用分	66											

[illegible]

外部格付準拠方式適用分	110												
内部評価方式適用分	111												
標準的手法準拠方式適用分	112												
1250%のリスク・ウェイト適用分	113												
再証券化（投資家の場合）	114												
標準的手法準拠方式適用分	115												
1250%のリスク・ウェイト適用分	116												

２．オフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

			信用リスク削減効果適用前	信用リスク削減効果適用後								
			エクスポージャーの額	リスク・ウェイトの加重平均値(%)	エクスポージャーの額	C欄のうち重複するエクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	うちリスクリテンション規制抵触分			所要自己資本の総額に含めない部分(控除部分)の信用リスク・アセットの額	左記のうち証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額の信用リスク・アセットの額
								リスク・ウェイトの加重平均値(%)	リスク・ウェイトに対して3を乗じるエクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額		
A	B(=E/C)	C	D	E	F(=H/G)	G	H	I	J			
オフ・バランス取引に係る信用リスク・アセット計	1	(=2+3)										
適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	2											
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	3											

３．証券化エクスポージャーに係る総計

(単位：百万円)

			信用リスク削減効果適用前	信用リスク削減効果適用後								
			エクスポージャーの額	リスク・ウェイトの加重平均値(%)	エクスポージャーの額	C欄のうち重複するエクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	うちリスクリテンション規制抵触分			所要自己資本の総額に含めない部分(控除部分)の信用リスク・アセットの額	左記のうち証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額の信用リスク・アセットの額
								リスク・ウェイトの加重平均値(%)	リスク・ウェイトに対して3を乗じるエクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額		
A	B(=E/C)	C	D	E	F(=H/G)	G	H	I	J			
証券化エクスポージャーに係る総計	1	(=2+3)										
オン・バランス取引	2	(=1. オンバラ 1)										

オフ・バランス取引	3	(=2. オフバラ 1)										
-----------	---	--------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注)

- ・「A. 適格 STC 証券化」は、適格 STC 要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
- ・「B. 適格短期 STC 証券化」は、適格短期 STC 要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
- ・「C. 不良債権証券化」は、不良債権証券化の要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
- ・「D. A. ～C. に該当しない証券化」は、適格 STC、適格短期 STC、及び不良債権証券化の何れも適用されないエクスポージャーを対象とすること。
- ・「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」は、除算したうえ四捨五入により小数点以下二桁で記載すること。(除算の分母が零である場合は空欄とする)
- ・「うちリスクリテンション規制抵触分」には、農協法自己資本比率告示第 224 条第 3 項の要件のいずれも満たさない証券化エクスポージャーを対象として記載すること。
- ・＜2. オフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャー＞には派生商品取引に係る証券化エクスポージャーを含んで記載すること。

(付表 8) マーケット・リスク相当額内訳表

(単位：百万円、回数)

合計表	マーケット・リスク相当額	当期末	前期末
a1	マーケット・リスク相当額の合計 (b12+c16-c13+d6)		
a2	マーケット・リスク量 (a1 を 8%で除して得た額)		

MR 1	標準的方式によるマーケット・リスク相当額	当期末	前期末
b1	一般金利リスク		
b2	株式リスク		
b3	コモディティ・リスク		
b4	外国為替リスク		
b5	信用スプレッド・リスク (非証券化商品)		
b6	信用スプレッド・リスク (証券化商品 (非 CTP))		
b7	信用スプレッド・リスク (証券化商品 (CTP))		
b8	デフォルト・リスク (非証券化商品)		
b9	デフォルト・リスク (証券化商品 (非 CTP))		
b10	デフォルト・リスク (証券化商品 (CTP))		
b11	残余リスク・アドオン		
	その他		
b12	合計		

MR 2	内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト イングの超過回 数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十二 週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
c1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
c2	リスク・クラス	一般金利リスク							
c3		株式リスク							
c4		コモディティ・リスク							
c5		外国為替リスク							
c6		信用スプレッド・リスク							
c7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (Ci))								
c8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC)								
c9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額 (SES)								
c10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC)								
c11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージの額								
c12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リ スク相当額 (イ)								
c13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク相当額 (Cu) (ロ)								
c14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モ デル方式により算出されたマーケット・リスク相当額から標準的方式により算出されたマーケッ ト・リスク相当額を控除した額 (ハ)								
c15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク相当額 (SAall desk) (ニ)								
c16	マーケット・リスク相当額の合計額 (ACRtotal) min ((イ) + (ロ) ; (ニ)) +max (0, (ハ))								

MR 3	簡易的方式によるマーケット・リスク相当額	当期末					前期末				
		オプション取引 以外の取引	オプション取引			合計	オプション取引 以外の取引	オプション取引			合計
			簡便法により算 出した金額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額			簡便法により算 出した金額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額	
d1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リス ク）の額										
d2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リス ク）の額										
d3	コモディティ・リスクの額										
d4	外国為替リスクの額										
d5	証券化エクスポージャーに係る個別リスク の額										
d6	合計（d1＋d2＋d3＋d4＋d5）										

- （注）
- 1 本表は、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成 19 年 3 月 23 日金融庁・農林水産省告示第 4 号）における別紙様式第 1 号の 2（注）に従い、記載する。
 - 2 マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関は、記載を要しない（空欄）。
 - 3 使用している計測方法の該当する表（MR 1、MR 2、MR 3）及び合計表に記載する。
 - 4 使用していない計測方法については記載を要しない（空欄）。
 - 5 バック・テストニングの超過回数が 5 回の場合は「5」と記載する（数字のみ）。

11. 引当金等の算出基礎

(1) 貸倒引当金

(単位：百万円)

区 分	繰入額	戻入額	純繰(戻△)入額	残 高
一般貸倒引当金				
個別貸倒引当金				
合 計				

(2) 退職給付引当金

(単位：百万円)

区 分	金 額	備 考
繰入額		
戻入額		
積立金 (A)		
当期末要支給額 (B)		
(A) / (B)	%	

(記載上の注意) 原則法を採用している場合は、上記表に代えて次のとおり記載する。

区 分	金 額	注 記 事 項
退職給付債務 (A)		1. 割引率 _____ % 長期期待運用収益率 _____ % 2. 退職給付見込額の期間配分法 _____ 3. 過去勤務費用の処理年数 _____ 年 4. 数理計算上の差異の処理年数 _____ 年 5. その他 _____
年金資産 (B)		
前払年金費用 (C)		
未認識過去勤務費用 (D)		
未認識数理計算上の差異 (E)		
その他(会計基準変更時差異の未処理額) (F)		
退職給付引当金 (A-B-C-D-E-F)		

(3) 金融商品取引責任準備金

(単位：百万円)

区 分		金 額
当期末累積限度額 (A)		
当期首残高 (B)		
取崩額	金融商品取引に係る事故によるもの (C)	
	金融庁長官等の承認を受けたもの (D)	
	限度超過によるもの (E)	
	計 (F)	
繰 入 額 (G)		
純繰入 (取崩 (△)) 額 (G) - (F)		
当期末残高 (H)		

(参考)

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
前々期					
前期					
当期(I)					
上 記 の 最 大値(J)					

府令第189条第1項第1号				府令第189条第1項第2号		
	(I)			(J)		
(イ)		$\times 0.0016/10,000 =$			$\times 0.0064/10,000 =$	
(ロ)		$\times 0.3/10,000 =$			$\times 1.2/10,000 =$	
(ハ)		$\times 0.0096/10,000 =$			$\times 0.0384/10,000 =$	
(ニ)		$\times 0.0012/10,000 =$			$\times 0.0048/10,000 =$	
(ホ)		$\times 0.0024/10,000 =$			$\times 0.0096/10,000 =$	
(ヘ)				(B) - (C) - (D) =		
(イ)～(ホ)の合計値から (ヘ)を控除した金額 (ト)						

(注)

- 1 本表は、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）（以下「府令」という。）」により作成するものとする。
- 2 外貨建のものは、決算日の TTM（仲値）で円換算するものとする。
- 3 「(参考)」中 (イ)～(ホ)については、次のとおり。
 - (イ) 受託等をした債券にかかる金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 21 項第 1 号および第 2 号に掲げる取引の総取引契約金額
 - (ロ) 受託等をした債券にかかる金商法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引の対価の額の合計額
 - (ハ) 受託等をした債券にかかる金商法第 2 条第 21 項第 1 号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額
 - (ニ) 受託等をした預金契約に基づく債権の利率によって算出した金融指標にかかる金商法第 2 条第 21 項第 2 号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額
 - (ホ) 受託等をした手形の割引率によって算出した金融指標にかかる金商法第 2 条第 21 項第 2 号に掲げる取引の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額
- 4 (G) は、(ト) のうち少ない方の額。ただし、当該額 ≤ 0 の場合は 0 とするものとする。
- 5 本表は、金融商品取引業務を行う信連のみ記載すること。
- 6 「当期首残高」について、遡及適用または財務諸表の組替えにより、前期に報告した期末残高とは異なる金額に変更している場合は、前期に報告した期末残高を欄外に注記すること。

(4) 諸償却

(単位：百万円)

区 分		償却額
貸出金		
貸出金に準ずる債権		
有価証券		
	(うち株式)	
	(うち国債)	
	(うち外国証券)	
有形 固定 資産	業 務 用	
	建物	
	構築物	
	車両	
	器具・備品	
	土地	
	リース資産	
	建設仮勘定	
	業 務 外	
	計	
無形 固定 資産	業 務 用	
	業 務 外	
	計	
そ の 他		
合 計		

12. 金融・証券先物及びオプション取引に係る損益の内訳

(単位：百万円)

区 分	利 益 金			損 失 金		
	合 計	円 貨 建 分	外 貨 建 分	合 計	円 貨 建 分	外 貨 建 分
金 利						
先物						
オプション						
通 貨						
先物						
オプション						
債 券						
先物						
オプション						
株 式						
先物						
オプション						
合 計						
先物						
オプション						

(記載上の留意事項)

- 金融・証券先物取引およびオプション取引（店頭取引を含む）にかかる損益を記載する。
- 利益金および損失金の計上区分は、以下によるものとする。
 - 損益科目への計上区分
 - 「金利」にかかる損益 「金融派生商品収益」、「金融派生商品費用」
 - 「通貨」にかかる損益 「金融派生商品収益」、「金融派生商品費用」
 - 「債券」にかかる損益 「金融派生商品収益」、「金融派生商品費用」
 - 「株式」にかかる損益 「その他の経常収益」、「その他の経常費用」
 - 円貨建分、外貨建分への計上区分
 - 「金利」にかかる損益は、円貨建分、外貨建分（ユーロ円建を含む）に分け、それぞれ該当欄に計上する。
 - 「通貨」にかかる損益は、外貨建分に計上する。
 - 「債券」および「株式」にかかる損益は、円貨建分、外貨建分（ユーロ円建を含む）に分け、それぞれ該当欄に計上する。

1 3. 国債等の窓口販売業務実績

(1) 国債等の売買の媒介等業務実績

(単位：百万円)

	当期取扱高	前期取扱高	増 減
国債証券先物取引			
計			

(記載上の留意事項)

- 1 本表は、国債等売買の媒介等業務を行う信連のみ記載すること。

(2) 国債等の窓口販売業務実績

(単位：百万円)

区 分	当期販売高	前期販売高	増減額
国 債			
計			

(記載上の留意事項)

- 1 本表は、国債等の窓口販売業務を行う信連のみ記載すること。

14. 大口信用供与等の状況

信連

同一人への信用供与等限度額	百万円：単体自己資本額（信連の単体自己資本比率計算上の自己資本額【A】	百万円）×25%
	百万円：連結自己資本額（信連の連結自己資本比率計算上の自己資本額【B】	百万円）×25%

			同一人自身への信用供与等			左の同一人自身と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等									合 計 額		
			(取引先名)			(取引先名)			(取引先名)			(取引先名)					
			信用 供 与等額	控除額	控 除 後 の額	信用 供 与等額	控除額	控 除 後 の額	信用 供 与等額	控除額	控 除 後 の額	信用 供 与等額	控除額	控 除 後 の額	信用 供 与等額	控除額	控 除 後 の額
与 信 側 の 合 算 信 用 供 与 等 総 額	信連の信用供与等	コールローン															
		買現先															
		貸出金															
		債務保証見返															
		オフバランス取引（債務の保証）															
		株式等															
		預け金															
		債券貸借取引支払保証金															
		買入手形															
		買入金銭債権															
		商品有価証券															
		金銭の信託															
		社債等															
		外国為替															
		その他資産															
		オフバランス取引（コミットメント等）															
		派生商品取引															
		オフバランス取引（証券化）															
計				(ア)												(イ)	
	信連の子法人等の信用供与等〔名称〕	コールローン															
		買現先															
		貸出金															
		債務保証見返															
		オフバランス取引（債務の保証）															
		株式等															
		預け金															
		債券貸借取引支払保証金															
		買入手形															
		買入金銭債権															
		商品有価証券															
		金銭の信託															
		社債等															
		外国為替															
		その他資産															

(ア) / 【A】
= >25%

(ア) / 【B】
= >25%

(イ) / 【A】
= >25%

(イ) / 【B】
= >25%

		オフバランス取引（コミットメント等）															
		派生商品取引															
		オフバランス取引（証券化）															
		計															
合計額		コールローン															
		買現先															
		貸出金															
		債務保証見返															
		オフバランス取引（債務の保証）															
		株式等															
		預け金															
		債券貸借取引支払保証金															
		買入手形															
		買入金銭債権															
		商品有価証券															
		金銭の信託															
		社債等															
		外国為替															
		その他資産															
		オフバランス取引（コミットメント等）															
		派生商品取引															
		オフバランス取引（証券化）															
		計			(り)											(エ)	

(ウ) / 【A】
= >25%

(ウ) / 【B】
= >25%

(エ) / 【A】
= >25%

(エ) / 【B】
= >25%

(記載上の注意)

- 1 農業協同組合および農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第1号）第16条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上されるものならびに同条第2項および第4項の農林水産大臣および金融庁長官が定めるものの区分ごとに額を記入すること。
- 2 同一人自身への信用供与等先ごとに、(ア) 与信・受信各単体、(イ) 与信単体・受信合算、(ウ) 与信合算・受信単体、(エ) 与信合算・受信合算のそれぞれの合計額を【A】信連の単体自己資本額および【B】信連の連結自己資本額で除した数（%）を右端の各式に記入し、いずれか1つでも与信供与等限度額を超えるものについて提出すること。
- 3 本様式において、「与信側の合算信用供与等総額」の記入欄のうち「信連の子法人等の信用供与等〔名称〕」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。
- 4 本様式において、「左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等」の記入欄のうち「(取引先名)」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

年 度 仮 決 算 速 報

信用農業協同組合連合会

1. 残 高 試 算 表
2. 比 較 貸 借 対 照 表
3. 貯 金 及 び 貸 出 金 の 明 細
4. 比 較 損 益 計 算 書
5. 人 件 費 ・ 物 件 費 の 明 細
6. 総 合 農 協 に 対 す る 実 質 貯 金 利 回
7. 資 金 効 率
8. 単 体 自 己 資 本 比 率
9. 引 当 金 等 の 算 出 基 礎
10. 金 融 ・ 証 券 先 物 及 び オ プ シ ョ ン 取 引 に 係 る 損 益 の 内 訳
11. 国 債 等 の 窓 口 販 売 業 務 実 績
12. 大 口 信 用 供 与 等 の 状 況

(注)様式については、決算速報様式に準ずる。

特定信用事業代理業の許可

別紙様式 6－1

(第 1 面)

年 月 日

財務（支）局長 殿

農林水産大臣 殿

主たる営業所等の所在地

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

特定信用事業代理業に係る許可申請書

農業協同組合法第 9 2 条の 4 において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）
- 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）
- 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式 6－1 において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）
- 5 信用事業命令第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）
- 6 申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 7 申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申

請者が法人であるときに提出)

- 9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）
- 10 信用事業命令第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 11 役員が信用事業命令第 57 条の 7 第 4 号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 14 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案
- 15 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第 1 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）
- 17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）
- 18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 19 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 20 所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面
- 21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面
- 22 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 23 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等
- 24 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で行う特

定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事業所の名称を記載した書面

- 25 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面
- 26 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 27 登録免許税納付書

(第2面)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり
3. 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり
4. 所 属 組 合 の 名 称	
5. 他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に()書きで併せて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農業協同組合法第92条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名
(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(別添2：特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

【 所属組合名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	資金の貸付け を内容とする 契約の締結		貯金又は定期 積金の受入れ を内容とする 契約の締結		手形の割引を 内容とする契 約の締結		為替取引を内 容とする契約 の締結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										

(注意事項)

- 1 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 2 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 3 「取り扱う業務の内容」には、特定信用事業代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「貯金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「貯金の種類」として「円貨、外貨」の区分ごとに「当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、譲渡性貯金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の使途」として特定の使途がある場合は当該使途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、使途が特定されないものについてはその旨を記載すること
- 4 所属組合が二以上あるときは、紙面を替えるなど区別すること

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名
(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

特定信用事業代理業の再受託の許可

別紙様式 6－2

(第 1 面)

年 月 日

財務（支）局長 殿
農林水産大臣 殿

主たる営業所等の所在地
商号又は名称
氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)

特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書

農業協同組合法第 9 2 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により特定信用事業代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 57 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）
- 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）
- 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。以下別紙様式 6－2 において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）
- 5 信用事業命令第 57 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）
- 6 申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 7 申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）
- 9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役

員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。)又はこれに代わる書面(申請者が法人であるときに提出)

- 10 信用事業命令第 57 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面(申請者が法人であるときに提出)
- 11 役員が信用事業命令第 57 条の 7 第 4 号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面(申請者が法人であるときに提出)
- 12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面(申請者が法人であるときに提出)
- 13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面(申請者が法人であるときに提出)
- 14 特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の承諾を得たことを当該所属組合が誓約する書面
- 15 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面(特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。)
- 16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第 1 号により作成された財産に関する調書(申請者が個人であるときに提出)
- 17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面(許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面)(申請者が法人であるときに提出)
- 18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 19 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 20 所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 57 条の 4 第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面
- 21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面
- 22 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 23 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等
- 24 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図(防犯カ

メラの設置状況、警備状況を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で営む特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事務所の名称を記載した書面

- 25 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面
- 26 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 27 特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、別紙様式6－1の添付書類「14 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面
- 28 登録免許税納付書

(第2面)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり
3. 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり
4. 所 属 組 合 の 商 号	
5. 他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり
6. 特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添4 (第6面) のとおり

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称があるときは、氏名に()書きで併せて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農業協同組合法(以下「農協法」という。)第92条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名
(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(別添2：特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

【 所属組合名 】

【 特定信用事業代理業再委託者名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	資金の貸付け を内容とする 契約の締結		貯金又は定期 積金の受入れ を内容とする 契約の締結		手形の割引を 内容とする契 約の締結		為替取引を内 容とする契約 の締結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										

(注意事項)

- 1 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 2 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 3 「取り扱う業務の内容」には、特定信用事業代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「貯金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「貯金の種類」として「円貨、外貨」の区分ごとに「当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、譲渡性貯金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の使途」として特定の使途がある場合は当該使途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、使途が特定されないものについてはその旨を記載すること
- 4 所属組合が二以上あるときは、紙面を替えるなど区別すること

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名
(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第6面)

(別添4：特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	
3. 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	
4. 所 属 組 合 の 名 称	
5. 他に営む業務の種類	

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に()書きで併せて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う農協法第92条の2第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第57条の9別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること

兼業の承認
別紙様式 6－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

兼 業 承 認 申 請 書

新たに他の業務を営みたく、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 42 第 1 項の規定に基づき、兼業の承認を申請いたします。

（注）添付書類

- 1 別紙様式 6－3 の 2
- 2 兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

別紙様式 6－3 の 2

新 た に 営 む 業 務 の 種 類	
理 由	

(注) 記載要領

「新たに営む業務の種類」欄は、新たに営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

変更の届出（商号、名称又は氏名）

別紙様式 6－4－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

商号（名称又は氏名）の変更届出書

商号（名称又は氏名）を変更いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号、名称又は氏名	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 添付書類
法人であるときは、変更後の定款及び株主総会の議事録

変更の届出（役員の変更）

別紙様式 6－4－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員の変更届出書

役員の就任（退任）がありましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役員の氏名及び役職名	
就任（退任）年月日	年 月 日（ ）
理 由	

（注）添付書類

- 1 就任する役員に係る履歴書
- 2 就任する役員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 3 就任する役員に係る農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の設置）

別紙様式 6－4－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の設置届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等を設置いたしましたので、農業協同組合第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

設置した営業所等の名称	
所在地	
設置した営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の内容	
営業開始年月日	年 月 日 ()
休日	
理由	

- (注) 1 記載要領
「設置した営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の内容」欄に所属組合の名称を記載すること
- 2 添付書類
- ① 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面
 - ② 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属組合がある場合には、その距離を記載したもの。）
 - ③ 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。）
 - ④ 顧客情報管理体制及び顧客の財産と特定信用事業代理業者の財産の分別管理体制を記載した書面

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の所在地の変更）

別紙様式 6－4－4

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地の変更届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地を変更しましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営 業 所 等 の 名 称		
所 在 地	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
休 日		
理 由		

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の名称の変更）

別紙様式 6－4－5

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の名称の変更届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等の名称を変更いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 に
おいて読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたしま
す。

記

営業所等の名称	変更後	
	変更前	
所在地		
変更年月日		年 月 日 ()
理由		

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の廃止）

別紙様式 6－4－6

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地

商号、名称又は氏名

代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業を行う営業所等の廃止届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等を廃止いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止した営業所等の名称	
所在地	
廃止年月日	年 月 日（ ）
理由	

（注）添付書類

- 1 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（新たに所属組合から委託を受けることとなった場合）

別紙様式 6－4－7－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属組合に係る変更届出書

新たに所属組合から委託を受けることとなりましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当 該 所 属 組 合 の 名 称	
当該委託を受けて特定信用事業代理業を行 う 営 業 所 等 の 名 称	
当該委託を受けて特定信用事業代理業を行 う 営 業 所 等 の 所 在 地	
当 該 営 業 所 等 で 行 う 特定信用事業代理業の業務の種類	
当 該 委 託 を 受 け た 業 務 を 開 始 す る 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類
当該委託契約書の写し

変更の届出（新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合）

別紙様式 6－4－7－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所 属 組 合 に 係 る 変 更 届 出 書

新たに特定信用事業代理業再委託者から特定信用事業代理業の再委託を受けることとなりましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

所 属 組 合 の 名 称	
当該特定信用事業代理業再委託者の 商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
当該特定信用事業代理業を行う 営 業 所 等 の 名 称	
当該特定信用事業代理業を行う 営 業 所 等 の 所 在 地	
当 該 営 業 所 等 で 行 う 特定信用事業代理業の業務の種類	
当該再委託を受けた業務を 開 始 す る 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類
当該再委託に係る委託契約書の写し

変更の届出（所属組合から委託を受けなくなった場合）

別紙様式 6－4－7－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

所属組合に係る変更届出書

所属組合から委託を受けなくなりましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当 該 所 属 組 合 の 名 称	
当該所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の名称	
当該所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の所在地	
業 務 廃 止 年 月 日	年 月 日（ ）
理 由	

（注）添付書類

- 1 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（特定信用事業代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合）
別紙様式 6－4－7－4

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所 属 組 合 に 係 る 変 更 届 出 書

特定信用事業代理業者からの特定信用事業代理業の再委託を受けなくなりましたので、農業協同組
合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のと
おりお届けいたします。

記

所 属 組 合 の 名 称	
所属組合のために特定信用事業代理業 を行っていた営業所等の名称	
所属組合のために特定信用事業代理業を 行っていた営業所等の所在地	
当該特定信用事業代理業再委託者の商号等	
業 務 廃 止 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

- (注) 添付書類
- 1 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
 - 2 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（他に行う業務の種類の変更）

別紙様式 6－4－8

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

他に行う業務の種類の変更届出書

他に行う業務の種類を変更いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

開始（廃止）した業務の種類	
開始（廃止）年月日	年 月 日（ ）
理由	

（注）添付書類
業務を開始する場合にあたっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更）

別紙様式 6－4－9

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業務の内容及び方法の変更届出書

業務の内容及び方法について変更いたしますので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 添付書類

- 1 変更後の特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面
- 2 特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表

廃業等の届出（特定信用事業代理業の廃業）

別紙様式 6－5－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
 農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
 商号、名称又は氏名
 代表者
 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃業年 月 日	年 月 日（ ）
理由	

- （注）添付書類
- 1 法人であるときは、特定信用事業代理業を廃止することを決定した株主総会の議事録
 - 2 廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
 - 3 廃業後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（会社分割（吸収分割）による特定信用事業代理業の全部承継）
別紙様式 6－5－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

承 継 先 の 商 号	
吸 収 分 割 年 月 日	年 月 日（ ）
理 由	

（注）添付書類

- 1 吸収分割契約の内容を記載した書面
- 2 吸収分割承継会社の登記事項証明書
- 3 特定信用事業代理業の全部を承継させることを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 会社分割の手続を記載した書面

別紙様式 6-5-3

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

譲渡先の商号又は名称	
譲渡年月日	年 月 日 ()
理由	

- 1 譲渡契約書
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 特定信用事業代理業の全部を譲渡することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 事業譲渡の手続を記載した書面

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である個人の死亡）

別紙様式 6－5－4

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
氏 名
相続人の氏名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

死 亡 年 月 日	年 月 日 ()
-----------	-----------

- (注) 添付書類
- 1 当該特定信用事業代理業者である個人の除籍簿の謄本
 - 2 当該特定信用事業代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の合併による消滅）

別紙様式 6－5－5

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

合併の相手方の商号又は名称	
合 併 年 月 日	年 月 日 ()
合 併 の 方 法	
理 由	

(注) 添付書類

- 1 合併契約書
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 合併の手続を記載した書面

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の破産）

別紙様式 6－5－6

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

破産手続開始の申立てを行 った年 月 日	年 月 日 ()
破産手続開始の決定を受 けた年 月 日	年 月 日 ()

(注) 添付書類

- 1 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面
- 2 破産手続開始の決定後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の解散）

別紙様式 6－5－7

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解 散 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 清算人に係る登記事項証明書
- 2 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

業務開始

別紙様式 6－6

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

業 務 開 始 届 出 書

特定信用事業代理業の業務を○○年○○月○○日（○）に開始いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項の規定に基づきお届けいたします。

定款変更
別紙様式 6－7

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

定 款 変 更 届 出 書

定款を変更いたしましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 変更後の定款（写）を添付すること

委託契約書（再委託契約書）の変更

別紙様式 6－8

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

委託契約書の変更届出書

特定信用事業代理業に係る委託契約書（再委託契約書）を変更しましたので、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 日	年 月 日（ ）	
理 由		

（注）変更後の委託契約書又は再委託契約書（写）を添付すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事した場合）（半期分提出用）

別紙様式 6－9－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地

商号、名称又は氏名

代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6－9－1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6－9－1 の 3）も添付すること
- 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 6－9－1 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	変更年月日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 6－9－1 の 3

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
業 務 の 種 類	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 記載要領
申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事した役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事した役員の氏名を記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しなくなった場合）（半期分提出用）

別紙様式 6－9－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地

商号、名称又は氏名

代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6－9－2 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6－9－2 の 3）も添付すること
- 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 6－9－2 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	変更年月日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 6－9－2 の 3

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名を記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）（半期分届出用）

別紙様式 6－9－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6－9－3 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6－9－3 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 6－9－3 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商号又は名称	変 更 事 項	変更年月日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 6－9－3 の 3

当該他の法人の商号又は名称		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）

別紙様式 6－10

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書
（ 年度 半期分）

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6－10 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6－10 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 6－10 の 2

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書
総括表（ 年度 半期分）

氏名					
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変 更 事 項	変 更 年 月 日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 6－10 の 3

当該法人等の商号又は名称		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
当該法人等の主たる営業所等の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称		
当該法人等の業務の内容		
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等
又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）

別紙様式 6－11

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

商号又は名称

代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

子法人等に係る変更届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6－11 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6－11 の 3）も添付すること
- 2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 6－11 の 2

子法人等に係る変更届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号又は名称					
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変 更 事 項	変 更 年 月 日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 6－11 の 3

当該法人等の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
当該法人等の主たる営業所等の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称		
当該法人等の業務の内容		
変更年月日		年 月 日 ()
理由		由

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）
（半期分届出用）

別紙様式 6－12－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が新たに行う事業に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6－12－1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6－12－1 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 6-12-1 の 2

役員が新たに行う事業に係る届出書 総括表 (年度 半期分)

商号又は氏名

[illegible]

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 6－12－1 の 3

当 該 事 務 所 の 名 称	
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
新 た に 行 う 事 業 の 種 類	
役 員 の 氏 名	
開 始 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）
（半期分届出用）

別紙様式 6－12－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が行う事業の廃止に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6－12－2 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6－12－2 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 6-12-2 の 2

役員が行う事業の廃止に係る届出書 総括表 (年度 半期分)

商号又は名称

[illegible]

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 6－12－2 の 3

当 該 事 務 所 の 名 称	
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
廃 止 し た 事 業 の 種 類	
役 員 の 氏 名	
廃 止 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）
（半期分届出用）

別紙様式 6－1 2－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が行う事業の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 57 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 6－1 2－3 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 6－1 2－3 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 6-12-3 の 2

役員が行う事業の変更に係る届出書 総括表 (年度 半期分)

[illegible]

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 6－12－3 の 3

当 該 事 務 所 の 名 称		
変 更 の 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

不祥事件等

別紙様式 6－13

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地

商号、名称又は氏名

代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

不祥事件等届出書

標記のことについて、農業協同組合法第 92 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 57 条の 31 第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- （注） 1 不祥事件等届出書の提出後、追加等すべき事項がある場合は本様式を準用し、その旨（追加等）を表題に記載すること
- 2 別紙は、信用事業命令第 57 条の 31 第 4 項第 1 号及び第 2 号に係るものについては別紙様式 6－13 の 2 により、同項第 4 号に係るものについては別紙様式 6－13 の 3 により、同項第 3 号及び第 5 号に係るものについては別紙様式 6－13 の 2 または 6－13 の 3 を適宜準用して届け出るものとする

別紙様式 6－13 の 2

商 号 、 名 称 又 は 氏 名		
所 属 組 合 名		
事 故 発 生 営 業 所 名		
事 故 者	氏 名	
	職 名	
	年 齢	歳
	入 社 年 月 日	年 月 日
	当 社 で の 職 歴	
事 件 の 概 要		
不祥事件等届出書の該当条項		
発 覚 年 月 日		年 月 日 ()
発 生 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月間)
事故金額 (累計事故金額)		千円 (千円)
実 損 見 込 額		千円
発 覚 の 端 緒		
発 生 要 因 分 析		
事後措置又は要改善事項		
人 事 処 分 内 容		

別紙様式 6－13 の 3

商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
所 属 組 合 名	
事 故 発 生 営 業 所 名	
事 故 の 区 分	
事 故 の 概 要	
不祥事件等届出書の該当条項	
発 覚 年 月 日	年 月 日 ()
発 生 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月間)
事故金額 (累計事故金額)	千円 (千円)
実 損 見 込 額	千円
発 覚 の 端 緒	
発 生 要 因 分 析	
事後措置又は要改善事項	

- (注) 1 「事故の区分」欄には「現金の紛失」等の別を記載すること
2 人事処分がある場合は、「事後措置又は要改善事項」欄の次に「人事処分内容」欄を設け記載すること

特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧
別紙様式 6－14

特定信用事業代理業に関する報告書縦覧申請書

年 月 日

〇〇財務（支）局長 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

縦覧の目的	
-------	--

許可番号	特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納

（注）「許可番号」欄は、縦覧を希望する報告書に係る特定信用事業代理業者に許可番号が付されていない場合にあつては、記入不要。

上記特定信用事業代理業に関する報告書を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
職 業 _____

	時 分
貸出	
返納	時 分

農林中央金庫代理業の許可

別紙様式 7-1

(第 1 面)

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

主たる営業所等の所在地

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

農林中央金庫代理業に係る許可申請書

農林中央金庫法第 9 5 条の 4 において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第 119 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）
- 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）
- 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下別紙様式 7-1 において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）
- 5 農中法施行規則第 123 条第 4 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）
- 6 申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 7 申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）

- 8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）
- 9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）
- 10 農中法施行規則第 123 条第 5 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 11 役員が農中法施行規則第 123 条第 4 号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 14 農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、農林中央金庫との間の農林中央金庫代理業に係る委託契約書の案
- 15 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（農林中央金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る農中法施行規則別紙様式第 11 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）
- 17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）
- 18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 19 農林中央金庫代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 20 農林中央金庫が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る農中法施行規則第 120 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面
- 21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び農林中央金庫代理業に関する組織図を記載した書面
- 22 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 23 農林中央金庫代理業の運営に関する内部規則等
- 24 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カ

メラの設置状況、警備状況を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で営む農林中央金庫代理業の業務運営を指揮する農林中央金庫の事務所の名称を記載した書面

25 農林中央金庫代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面

26 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

27 登録免許税納付書

(第2面)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員の氏名	別添1（第3面）のとおり
3. 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2（第4面）のとおり
4. 他に営む業務の種類	別添3（第5面）のとおり

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に（ ）書きで併せて記載すること
- 2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第125条別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各1部）を提出すること

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名
(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(別添2：農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	預金又は定期 積金の受入れ を内容とする 契約の締結		資金の貸付け 又は手形の割 引を内容とす る契約の締結		為替取引を内 容とする契約 の締結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								

(注意事項)

- 1 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 2 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 3 「取り扱う業務の内容」には、農林中央金庫代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「預金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「預金の種類」として「円貨、外貨」の区分ごとに「当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、譲渡性預金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の使途」として特定の使途がある場合は当該使途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、使途が特定されないものについてはその旨を記載すること

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名
(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)
「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

農林中央金庫代理業の再受託の許可

別紙様式 7-2

(第 1 面)

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

主たる営業所等の所在地

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

農林中央金庫代理業に係る再受託許可申請書

農林中央金庫法第 9 5 条の 4 において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第 5 2 条の 3 7 第 1 項の規定により農林中央金庫代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 農林中央金庫法施行規則（以下「農中法施行規則」という。）第 119 条第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）
- 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）
- 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下別紙様式 7-2 において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）
- 5 農中法施行規則第 123 条第 4 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）
- 6 申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 7 申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）

- 9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）
- 10 農中法施行規則第 123 条第 5 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 11 役員が農中法施行規則第 123 条第 4 号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 14 農林中央金庫代理業再委託者の再委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、当該農林中央金庫代理業再委託者との間の農林中央金庫代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該農林中央金庫代理業再委託者が当該再委託について農林中央金庫の許諾を得たことを証する書面
- 15 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（農林中央金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る農中法施行規則別紙様式第 11 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）
- 17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）
- 18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 19 農林中央金庫代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 20 農林中央金庫又は農林中央金庫代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る農中法施行規則第 120 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面
- 21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び農林中央金庫代理業に関する組織図を記載した書面
- 22 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 23 農林中央金庫代理業の運営に関する内部規則等

- 24 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む農林中央金庫代理業の業務運営を指揮する農林中央金庫の事務所の名称を記載した書面
- 25 農林中央金庫代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面
- 26 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 27 農林中央金庫代理業者が、農林中央金庫代理業の許可と同時に農林中央金庫代理業の再委託の許可を申請する場合には、別紙様式7－1の添付書類「14 農林中央金庫の委託を受けて農林中央金庫代理業を営むときは、農林中央金庫との間の農林中央金庫代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面
- 28 登録免許税納付書

(第2面)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり
3. 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地	別添2 (第4面) のとおり
4. 他に営む業務の種類	別添3 (第5面) のとおり
5. 農林中央金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地	別添4 (第6面) のとおり

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に () 書きで併せて記載すること
- 2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第125条別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名
(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(第4面)

(別添2：農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

【 農林中央金庫代理業再委託者名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	預金又は定期 積金の受入れ を内容とする 契約の締結		資金の貸付け 又は手形の割 引を内容とす る契約の締結		為替取引を内 容とする契約 の締結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								
(従たる営業所又は事務所)								

(注意事項)

- 1 農林中央金庫代理業を営む営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 2 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 3 「取り扱う業務の内容」には、農林中央金庫代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「預金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「預金の種類」として「円貨、外貨」の区分ごとに「当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、譲渡性預金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の使途」として特定の使途がある場合は当該使途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、使途が特定されないものについてはその旨を記載すること

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名
(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第6面)

(別添4：農林中央金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる
営業所又は事務所の所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	
3. 農林中央金庫代理業を営 む営業所又は事務所の名 称及び所在地	
4. 他に営む業務の種類	

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名があるときは、氏名に()書きで併せて記載すること
- 2 上記の各項目に変更があったときは、農中法施行規則第125条別表第1の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること

兼業の承認
別紙様式 7－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼 業 承 認 申 請 書

新たに他の業務を営みたく、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 42 第 1 項の規定に基づき、兼業の承認を申請いたします。

(注) 添付書類

- 1 別紙様式 7－3 の 2
- 2 兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

別紙様式 7－3 の 2

新 た に 営 む 業 務 の 種 類	
理 由	

(注) 記載要領

「新たに営む業務の種類」欄は、新たに営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

変更の届出（商号、名称又は氏名）

別紙様式 7－4－1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

商号（名称又は氏名）の変更届出書

商号（名称又は氏名）を変更いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号、名称又は氏名	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 添付書類
法人であるときは、変更後の定款及び株主総会の議事録

変更の届出（役員の変更）

別紙様式 7－4－2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役 員 の 変 更 届 出 書

役員の就任（退任）がありましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役 員 の 氏 名 及 び 役 職 名	
就 任 （ 退 任 ） 年 月 日	年 月 日 （ ）
理 由	

- （注）添付書類
- 1 就任する役員に係る履歴書
 - 2 就任する役員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - 3 就任する役員に係る農林中央金庫法施行規則第 123 条第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

変更の届出（農林中央金庫代理業を営む営業所又は事業所の設置）

別紙様式 7－4－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を営む営業所等の設置届出書

農林中央金庫代理業を営む営業所等を設置いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 39 第 1 項に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

設置した営業所等の名称	
所在地	
設置した営業所等で行う農林中央金庫代理業の業務の内容	
事業開始年月日	年 月 日 ()
休日	
理由	

- (注) 1 添付書類
- ① 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面
 - ② 設置した営業所等の付近見取図（近隣に農林中央金庫がある場合には、その距離を記載したもの。）
 - ③ 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。）
 - ④ 顧客情報管理体制及び顧客の財産と農林中央金庫代理業者の財産の分別管理体制を記載した書面

変更の届出（農林中央金庫代理業を営む営業所又は事業所の所在地の変更）
別紙様式 7－4－4

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を営む営業所等の所在地の変更届出書

農林中央金庫代理業を営む営業所等の所在地を変更しましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営 業 所 等 の 名 称		
所 在 地	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
休 日		
理 由		

変更の届出（農林中央金庫代理業を営む営業所又は事業所の名称の変更）
別紙様式 7－4－5

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を営む営業所等の名称の変更届出書

農林中央金庫代理業を営む営業所等の名称を変更いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 に
おいて読み替えて準用する銀行法 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営業所等の名称	変 更 後	
	変 更 前	
所 在 地		
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		

変更の届出（農林中央金庫代理業を営む営業所又は事業所の廃止）

別紙様式 7－4－6

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を営む営業所等の廃止届出書

農林中央金庫代理業を営む営業所等を廃止いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止した営業所等の名称	
所在地	
廃止年月日	年 月 日 ()
理由	

(注) 添付書類

- 1 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（他に営む業務の種類の変更）

別紙様式 7－4－7

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

他に営む業務の種類の変更届出書

他に営む業務の種類を変更いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

開始（廃止）した業務の種類	
開始（廃止）年月日	年 月 日（ ）
理由	

(注) 添付書類
業務を開始する場合にあたっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

変更の届出（農林中央金庫代理業者の業務の内容及び方法の変更）

別紙様式 7－4－8

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業務の内容及び方法の変更届出書

業務の内容及び方法について変更いたしますので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 39 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		

- (注) 添付書類
- 1 変更後の農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法を記載した書面
 - 2 農林中央金庫代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表

別紙様式 7-5-1

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を廃業いたしましたので、農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用する銀行法52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃業年月日	年 月 日 ()
理由	

- 1 法人であるときは、農林中央金庫代理業を廃止することを決定した株主総会の議事録
- 2 廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 3 廃業の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（会社分割（吸収分割）による農林中央金庫代理業の全部承継）

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業の廃業届出書

農林中央金庫代理業を廃業いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

承 継 先 の 商 号	
吸 収 分 割 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 吸収分割契約の内容を記載した書面
- 2 吸収分割承継会社の登記事項証明書
- 3 農林中央金庫代理業の全部を承継させることを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 会社分割の手続を記載した書面

別紙様式 7-5-3

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を廃業いたしましたので、農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用する銀行法52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

譲渡先の商号又は名称	
譲渡年月日	年 月 日 ()
理由	

- 1 譲渡契約書
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 農林中央金庫代理業の全部を譲渡することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 事業譲渡の手続を記載した書面

廃業等の届出（農林中央金庫代理業者である個人の死亡）

別紙様式 7－5－4

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
氏 名
相続人の氏名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業の廃業届出書

農林中央金庫代理業を廃業いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

死 亡 年 月 日	年 月 日 ()
-----------	-----------

- (注) 添付書類
- 1 当該農林中央金庫代理業者である個人の除籍簿の謄本
 - 2 当該農林中央金庫代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

別紙様式 7-5-5

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業を廃業いたしましたので、農林中央金庫法第95条の4において読み替えて準用する銀行法52条の52第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

合併の相手方の商号又は名称	
合 併 年 月 日	年 月 日 ()
合 併 の 方 法	
理 由	

- 1 合併契約書
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 合併の手続を記載した書面

廃業等の届出（農林中央金庫代理業者である法人の破産）

別紙様式 7－5－6

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
 農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
 商号又は名称
 代表者
 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

農林中央金庫代理業の廃業届出書

農林中央金庫代理業を廃業いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

破産手続開始の申立てを行なった年月日	年 月 日（ ）
破産手続開始の決定を受けた年月日	年 月 日（ ）

- （注）添付書類
- 1 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面
 - 2 破産手続開始の決定後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（農林中央金庫代理業者である法人の解散）

別紙様式 7－5－7

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

農林中央金庫代理業の廃業届出書

農林中央金庫代理業を廃業いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 52 条の 52 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解 散 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 清算人に係る登記事項証明書
- 2 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

業務開始

別紙様式 7 - 6

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業 務 開 始 届 出 書

農林中央金庫代理業の業務を〇〇年〇〇月〇〇日（〇）に開始いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 53 条第 4 項の規定に基づきお届けいたします。

定款変更
別紙様式 7－7

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

定 款 変 更 届 出 書

定款を変更いたしましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 変更後の定款 (写) を添付すること

委託契約書（再委託契約書）の変更
別紙様式 7－8

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

委託契約書の変更届出書

農林中央金庫代理業に係る委託契約書（再委託契約書）を変更しましたので、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 変更後の委託契約書又は再委託契約書（写）を添付すること

変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事した場合）（半期分提出用）

別紙様式 7－9－1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7－9－1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7－9－1 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7－9－1 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	変更年月日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7－9－1 の 3

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
業 務 の 種 類	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 記載要領
申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事した役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事した役員の氏名を記載すること

変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しなくなった場合）（半期分提出用）

別紙様式 7－9－2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7－9－2 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7－9－2 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7－9－2 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	変更年月日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7－9－2 の 3

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる 営業所等の所在地	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名を記載すること

変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人又は農林中央金庫代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）（半期分届出用）

別紙様式 7－9－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7－9－3 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7－9－3 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7－9－3 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商 号 又 は 名 称	変 更 事 項	変更年月日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7－9－3 の 3

当該他の法人の商号又は名称		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

変更の届出（農林中央金庫代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）

別紙様式 7－10

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書
（ 年度 半期分）

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7－10 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7－10 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7-10 の 2

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書
総括表（ 年度 半期分）

氏名					
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変 更 事 項	変 更 年 月 日	理 由

（注）半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7-10 の 3

当該法人等の商号又は名称		
変更事項	変 更 後	
	変 更 前	
当該法人等の主たる営業所等の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称		
当該法人等の業務の内容		
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等
又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）

別紙様式 7－1 1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

子法人等に係る変更届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7－1 1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7－1 1 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7-11 の 2

子法人等に係る変更届出書 総括表 (年度 半期分)

商号又は名称					
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変 更 事 項	変 更 年 月 日	理 由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7-11 の 3

当該法人等の商号又は名称		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
当該法人等の主たる営業所等の所在地		
当該法人等の代表者の氏名又は商号若しくは名称		
当該法人等の業務の内容		
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）
（半期分届出用）

別紙様式 7－12－1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が新たに営む事業に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7－12－1 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7－12－1 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7-12-1 の 2

役員が新たに営む事業に係る届出書 総括表 (年度 半期分)

商号又は名称

[illegible]

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7-12-1 の 3

当 該 事 務 所 の 名 称	
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
新 た に 営 む 事 業 の 種 類	
役 員 の 氏 名	
開 始 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）
（半期分届出用）

別紙様式 7－1 2－2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が営む事業の廃止に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7－1 2－2 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7－1 2－2 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7-12-2 の 2

役員が営む事業の廃止に係る届出書 総括表 (年度 半期分)

商号又は名称

[illegible]

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7－12－2 の 3

当 該 事 務 所 の 名 称	
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	
廃 止 し た 事 業 の 種 類	
役 員 の 氏 名	
廃 止 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

変更の届出（農林中央金庫代理業者である法人の役員が営んでいる事業の変更）
（半期分届出用）

別紙様式 7－1 2－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が営む事業の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- （注） 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 7－1 2－3 の 2）を作成し、個別表（別紙様式 7－1 2－3 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

別紙様式 7-12-3 の 2

役員が営む事業の変更に係る届出書 総括表 (年度 半期分)

[illegible]

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

別紙様式 7－12－3 の 3

当 該 事 務 所 の 名 称		
変 更 の 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

不祥事件等

別紙様式 7－13

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

不祥事件等届出書

標記のことについて、農林中央金庫法第 95 条の 4 において読み替えて準用する銀行法 53 条第 4 項及び農林中央金庫法施行規則第 147 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 不祥事件等届出書の提出後、追加等すべき事項がある場合は本様式を準用し、その旨（追加等）を表題に記載すること
- 2 別紙は、農林中央金庫法施行規則第 147 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に係るものについては別紙様式 7－13 の 2 により、同項第 4 号に係るものについては別紙様式 7－13 の 3 により、同項第 3 号及び第 6 号に係るものについては別紙様式 7－13 の 2 または 7－13 の 3 を適宜準用して届け出るものとする

別紙様式 7－13 の 2

商 号 、 名 称 又 は 氏 名		
事 故 発 生 営 業 所 名		
事 故 者	氏 名	
	職 名	
	年 齢	歳
	入 社 年 月 日	年 月 日
	当 社 で の 職 歴	
事 件 の 概 要		
不祥事件等届出書の該当条項		
発 覚 年 月 日		年 月 日 ()
発 生 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月間)
事故金額 (累計事故金額)		千円 (千円)
実 損 見 込 額		千円
発 覚 の 端 緒		
発 生 要 因 分 析		
事後措置又は要改善事項		
人 事 処 分 内 容		

別紙様式 7-13 の 3

商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
事 故 発 生 営 業 所 名	
事 故 の 区 分	
事 故 の 概 要	
不祥事件等届出書の該当条項	
発 覚 年 月 日	年 月 日 ()
発 生 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 か月間)
事故金額 (累計事故金額)	千円 (千円)
実 損 見 込 額	千円
発 覚 の 端 緒	
発 生 要 因 分 析	
事後措置又は要改善事項	

- (注) 1 「事故の区分」欄には「現金の紛失」等の別を記載すること
 2 人事処分がある場合は、「事後措置又は要改善事項」欄の次に「人事処分内容」欄を設け記載すること

農林中央金庫代理業に関する報告書の縦覧
別紙様式 7－14

農林中央金庫代理業に関する報告書縦覧申請書

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

縦覧の目的	
-------	--

許可番号	農中代理業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納

(注)「許可番号」欄は、縦覧を希望する報告書に係る農中代理業者に許可番号が付されていない場合にあっては、記入不要。

上記農中代理業に関する報告書を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
職 業 _____

貸出	時 分
返納	時 分

外国銀行代理事業（業務）に係る認可
別紙様式 8－1－1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

外国銀行代理事業（業務）に係る認可申請書

外国銀行代理事業（業務）を行い（営み）たく、農業協同組合法第 11 条の 12（農林中央金庫法第 59 条の 4 第 1 項）の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

1. 所属外国銀行の商号及び代表者	
2. 所属外国銀行の役員 及び従業員	
3. 所属外国銀行の業務の種類	
4. 所属外国銀行及び所属外国 銀行グループの組織図	
5. 外国銀行代理事業（業務）を行 う（営む）事務所の名称・所在 地及び取り扱う業務の内容	

(別添 1 : 外国銀行代理事業 (業務) を行う (営む) 事務所の名称及び所在地)

系統金融機関名

【 所属外国銀行名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	取り扱う業務の内容
(主たる事務所)		
(従たる事務所)		
(従たる事務所)		
(従たる事務所)		

(注) 添付書類

- 1 理由書
- 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面
- 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
- 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面
- 5 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 6 当該系統金融機関と所属外国銀行との間の当該認可の申請に係る外国銀行代理事業 (業務) の委託契約書の案
- 7 当該認可の申請に係る外国銀行代理事業 (業務) の内容及び方法を記載した書面
- 8 外国において外国銀行代理事業 (業務) を行う (営む) にあたって適用される当該外国の法制度の内容及び当該法制度を満たすための申請者における態勢整備の状況を記載した書面 (外国銀行代理事業 (業務) を行うにあたって外国当局の許認可等の取得が必要な場合には当該許認可等 (写) の和訳を含む)
- 9 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

外国銀行代理業務に係る届出
別紙様式 8 - 1 - 2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
農林中央金庫
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

外国銀行代理業務に係る届出書

外国銀行代理業務を営みたく、農林中央金庫法第 59 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

1. 所属外国銀行の商号及び代表者	
2. 所属外国銀行の役員 及び従業員	
3. 所属外国銀行の業務の種類	
4. 所属外国銀行及び所属外国 銀行グループの組織図	
5. 外国銀行代理業を営む事務所 の名称・所在地 及び取り扱う業務の内容	
6. 実行(予定)日	年 月 日 ()

(別添 1 : 外国銀行代理業務を営む事務所の名称及び所在地)

農林中央金庫

【 所属外国銀行名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	取り扱う業務の内容
(主たる事務所)		
(従たる事務所)		
(従たる事務所)		
(従たる事務所)		

(注) 添付書類

- 1 理由書
- 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面
- 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
- 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面
- 5 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 6 農林中央金庫と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面
- 7 農林中央金庫と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案
- 8 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書
 別紙様式 8－2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
 財務（支）局長○○○○ 殿
 農林水産大臣 ○○○○ 殿
 都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
 系統金融機関名
 代表理事名
 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書

所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、農林中央金庫法第 59 条の 8
 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 1 号（農業協同組合及び農業協同組
 合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 12 号イ、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1
 項第 28 号イ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

資本金(出資)の額	変 更 後	(百万円) 換算レート 1 = 円
	変 更 前	(百万円)
実 行 日		年 月 日 ()
理 由		

所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書
 別紙様式 8－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
 財務（支）局長 ○○○○ 殿
 農林水産大臣 ○○○○ 殿
 都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
 系統金融機関名
 代表理事名
 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

所属外国銀行に関する商号（又は本店所在地）の変更届出書

所属外国銀行の商号（又は本店所在地）が変更になりましたので、農林中央金庫法第 59 条の 8
 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 2 号（農業協同組合及び農業協同組
 合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 12 号ロ、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1
 項第 28 号ロ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号（本店所在地）	変 更 後	
	変 更 前	
実 行 日	年 月 日（ ）	
理 由		

所属外国銀行に関する合併届出書
 別紙様式 8－4

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
 財務（支）局長 ○○○○ 殿
 農林水産大臣 ○○○○ 殿
 都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
 系統金融機関名
 代表理事名
 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

所属外国銀行に関する合併届出書

所属外国銀行が合併をしましたので、農林中央金庫法第 59 条の 8 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 12 号ハ、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 28 号ハ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商 号 及 び 代 表 者	
	本 店 所 在 地	
	所属外国銀行の役員 及 従 業 員 の 数	従業員 名
	所 属 外 国 銀 行 の 業 務 の 種 類	
	所 属 外 国 銀 行 及 び 所 属 外 国 銀 行 グ ル ー プ の 組 織 図	
実 行 日		年 月 日（ ）
理 由		

（注）添付書類は 8－1 を参照すること

所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書
 別紙様式 8－5

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
 財務（支）局長 ○○○○ 殿
 農林水産大臣 ○○○○ 殿
 都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
 系統金融機関名
 代表理事名
 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書

所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、農林中央金庫法第 59 条の 8
 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 3 号（農業協同組合及び農業協同組
 合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 12 号ハ、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1
 項第 28 号ハ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

事業譲渡（又は譲受け）の相手方	
事業譲渡（又は譲受け）の内容	
事業譲渡（又は譲受け） に伴う費用等	（ 百万円）換算レート 1 = 円
実 行 日	年 月 日（ ）
理 由	

（注） 1．「事業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること
 2． 事業譲渡の場合は、事業譲渡先外国銀行に係る書類（8－1 を参照）を添付すること

所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書
別紙様式 8－6

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行に関する解散（又は廃業）届出書

所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、農林中央金庫法第 59 条の 8 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 4 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 12 号ニ、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 28 号ニ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解 散 （ 又 は 廃 業 ） 年 月 日	年 月 日 （ ）
理 由	

（注）添付書類
清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書
別紙様式 8－7

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行に関する銀行業免許等取り消しに係る届出書

所属外国銀行が銀行業の免許を取り消しされたので、農林中央金庫法第 59 条の 8 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 5 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 12 号ホ、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 28 号ホ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

免許取消し等年月日	年 月 日（ ）
理 由	

所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書
別紙様式 8－8

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
財務（支）局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書

所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、農林中央金庫法第 59 条の 8 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 6 号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 58 条第 1 項第 12 号へ、農林中央金庫法施行規則第 150 条第 1 項第 28 号へ）の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

破産手続開始の申立てを行なった年月日	年 月 日 ()
破産手続開始の決定を行なった年月日	年 月 日 ()

所属外国銀行に関する発行済株式（出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書
 別紙様式 8－9

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
 農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
 農林中央金庫
 代表理事名
 （担当部署、担当者、担当者連絡先）

所属外国銀行に関する発行済株式（又は出資の総額）の
 百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書

所属外国銀行の発行済株式（又は出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者に変更があ
 ったので、農林中央金庫法第 59 条の 8 において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項
 第 7 号及び農林中央金庫法施行規則第 85 条の 34 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいた
 します。

記

株主（又は出 資者）の構成	変 更 前			変 更 後		
	氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数 （又は出資金額）	割 合	氏 名 又 は 名 称	所 有 株 式 数 （又は出資金額）	割 合
		千株 （百万円）	%		千株 （百万円）	%

業務代理組合に行わせる代理事業の認可（又は変更認可）

別紙様式 9－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

系統金融機関名

代表理事名

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

業務代理組合の代理事業に係る認可（変更認可）申請書

業務代理組合に代理事業を行わせることについて、再編強化法第 42 条第 3 項の規定に基づき、認可（変更認可）を申請いたします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（注）添付書類

- 1 別紙様式 9－1－1（再編強化法施行規則第 11 条第 1 項に掲げる書類）
- 2 再編強化法施行規則第 11 条第 2 項に掲げる書類
（再編強化法施行規則第 11 条第 3 項に掲げる書類）

別紙様式 9－1－1

1. 名 称	
2. 役 員 の 氏 名	別添 1 のとおり
3. 代理事業を行う事務所の 名称及び所在地	別添 2 のとおり
4. 所属農林中央金庫等の 名称	
5. 組 合 業 務 の 種 類	別添 3 のとおり
6. 役員の兼職又は兼業状況	別添 4 のとおり
7. 業務代理組合の子法人等 の状況	別添 5 のとおり

(記載上の注意)

上記の各項目に変更があったときは、別表第 1（再編強化法施行規則第 11 条第 8 項関係）の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類（正・副各 1 部）を提出すること。

(別添 1 : 役員の氏名)

名称
(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(別添2：代理事業を行う事務所の名称及び所在地)

【 名 称 】

(年 月 日現在)

代理事業を行う 事務所の「名称」	代理事業を行う 事務所の「所在地」	資金の貸付け を内容とする 契約の締結		貯金若しくは 預金又は定期 積金の受入を 内容とする契 約の締結		手形の割引を 内容とする契 約の締結		為替取引を内 容とする契約 の締結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる事務所)										
(従たる事務所)										
(従たる事務所)										
(従たる事務所)										

(注意事項)

- 1 代理事業を行う事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる事務所及びその他の事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 2 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、貯金若しくは預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 3 「取り扱う業務の内容」には、代理業務として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「貯金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「貯金の種類」として円貨の「当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、譲渡性貯金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の用途」として特定の用途がある場合は当該用途「長短運転資金、設備資金など」の別を、用途が特定されないものについてはその旨を記載すること。

(別添 3 : 組合業務の種類)

名称
(年 月 日現在)

組合業務の種類

(注意事項)
「組合業務の種類」には、農協法第 10 条に掲げる事業に則って記載すること。

(別添 4 : 役員の兼職又は兼業状況)

名称
(年 月 日現在)

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事し、又は事業を 行う他の法人又は事業所 の商号若しくは名称	主たる事務所の 所在地	業務の種類

(注意事項)
「業務の種類」は、常務に従事している他の法人又は事業所の業務の種類であり、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること。

(別添 5：業務代理組合の子法人等の状況)

名称
(年 月 日現在)

子法人等の商号 又 は 名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	代表者の氏名	業務の種類

(注意事項)
「業務の種類」は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること。

変更の届出（名称）

別紙様式 9－2－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

業務代理組合の名称の変更届出書

業務代理組合の名称を変更いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

業務代理組合の名称	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日（ ）	
理 由		

- （注）添付書類
- 1 業務代理組合の登記事項証明書（これに準ずるものを含む）。
 - 2 変更後の定款及び総会の議事録

変更の届出（役員の変更）

別紙様式 9－2－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業務代理組合の役員の変更届出書

役員の就任（退任）がありましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役員の氏名又は名称及び役職名	
就 任 （ 退 任 ） 年 月 日	年 月 日 （ ）
理 由	

- (注) 添付書類
- 1 業務代理組合の登記事項証明書（これに準ずるものを含む）。
 - 2 就任する役員に係る履歴書
 - 3 就任する役員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - 4 就任する役員に係る婚姻前の氏名を、氏名に併せて再編強化法施行規則第 8 項の届出書に記載した場合において、3 に掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
 - 5 就任する役員について、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 14 号イ(1)から(8)までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

変更の届出（代理事業を行う事務所の設置）

別紙様式 9－2－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

代理事業を行う事務所の設置届出書

代理事業を行う事務所を設置いたしましたので、再編強化法施行規則第11条第8項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

設 置 し た 事 務 所 の 名 称	
所 在 地	
設 置 し た 事 務 所 で 行 う 代 理 事 業 の 内 容	
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日 ()
休 日	
理 由	

(注) 1 記載要領

「設置した事務所で行う代理事業の内容」欄に業務を代理させる農中等の名称を記載すること。

2 添付書類

- ① 設置した事務所の組織及び人員配置を記載した書面
- ② 設置した事務所の付近見取図（近隣に業務を代理させる農中等がある場合には、その距離を記載したもの。）
- ③ 設置した事務所の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。）
- ④ 利用者情報管理体制及び利用者の財産と業務代理組合の財産との分別管理体制を記載した書面

変更の届出（代理事業を行う事務所の所在地の変更）

別紙様式 9－2－4

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

代理事業を行う事務所の所在地の変更届出書

代理事業を行う事務所の所在地を変更いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

事 務 所 の 名 称		
所 在 地	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		年 月 日（ ）
休 日		
理 由		

変更の届出（代理事業を行う事務所の名称の変更）

別紙様式 9－2－5

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

代理事業を行う事務所の名称の変更届出書

代理事業を行う事務所の名称を変更いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

事務所の名称	変更後	
	変更前	
所在地		
変更年月日	年 月 日 ()	
理由		

変更の届出（代理事業を行う事務所の廃止）

別紙様式 9－2－6

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

代理事業を行う事務所の廃止届出書

代理事業を行う事務所を廃止いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止した事務所の名称	
所在地	
廃止年月日	年 月 日（ ）
理由	

（注）添付書類

- 1 廃止までの日程を記載した書面（利用者情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 廃止後の措置を記載した書面（利用者情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（組合業務の種類の変更）

別紙様式 9－2－7

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

組合業務の種類の変更届出書

業務代理組合が行う組合業務の種類を変更いたしましたので、再編強化法第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

開始（廃止）した組合業務の種類	
開 始 （ 廃 止 ） 年 月 日	年 月 日 （ ）
理 由	

（注）添付書類
組合業務を開始する場合にあたっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

変更の届出（業務代理組合の役員が、新たに他の法人の常務に従事することとなった場合）

別紙様式 9－2－8－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

業務代理組合の役員兼職状況の変更に係る届出書

業務代理組合の役員が、新たに他の法人の常務に従事することとなりましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該他の法人の商号又は名称	
主たる営業所等の所在地	
業 務 の 種 類	
変 更 年 月 日	年 月 日（ ）
常務に従事することとなった役員 の 氏 名	
理 由	

変更の届出（業務代理組合の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなった場合）

別紙様式 9－2－8－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

業務代理組合の役員兼職状況の変更に係る届出書

業務代理組合の役員が、他の法人の常務に従事しないこととなりましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該他の法人の商号又は名称	
当該他の法人の主たる営業所等の所在地	
当該他の法人の常務に従事しないこととなった役員の氏名	
理 由	

変更の届出（業務代理組合の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称及び業務の種類に変更があった場合）

別紙様式 9－2－8－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

業務代理組合の役員兼職状況の変更に係る届出書

業務代理組合の役員が常務に従事する他の法人の商号（名称若しくは業務の内容）の変更がありましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日（ ）	
理 由		

変更の届出（業務代理組合の子法人等の変更）

別紙様式 9－2－9

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業務代理組合の子法人等に係る変更届出書

業務代理組合の子法人等について〇〇を変更いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該子法人等の商号又は名称		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
当該子法人等の主たる営業所又は事務所の所在地		
当該子法人等の代表者の氏名		
当該子法人等の業務の種類		
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の内容についての変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（業務代理組合の役員が行っている事業の変更（追加））

別紙様式 9－2－10－1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が新たに行う事業に係る届出書

業務代理組合の役員が新たに事業を行うこととなりましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

新 た に 行 う 事 業 の 種 類	
開 始 年 月 日	年 月 日（ ）
理 由	

変更の届出（業務代理組合の役員が行っている事業の変更（廃止））

別紙様式 9－2－10－2

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が行う事業の廃止に係る届出書

業務代理組合の役員が行う事業を廃止いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止した事業の種類	
廃止年月日	年 月 日（ ）
理由	

変更の届出（業務代理組合の役員が行っている事業の変更（変更））

別紙様式 9－2－10－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

役員が行う事業の変更に係る届出書

業務代理組合の役員が行う事業を変更いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 の 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日（ ）	
理 由		

変更の届出（代理事業の内容及び方法の変更）

別紙様式 9－2－1 1

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
（担当部署、担当者、担当者連絡先）

代理事業の内容及び方法の変更届出書

代理事業及び方法について変更いたしますので、再編強化法施行規則第 11 条第 8 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 内 容 （及び方法）	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日（ ）	
理 由		

- （注）添付書類
- 1 変更後の代理事業の内容及び方法を記載した書面
 - 2 代理事業の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表

定款変更
別紙様式 9－3

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

定款変更届出書

業務代理組合の定款を変更いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 40 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 変更後の定款（写）を添付すること

委託契約書の変更
別紙様式 9－4

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

委託契約書の変更届出書

代理事業に係る委託契約書を変更いたしましたので、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 40 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 変更後の委託契約書 (写) を添付すること

不祥事件等
別紙様式 9－5

年 月 日

財務（支）局長 ○○○○ 殿
金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
系統金融機関名
代表理事名
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

不祥事件等届出書

標記のことについて、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 40 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

_____ ○ _____

- (注) 1 不祥事件等届出書の提出後、追加等すべき事項がある場合は本様式を準用し、その旨（追加等）を表題に記載すること
- 2 別紙は、再編強化法施行規則第 11 条第 3 項第 40 号ニ(1)、(2)に係るものについては、別紙様式 9－5 の 2 により、同号ニ(3)に係るものについては別紙様式 9－5 の 3 により、同号ニ(4)に係るものについては、別紙様式 9－5 の 2 又は別紙様式 9－5 の 3 を適宜準用して届け出るものとする

別紙様式 9－5 の 2

商 号 、 名 称 又 は 氏 名		
事 故 発 生 事 務 所 名		
事 故 者	氏 名	
	職 名	
	年 齢	歳
	入 社 年 月 日	年 月 日
	当 社 で の 職 歴	
事 件 の 概 要		
不祥事件等届出書の該当条項		
発 覚 年 月 日		年 月 日 ()
発 生 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月間)
事故金額 (累計事故金額)		千円 (千円)
実 損 見 込 額		千円
発 覚 の 端 緒		
発 生 要 因 分 析		
事後措置又は要改善事項		
人 事 処 分 内 容		

別紙様式 9－5 の 3

商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
事 故 発 生 事 務 所 名	
事 故 の 区 分	
事 故 の 概 要	
不祥事件等届出書の該当条項	
発 覚 年 月 日	年 月 日 ()
発 生 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月間)
事故金額 (累計事故金額)	千円 (千円)
実 損 見 込 額	千円
発 覚 の 端 緒	
発 生 要 因 分 析	
事後措置又は要改善事項	

- (注) 1 「事故の区分」欄には「現金の紛失」等の別を記載すること
2 人事処分がある場合は、「事後措置又は要改善事項」欄の次に「人事処分内容」欄を設け記載すること

代理事業に関する報告書の縦覧
別紙様式 9－6

代理事業に関する報告書縦覧申請書

年 月 日

〇〇財務（支）局長 〇〇〇〇 殿
金融庁長官 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

縦覧の目的	
-------	--

許可番号	業務代理組合の商号、名称又は氏名	貸出	返納

上記代理事業に関する報告書を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
職 業 _____

貸出	時 分
返納	時 分